

地震災害対策編

敦賀市地域防災計画

〈地震災害対策編〉

令和6年3月

敦賀市防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 策定方針	1
第2節 防災関係機関の事務または業務の大綱.....	3
第3節 市の災害環境.....	10
第4節 防災ビジョン.....	12
第2章 災害予防計画.....	13
第1節 防災知識普及計画.....	13
第2節 自主防災組織育成計画.....	17
第3節 ボランティア育成・確保計画.....	21
第4節 避難対策計画.....	23
第5節 防災訓練計画.....	28
第6節 飲料水、食糧、生活必需品の確保計画.....	30
第7節 要配慮者災害予防計画.....	32
第8節 医療救護予防計画.....	40
第9節 地震に強いまちづくり計画.....	42
第10節 火災予防計画.....	45
第11節 地盤災害予防計画.....	48
第12節 浸水予防計画.....	51
第13節 建築物災害予防計画.....	53
第14節 交通施設災害予防計画.....	57
第15節 上下水道施設災害予防計画.....	60
第16節 通信施設、放送施設災害予防計画.....	62
第17節 電力施設、ガス施設災害予防計画.....	65
第18節 危険物等災害予防計画.....	69
第19節 積雪期の地震災害予防計画.....	72
第20節 広域的相互応援体制整備計画.....	75
第21節 交通輸送体系整備計画.....	77
第22節 緊急事態管理体制整備計画.....	79
第3章 災害応急対策計画.....	85
第1節 応急活動体制計画.....	85

第2節	広域的応援対応計画	100
第3節	自衛隊災害派遣要請計画	104
第4節	ボランティア受入計画	108
第5節	地震情報等の伝達計画	111
第6節	災害情報収集伝達計画	116
第7節	通信運用伝達計画	122
第8節	災害広報計画	125
第9節	避難計画	129
第10節	被災者救出計画	141
第11節	要配慮者応急対策計画	144
第12節	医療救護計画	146
第13節	消防応急対策計画	151
第14節	水防計画	154
第15節	災害警備計画	156
第16節	飲料水、食糧、生活必需品の供給計画	162
第17節	緊急輸送及び障害物の除去計画	168
第18節	交通施設応急対策計画	172
第19節	上水道、下水道施設応急対策計画	176
第20節	通信、放送施設応急対策計画	178
第21節	電力、ガス施設応急対策計画	182
第22節	危険物施設等応急対策計画	187
第23節	住宅応急対策計画	190
第24節	廃棄物処理計画	193
第25節	防疫、食品衛生計画	196
第26節	遺体の捜索、処置、埋葬計画	200
第27節	教育再開計画	202
第28節	災害救助法の適用に関する計画	205
第29節	要員確保計画	213
第30節	生業に必要な資金の貸与計画	216
第31節	物価対策計画	217
第4章	災害復旧計画	218
第1節	公共施設の災害復旧計画	218
第2節	市民生活安定計画	220
第3節	経済秩序安定計画	225
第4節	復興計画	227

第1章 総則

節	項 目
1	策定方針
2	防災関係機関の事務または業務の大綱
3	市の災害環境
4	防災ビジョン

第1章 総則

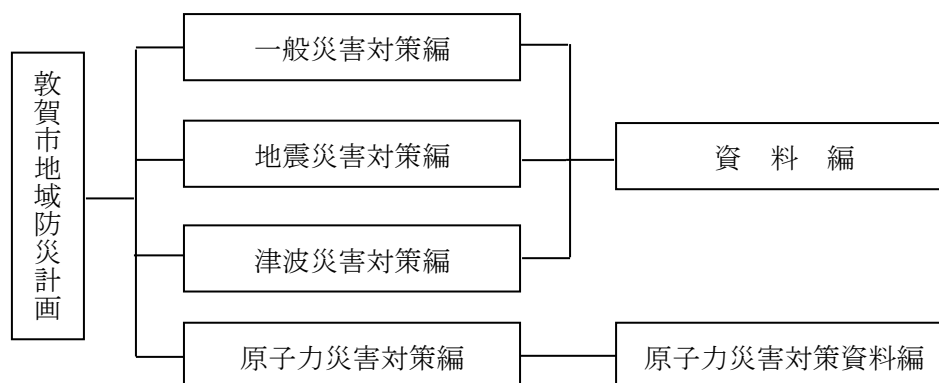
第1節 策定方針

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、敦賀市の地域に係る災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定め、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関等が防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより市民の生命と財産を災害から守るとともに、市民一人一人の自覚及び努力を促すことにより、できるだけその被害を軽減し、社会秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は地震災害を対象とするものであり、地震発生の予知が困難なこと、突発的な発生により被害が広域にわたること、火災等二次災害を引き起こすといった特性を持っていることを踏まえ、「敦賀市地域防災計画」の「地震災害対策編」として策定する。



第3 計画の構成

この計画は、次の4章からなる。

1 総則

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体並びに防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱

2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、また、災害が発生した場合にその被害を最小限度にとどめるための事前対策

3 災害応急対策計画

災害が発生、または発生する恐れがある場合に、災害の発生を防ぎよし、または災害の拡大を防止するための応急対策

4 災害復旧計画

応急対策後、災害復旧の実施にあたっての基本的な方針及び対策

第4 計画の周知徹底

市及び防災関係機関は、この計画の実効性確保のため、それぞれの責務が十分果たせるよう、平素から研究、訓練等の方法により計画の習熟に努めるとともに、この計画の内容についての市民の理解と協力が得られるよう広く普及を図り、この計画が市民の防災活動の指針として十分機能するよう市民への周知徹底を図る。

第5 計画の効果的推進

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して積極的に地域を守るような社会の構築に努める。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画の拡大に努める。

さらに、新型コロナウイルス感染症が発生し、拡大している状況を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

また、国が令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による国土強靱化の取組みの更なる加速化・進化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

第6 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第2節 防災関係機関の事務または業務の大綱

第1 各関係機関の役割分担

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関等が処理すべき事務または業務は、おおむね次のとおりとする。

1 敦賀市

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
1 敦賀市	(1) 市防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 防災上必要な教育及び訓練 (4) 防災のための調査研究 (5) 防災思想の普及 (6) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 (7) 災害の予防と拡大防止 (8) 救難、救助、防疫等被災者の救護 (9) 災害応急対策及び災害復旧資材の確保 (10) 災害対策要員の動員、借上げ (11) 災害時における交通、輸送の確保 (12) 災害時における文教対策 (13) 災害復旧の実施 (14) 市防災施設の応急対策 (15) 県、他市町、管内関係機関との連絡調整 (16) ボランティアの受け入れに関する措置
2 敦賀美方消防組合	(1) 災害予防並びに災害による市民の生命、身体及び財産の保護 (2) 災害時における救助及び避難の誘導

2 福井県

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
1 福井県	(1) 福井県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備 (3) 防災上必要な教育及び訓練 (4) 防災思想の普及 (5) 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 (6) 災害の予防と拡大防止 (7) 救難、救助、防疫等被災地の救護 (8) 災害応急対策及び災害復旧資材の確保と物価の安定 (9) 災害時における交通、輸送の確保 (10) 災害時における文教対策 (11) 災害時における公安警備 (12) 被災産業に対する融資等の対策 (13) 被災施設の復旧 (14) 被災県営施設の応急対策 (15) 災害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整 (16) 市町が処理する事務、業務の指導、指示、あっせん (17) 義援金、義援物資の受け入れ及び配分

2 嶺南振興局 二州県民サービス室 二州県税相談室 二州農林部	(1) 振興局各機関との連絡調整 (2) 災害時における県税の特別措置 (3) 農作物の災害応急対策等の指導
3 嶺南振興局 敦賀土木事務所	(1) 道路、橋りょう及び河川の維持管理並びに被災施設の復旧 (2) 応急仮設住宅の建設
4 嶺南振興局 敦賀港湾事務所	(1) 港湾施設の維持復旧 (2) 被災施設の復旧
5 嶺南振興局 二州健康福祉センター	(1) 災害時における防疫、救護等の実施 (2) 災害時における公衆衛生の向上及び増進 (3) 医薬品及び防疫用薬剤等資材の調達
6 県警察（敦賀警察署）	(1) 災害情報収集 (2) 周辺住民及び一時滞在者への情報伝達 (3) 避難誘導 (4) 避難路、緊急交通路の確保等交通規制 (5) 救出救助 (6) 緊急輸送の支援 (7) 行方不明者の捜索 (8) 検視及び身元確認 (9) 犯罪の予防及び社会秩序の維持 (10) 広報活動

3 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
1 中部管区警察局 （福井県情報通信部）	(1) 管内各県警察の指導・調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 関係機関との協力 (4) 情報の収集及び連絡 (5) 警察通信の運用
2 北陸農政局 福井県拠点	(1) 災害時における主要食糧に関する県及び本省との連絡調整 (2) 災害対策用備蓄乾パンの要請、運送及び引渡
3 福井地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施

4	近畿中国森林管理局 福井森林管理署	(1) 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備 (2) 国有林における予防治山施設による災害予防 (3) 国有林における荒廃地の復旧 (4) 災害対策・復旧用材の供給 (5) 林野火災の予防
5	中部運輸局 福井運輸支局	(1) 交通施設及び設備の整備に関すること (2) 所管事業者への災害に関する予警報の伝達指導 (3) 災害時における所管事業に関する情報の収集 (4) 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導 (5) 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整 (6) 緊急輸送命令
6	北陸地方整備局 敦賀港湾事務所	(1) 港湾区域内の直轄港湾施設の整備並びに防災施設の施工 (2) 被災港湾施設の災害復旧
7	敦賀海上保安部	(1) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに災害における援助、流出油の防除等に関する指導 (2) 船舶交通の障害の除去及び規制 (3) 海上衝突予防法及び港則法の励行指導 (4) 沿岸水域における巡視警戒
8	近畿地方整備局 福井河川国道事務所 敦賀国道維持出張所	(1) 公共土木施設の整備と防災管理 (2) 災害の発生防ぎよと拡大防止 (3) 被災施設の復旧 (4) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の派遣並びに災害緊急対応の実施
9	福井労働局 敦賀労働基準監督署	(1) 事業場における災害防止の監督指導 (2) 事業場における発生災害の原因調査と事故対策の指導
10	福井労働局 敦賀公共職業安定所	(1) 災害時における労働者等の供給 (2) 被害者に対する職業のあっせん等
11	国立病院機構 敦賀医療センター	(1) 災害時における医療救護活動 (2) 避難施設等の整備と防災訓練 (3) 救護班の編成

4 自衛隊

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
1 自衛隊	(1) 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
1 日本郵便（株） 市内各郵便局	(1) 災害時における郵政事業運営の確保 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策 (3) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金の短期融資 (4) 被災者の避難先及び被災状況の情報提供
2 日本赤十字社 福井県支部 敦賀市地区	(1) 災害時における被災者の医療救護及びこころのケア (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金品の募集、配分 (4) 血液製剤の供給
3 西日本電信電話（株） 福井支店	(1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達 (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対する通信施設の優先的な措置 (3) 防災応急措置を実施するために必要な公衆通信施設の整備 (4) 発災に備えた災害応急対策資機材、人員の配備 (5) 災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧
4 北陸電力（株）敦賀営業所、北陸電力送配電（株）敦賀配電センター 北陸電力（株）敦賀火力発電所 日本原子力発電（株）敦賀発電所 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構敦賀事業本部	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災電力施設の復旧 (4) 県、市町、関係機関、各電力会社との連携 (5) 被災状況、復旧見込みなど広報活動の実施
5 （社）福井県LP ガス協会敦賀支部	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時におけるガス供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧 (4) 県、市町、関係機関との連携 (5) 被災状況、復旧見込みなど広報活動の実施

6 西日本旅客鉄道（株） 敦賀地域鉄道部	(1) 施設の整備と防災管理 (2) 災害時における輸送の確保 (3) 被災者等の緊急輸送 (4) 被災施設の復旧 (5) 県、市町、関係機関との連携 (6) 被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施
7 中日本高速道路（株） 金沢支社敦賀保全・ サービスセンター	(1) 道路及び防災施設の維持管理 (2) 被災施設の復旧 (3) 交通安全の確保
8 土地改良区	(1) 土地改良事業によって造成された施設の維持管理 (2) 災害復旧事業、湛水防除事業及び各種防災事業 の調査並びに測量設計業務
9 報道機関	(1) 市民に対する防災知識の普及と予警報等の迅速な 周知 (2) 市民に対する災害応急等の周知 (3) 社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協 力

6 公共的団体及び防災上必要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
1 敦賀市医師会	(1) 医療救護班の編成及び連絡調整 (2) 災害時における医療救護活動の実施
2 敦賀市社会福祉協議会	(1) 平常時における人材の育成 (2) 災害時におけるボランティアの受け入れ、調整
3 福井県農業協同組合 敦賀美方基幹支店	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策に協力 (2) 農作物の災害応急対策の指導 (3) 被災組合員に対する融資またはそのあっせん (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん (5) 農作物の需給調整
4 れいなん森林組合	(1) 市、県が行う被害状況調査及び応急対策に協力 (2) 被災組合員に対する融資またはそのあっせん
5 敦賀市漁業協同組合	(1) 市が行う被害状況調査及び災害応急対策に協力 (2) 被災組合員の被害状況調査及び災害応急対策の 指導 (3) 被災組合員に対する融資またはそのあっせん (4) 漁船及び共同利用施設の災害応急対策及び災害 復旧 (5) 水産物の需給調整 (6) 防災に関する情報の提供
6 敦賀商工会議所	(1) 商工業者に対する融資あっせん実施 (2) 災害時における中央資金源の導入 (3) 物価安定についての協力 (4) 救助用物資、復旧資材の確保、協力、あっせん
7 病院等医療施設管理者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 災害時における病人等の収容及び保護

	(3) 災害時における負傷者等の医療、助産救助
8 社会福祉施設管理者	(1) 避難施設の整備と避難訓練の実施 (2) 災害時における収容者の保護
9 金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資
10 学校法人	(1) 避難施設の整備、避難訓練の実施 (2) 被災時における応急教育対策計画の確立と実施
11 危険物関係施設の管理者	(1) 危険物施設の防護施設の設置 (2) 安全管理の徹底
12 自動車輸送機関	(1) 安全輸送の確保 (2) 災害対策用物資の輸送
13 町内会自主防災組織	(1) 自主防災組織等の確立及び訓練の実施 (2) 災害時における避難誘導 (3) 市が行う応急対策等に協力
14 文化事業団体	(1) 市が行う応急対策等に協力

7 防災関係機関の協力事項

(1) 各関係機関は、次の事項について相互に通報、連絡または報告するよう努める。

- ア 気象に関する情報
- イ 災害に関する情報
- ウ 市民からの通報のうち防災に関するもの
- エ 市民への避難、立退きなどの指示または勧告
- オ 市民の生命及び財産に関する被害状況
- カ 各機関毎の職員の出勤状況
- キ 市民に対する広報活動

(2) 各関係機関は、防災上特に必要があるときは、次の事項につきそれぞれ協力する。

- ア 職員の派遣
- イ 車両等資機材の貸与または提供
- ウ 各種資料の提供
- エ その他必要なもの

第2 各機関の連携

災害対策の実施に当たっては、国、県、市町、指定地方公共機関及び指定公共機関はそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。

併せて国、県、市町を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力の向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することにより、国、県、市町、事業者、住民等が一体となって防災対策を推進するものとする。

第3 市民及び事業所等の役割分担

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大規模な災害が発生した場合、市及び関係機関は全力をあげて応急対策を実施するが、その能力には自ずと限界がある。

このため、災害対策基本法第7条（住民等の責務）の規定に基づき、市民及び事業所等は、「自らの身の安全は自らが守る」ことを防災の基本に平常時から災害に対する備えを心掛けるとともに、災害発生時には自らが初期消火、近隣の負傷者や要配慮者の救助、市及び関係機関が行っている防災活動への協力など防災への寄与に努める。

<資料編>

資料 1 5 - 2 敦賀市防災条例

資料 1 5 - 3 敦賀市防災会議内規

資料 1 5 - 4 敦賀市防災会議委員一覧

資料 1 7 - 1 防災関係機関等連絡先一覧

第3節 市の災害環境

第1 自然的条件

一般災害対策編第1章第3節を参照。

第2 社会的条件

一般災害対策編第1章第3節を参照。

第3 地震被害想定

1 想定地震

本市が実施した防災アセスメントでは、直下型地震として市域に多大な被害を及ぼすと予想される敦賀断層（長さ25.5km、マグニチュード7.2）及び柳ヶ瀬断層（長さ32.4km、マグニチュード7.4）により発生する地震を想定地震とした。なお、太平洋の海溝で発生する海溝型地震は想定していない。

2 予測結果

想定断層		柳ヶ瀬断層			敦賀断層		
震度分布		5強～6強			5強～7		
液状化危険度分布		市街地のある低地と周辺の人工改変地（盛土地）で危険性が高い。			市街地のある低地と周辺の人工改変地（盛土地）で危険性が高い。		
建物被害	構造種別	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
	総棟数（棟）	22,306	6,982	29,288	22,306	6,982	29,288
	全壊棟数（棟）	7,552	1,148	8,700	10,504	1,380	11,884
	全壊率（％）	33.9	16.4	29.7	47.1	19.8	40.6
	半壊棟数（棟）	4,757	668	5,424	3,139	753	3,893
	半壊率（％）	21.3	9.6	18.5	14.1	10.8	13.3
	被害棟数（棟）	12,308	1,816	14,124	13,643	2,133	15,777
被害率（％）	55.2	26.0	48.2	61.2	30.6	53.9	
火災被害	季節・時刻の条件	冬（18時）			冬（18時）		
	延焼出火点数	17			22		
	焼失棟数（棟）	4,381			4,467		
	焼失率（％）	15.0			15.3		
人的被害	死者（人）	910			1,050		
	負傷者（人）	1,630			1,860		
	罹災者（人）	33,200			38,200		
	避難者（人）	10,000			11,500		

注：1 被害棟数＝全壊棟数＋半壊棟数

2 建物被害棟数は小数点以下を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

<資料編>

資料 1－1 アセスメント調査概要

第4節 防災ビジョン

1 定義

防災ビジョンは、中長期的、総合的な視点のもとに本市の防災施策の基本を定めるものである。

2 防災ビジョンの目標

●災害に強いまちづくり

市民の尊い生命と貴重な財産を守るため、都市計画、建築、道路、河川、上下水道行政等と、民間のライフライン関係機関との連携を保ち、災害発生時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、ハード面の整備とソフト面の対策を組み合わせることで都市の防災対策を促進させるとともに、「自助、共助、公助」がバランスよく機能するよう、地域住民主体の自主防災組織の構築や他団体との相互応援協定の締結等、災害に強い安全な都市基盤の確立を総合的に推進する。

3 具体的施策

(1) 災害に強い都市基盤づくり

- ア 砂防
- イ 急傾斜地崩壊防止
- ウ 河川改修
- エ 海岸保全
- オ ライフライン施設
- カ 避難施設

(2) 要配慮者対策の確立

- ア 支援体制
- イ 救護体制

(3) 緊急事態管理体制の確立

- ア 緊急体制
- イ 通信連絡網
- ウ 相互応援体制

(4) 市民協力体制の確立

- ア 自主防災体制
- イ 協力団体

第2章 災害予防計画

節	項	目
1	防災知識普及計画	
2	自主防災組織育成計画	
3	ボランティア育成・確保計画	
4	避難対策計画	
5	防災訓練計画	
6	飲料水、食糧、生活必需品の確保計画	
7	要配慮者災害予防計画	
8	医療救護予防計画	
9	地震に強いまちづくり計画	
10	火災予防計画	
11	地盤災害予防計画	
12	浸水予防計画	
13	建築物災害予防計画	
14	交通施設災害予防計画	
15	上下水道施設災害予防計画	
16	通信施設、放送施設災害予防計画	
17	電力施設、ガス施設災害予防計画	
18	危険物等災害予防計画	
19	積雪期の地震災害予防計画	
20	広域的相互応援体制整備計画	
21	交通輸送体系整備計画	
22	緊急事態管理体制整備計画	

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

実施担当	市民生活部、教育部、関係各部
------	----------------

第1 計画の方針

市は、防災業務に従事する関係職員及び市民の防災意識の高揚を図るため、気候変動の影響も踏まえつつ、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、市民に対する社会教育、防災に関する様々な動向や専門家の知見も取り入れた各種データの分かりやすい発信などを通じて、防災に対する関心を高め、防災知識を普及させる。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び警報や避難指示等防災情報の意味や重要性を住民に周知し、理解促進を図るものとする。

防災知識の普及に当たっては、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、児童・乳幼児、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに災害時の男女のニーズの違い等男女双方の支援に十分配慮するよう努める。

また、災害時に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者等が性犯罪やDV等の被害に遭わないよう、お互いに助け合いを促す環境づくりに努めるものとする。

第2 市民に対する防災知識の普及

1 普及の内容

- (1) 地震、津波に関する一般知識
- (2) 敦賀市地域防災計画の概要
- (3) 地震・津波災害事例
- (4) 敦賀市における被害想定
- (5) 危険地区、危険物等に関する知識
- (6) 平常時の心得（非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え）
- (7) 最低3日間、推奨1週間分の水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等への備蓄
- (8) 緊急地震速報のしくみと利用の際の心得
- (9) 地震、津波発生時の心得
- (10) 津波警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (11) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の整備

- (12) 各機関の防災対策
- (13) その他必要な事項

2 普及の方法

(1) 一般啓発事業

ア 防災啓発情報の提供

広報つるが、パンフレット、CATV防災放送、コミュニティFM、インターネットのホームページ、SNS等を通じて、防災啓発情報を提供する。

イ 防災まちづくり講座の開設

防災まちづくり講座を開設し、講義と見学を通じて市民の防災まちづくりへの参加を推進する。

ウ 講座、防災特集番組の放映

防災まちづくり講座の収録、防災啓発番組の作成等により、全世帯にCATV防災放送を通じて放映する。

(2) 出向啓発事業

ア 防災展示コーナーの設置

地域の防災訓練や防災イベントに防災展示コーナーを設置し、防災意識の向上を図る。

イ 自主防災組織との交流

自主防災組織が実施する研修会に参加し、行政と地域の防災交流を深める。

ウ 防災用品の購入助成事業の企画

防災用品の購入助成事業を企画し、市民の災害への備えを推進する。

第3 防災関係職員の防災研修

防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、専門家の知見等を活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。

1 研修の方法

- (1) 講習会、講演会等の開催
- (2) 見学、現地調査等の実施
- (3) 防災活動手引書等の配布
- (4) 訓練による実践的研修

2 研修の内容

- (1) 市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担

- (2) 非常参集の方法
- (3) 災害の特性
- (4) 防災知識と技術
- (5) 防災関係法令の運用
- (6) その他必要な事項

第4 学校における防災教育

市及び県は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。特に、土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

市、県及び国は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

- 1 児童生徒に対しての防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な行動力の修得を図る。
 - (1) 学校教育における防災知識の指導
 - (2) 防災訓練の実施
 - (3) 学校行事等における指導

- 2 教職員に対して災害時における児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火、災害時の児童等の心のケアなど災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

- 3 教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく。

第5 事業所等に対する防災教育

市は、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加や防災体制の整備の呼び掛けなどの防災に関する指導、助言を行う。

また、商工会議所と連携し、事業継続計画（BCP）や中小企業等による事業継続力強化計画の策定について普及啓発に努める。

第6 自動車運転者等に対する防災教育

警察署は自動車の運転者及び使用者に対し、災害発生時における自動車の運行措置について防災教育を実施する。

第7 防災上重要な施設の管理者等の防災教育

防災関係機関は防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、施設の安全化の推進や災害時の防災教育の実施について指導する。

第8 災害教訓の伝承

市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第9 地震保険の普及・促進

市は、家屋や施設園芸用施設等が被災した場合、復旧に要する費用が多額に上るおそれがあることから、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、住民の地震保険・共済や農業保険への加入の促進に努める。

第2節 自主防災組織育成計画

実施担当	市民生活部、教育部、消防部
------	---------------

第1 計画の方針

市は、災害発生時に、行政と住民及び事業所等が一体となって災害対策活動に取り組み、被害拡大を防止するため、各町内及び事業所等における自主防災組織の育成、強化を図る。

第2 地域住民等の自主防災組織

1 組織化の推進

自主防災組織は、防災コミュニティを構成する最も重要な組織であり、町内会活動に防災活動を組み入れることなどにより、早期に各町内の実情に応じた組織化を図る。

(1) 平常時の活動

- ア 防災関係機関と住民との間で災害情報を正確かつ迅速に伝えるため防災情報システムを確立する。
- イ 防災意識の普及啓発を図る。
- ウ 防災訓練（初期消火、情報収集伝達、救出救護、避難誘導等）を実施し、また県、市が行う訓練に積極的に参加する。
- エ 火気使用設備器具等の点検を指導する。
- オ 防災用資機材等の早急な整備及び点検を実施する。
- カ 住民が非常食、救急医薬品等を常時、備蓄するよう指導する。
- キ 住民参加のもとで地域ぐるみの安全点検（危険箇所、危険物保管場所、飲料水源等）を実施する。
- ク 避難路及び避難場所の確認（避難所となる学校等との連携・協力）を図る。
- ケ 一人暮らしの高齢者等要配慮者の把握を行う。

(2) 災害発生時の活動

- ア 地域内の被害状況及び必要な情報を収集し、市等に通報する。
- イ 防災関係機関からの災害に関する情報を地域住民に伝達する。
- ウ 被災者の救出救護にあたる。
- エ 各家庭に対し、出火防止を呼びかける。
- オ 出火した場合は、一致協力して飛火警戒、初期消火にあたる。
- カ 傷病者、障がい者、高齢者等の要配慮者にも十分配慮し、地域住民の避難誘導にあたる。
- キ その他、炊き出し、給水、救援物資の配分など防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

2 自主防災組織の活動

自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ自主防災組織が実施する活動を定め、平常時及び災害発生時に分担する任務を、班編成等により明確にする。

3 地域防災連絡協議会の設置

自主防災組織の活動活性化のため、各自主防災組織の代表者によって組織する地域防災連絡協議会を設置する。

(1) 活動内容

地域防災連絡協議会は、当会則に基づき、自主防災組織に対し防災意識の普及啓発、防災訓練の実施等を図るとともに、自主防災組織間相互の協調・交流を行うよう努める。

(2) 自主防災組織への助成

自主防災組織による災害発生時の初期活動等を迅速、効果的に行うために、消火ホース等防災資機材の購入、防災訓練等の実施並びに防災士の資格取得について助成、支援する。

4 市の措置

(1) 自主防災組織づくりの推進

各地区区長会などの機会をとらえて自主防災組織づくりを早急に推進する。

また、自主防災組織活動マニュアル等に基づき、自主防災組織の育成強化を図る。

(2) 自主防災組織の防災リーダー育成

自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的かつ地区別に研修会を催して活動の中心的な役割を果たす防災リーダーを育成する。

また、リーダー研修会にも積極的に参加者を募ることとする。

(3) 自主防災組織への助成

自主防災組織による災害発生時の初期活動等を迅速、効果的に行うために、人命救助器具等防災資機材、資機材倉庫並びに倉庫用地について助成、協力する。

また、自主防災組織の実施する防災訓練に対し、必要な職員派遣や資機材の貸出しを行う。

(4) 講習会の開催

各地区において初期消火及び応急救護などの講習会を開催する。

また、行政、自治会、消防団、婦人会等の各種団体と連携した図上訓練等の各種訓練の実施促進を図る。

特に、DIG（災害図上訓練）、HUG（避難所運営図上訓練）等を活用し、自助、共助の重要性の理解促進を図る。

第3 事業所等における自衛消防組織

1 活動内容

事業所等は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるとともに、平常時及び災害時において、それぞれの実情に応じた防災計画に基づき、効果的に防災活動を行うよう努める。

また、生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(1) 平常時の活動

ア 防災関係機関と事業所等の間で災害情報を正確かつ迅速に伝えるため、防災情報システムを確立するとともに、地域との連携を強化する。

イ 従業員等に対し、防災教育を行う。

ウ 防災訓練を実施する。

エ 火気使用設備器具等の点検を実施する。

オ 消防用設備等の整備、点検を実施する。

(2) 災害発生時の活動

ア 事業所等内で災害が発生した場合は直ちに防災関係機関に通報する。

イ 地域における防災活動に積極的に協力する。

ウ 火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。

エ 避難誘導措置をとる。

オ 負傷者の救出救護にあたる。

カ その他、防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

2 市の措置

特定の危険物等を取り扱う事業所等及び多数の者が利用する施設等については、消防法により消防計画を作成し、自衛消防組織を設置することが義務付けられているが、それ以外の組織についても自衛消防組織の設置を推進し、市は指導に努める。

また、事業者等が組織する自衛消防組織の組織率の向上や事業者等の事業継続計画（BCP）の策定に向けての商工団体、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進するとともに、活動の活性化のため、リーダーの育成等に努める。

さらには、商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化支援計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第4 自主防災組織と自衛消防組織の連携、再編

地域における自主防災組織と事業所等における自衛消防組織とが、連携を強めて一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

第5 地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

<資料編>

資料2-1 自主防災会一覧

資料2-2 地区防災計画策定地区一覧

資料2-3 敦賀市自主防災会設立補助金交付要綱

資料2-4 敦賀市自主防災会運営費等補助金交付要綱

資料2-5 自主防災組織に係る防災資機材倉庫用地貸与要綱

第3節 ボランティア育成・確保計画

実施担当	市民生活部、福祉保健部
------	-------------

第1 計画の方針

市は、災害時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要であることから、その確保と活動の活性化、円滑化を図るため、ボランティア意識の普及啓発や各種講座の開催、既存のボランティアの活用等を推進する。

第2 既存ボランティアの活用

災害時のボランティアの確保とボランティア活動への参加の推進を図るため、登録あるいは組織化されている社会福祉協議会等、既存の各種のボランティア団体に対し、災害時におけるボランティア活動の参加を働きかけるとともに、広報や普及啓発活動等により福井県社会貢献活動支援ネット及び敦賀市の災害時ボランティア登録制度への登録者の増加を図る。また、企業や各種団体に対して、災害時支援ボランティア活動の参加を呼びかける。

第3 リーダー、コーディネーター等の養成

ボランティア活動のリーダー、コーディネーター、アドバイザーの養成等を県と協同して行う。このほか、ボランティア希望者に対する講座開催の情報提供等によりグループづくりの支援を行う。

第4 災害時支援ボランティアの活動運営、広域応援（派遣、受け入れ）体制の整備

災害時にボランティア活動が円滑に実施されるよう、環境の整備を進めるとともに、各種団体との連携を図る。

1 応援、調整組織に対する支援

災害時に支援のため集まったボランティアの活動を円滑化するためには、行政とボランティア団体が連携し、活動の調整を行うことが望ましく、避難所等にボランティアコーナー等を設置するとともに、活動が円滑に行われるよう環境の整備を進め活動の助長を図る。また、ボランティア団体等と意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

2 連携体制の整備

災害時のボランティア活動を円滑に立ち上げ、実施するためには、ボランティアのあっせんや隣接市町の場合のサポートも含めあらかじめ相互に可能な事項を確認して、

市町相互による広域的な応援協定や遠隔地との応援体制を整備する。

<資料編>

資料 2-6 ボランティア団体一覧

第4節 避難対策計画

実施担当	市民生活部、福祉保健部、教育部
------	-----------------

第1 計画の方針

市は、災害から人命の安全を守るため、避難路の点検、災害から一時的に難を逃れる緊急時の避難場所及び被災者が一定期間避難生活を送るための避難所の指定を行い、災害時における迅速かつ適切な避難誘導を行う体制の整備を図る。

第2 指定緊急避難場所

1 指定緊急避難場所の指定

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、市は、災害対策基本法施行令で定める基準に適合する災害及びその二次災害の危険が及ばない場所または施設を、地震災害及び津波災害ごとに、指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図る。

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けることができる。

- (1) 地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設または周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であること
- (2) 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有すること
- (3) 都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間であること

2 指定緊急避難場所に関する通知等

市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。

市は、指定緊急避難場所が廃止され、又は政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

3 住民への周知

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること及び指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることについて、日頃から住民等への

周知徹底に努めるものとする。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。また、県及び市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

第3 指定避難所

1 指定避難所の指定

市は、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、以下の事項について調査し、感染症対策等を踏まえ、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

指定避難所について、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

また、関係団体との連携により、要配慮者の一般の避難所から福祉避難所への避難、又は社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

2 指定避難所に関する通知等

市は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。

市は、指定避難所が廃止され、又は政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

3 避難所の備蓄

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

4 避難所の設備

市は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、ガス設備、段ボールベッド、パーテーション、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の整備を図る。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努めるものとする。

なお、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

避難所は次の表の各階層に掲げる施設、設備を備えるよう努める。

[階層ごとの施設・設備]

階 層	施 設 ・ 設 備
町内会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内の会館や社寺広場等を自主参集場所として設定 ・ 鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄
地 区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各小中学校等を避難所として設定 ・ 地区公民館等を地域対策支部として設定 ・ 情報端末となるパソコン等情報機器を整備し、生活必需品や防災資機材等を備蓄 ・ 再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備

市	<ul style="list-style-type: none"> ・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能等を有する拠点施設（災害対策本部室）を整備 ・避難所等に対する食糧、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄 ・敦賀市福祉総合センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備
---	--

5 避難所の運営管理に必要な知識の普及

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

第4 避難路等避難誘導體制の整備

迅速かつ安全な避難を確保するため、自主避難所（集合場所）から指定避難所までの避難路をあらかじめ設定し、避難誘導標識や案内板を計画的に整備し、防災マップ等を作成し、市民に対して周知徹底を図る。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所等への避難を基本とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

避難誘導に当たっては、警察、消防、自主防災組織の協力を得ながら、避難道路の要所に誘導員を配置するなど、高齢者や障がい者あるいは旅行者等にも配慮した避難誘導體制の確立を図る。

第5 避難所運営体制の整備

1 災害発生後速やかに管理運営体制を構築するため、避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の確保等をあらかじめ定めるとともに、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

2 避難者の自治体制

避難所運営の円滑を図るため、運営の中心となる自主防災組織等と協議し、予定さ

れる避難所ごとに事前に避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する。

3 施設管理者の支援体制

避難所の施設管理者は、避難所設置時には避難所の管理運営に協力し、運営にあたる。

第6 広域避難のための体制の整備

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう、運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第7 感染症の自宅療養者の避難確保

県（二州健康福祉センター）は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県及び市の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

<資料編>

資料3-1 都市公園一覧

資料1-1-3 ヘリコプター緊急離着陸場一覧

資料1-3-1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

資料1-3-2 福祉避難所一覧

資料1-4-1-3 災害時における福祉避難所として介護保険施設等を使用することに関する協定（敦賀市・敦賀市介護サービス事業者連絡協議会）

第5節 防災訓練計画

実施担当	市民生活部、関係各部
------	------------

第1 計画の方針

市は、災害に際し応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、地域の災害リスクに基づいた各種の防災訓練を行い、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

第2 個別訓練

1 水防訓練

水防管理者は、管理区域における水防活動の円滑な遂行を図るため、「敦賀市水防計画」に基づき、水防訓練を実施する。

2 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、または相互に協力して訓練を実施する。特に、学校、病院、工場等多数の者が出入りし、勤務し、利用する場所における自衛消防組織等の育成、訓練の実施を推進する。

3 救助救護訓練

災害救助実施機関は、災害発生の際、迅速かつ的確な救助、救護を実施するためおむね次の訓練を実施する。

- (1) 避難
- (2) 救出
- (3) 医療助産
- (4) 炊き出し、給水
- (5) 物資輸送

4 通信連絡体制訓練

市及び防災関係機関は、災害時における通信情報連絡を迅速かつ的確に行うため、平素から連絡体制の整備と通信手段、機材の操作等について次の訓練を適時実施する。

(1) 災害情報連絡訓練

気象情報、その他災害に関する情報、指示、命令及び報告等を円滑に行うため、連絡体制の強化を主に実施する。

(2) 非常無線通信訓練

災害時において有線通信系統が不通となり、また利用することが著しく困難な場合に無線通信系統の円滑な利用を図るため、連絡体制の強化を主に実施する。

5 非常招集（参集）訓練

市及び防災関係機関は、予期し得ない災害に際し、平素から災害対策活動を迅速かつ確実に実施するための関係職員の実践的な非常招集（参集）訓練を実施する。

6 避難訓練

災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地区、学校、病院、事業所、交通機関等において避難訓練を実施する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第3 総合防災訓練

災害に際し、市、消防等防災関係機関及び広域的な応援協力機関並びに市民が一体となって相互に連携協力し、応急対策を迅速かつ適切に行うため総合的な防災訓練を実施する。なお、実施に当たっては、地区ごとに市民参加型で実践対応型の訓練の実施に努める。

第4 自主防災組織と自衛消防組織の合同訓練

地域における自主防災組織が、事業所等における自衛消防組織と連携を強め、一体的に防災活動を実施するため合同訓練の実施について指導助言を行う。

第5 訓練の時期及び場所の選定

訓練は、この計画に掲げている災害を想定するとともに、その種別、規模によって訓練効果のある時期、場所等を選び実施する。

第6 訓練の方法及び訓練後の評価等

訓練は、実施機関が単独または他の機関と共同して、いくつかの訓練を組み合わせて実施するなど効果が上がるよう検討する。

訓練後には評価を行い、課題・問題点等を明らかにした実施結果を記録しておく。また、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

<資料編>

資料2-1 自主防災会一覧

資料2-2 地区防災計画策定地区一覧

資料17-1 防災関係機関等連絡先一覧

第6節 飲料水、食糧、生活必需品の確保計画

実施担当	市民生活部、福祉保健部、建設部、水道部
------	---------------------

第1 計画の方針

市は、災害発生時における市民の生活を守るため、飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄・調達体制を確立する。

第2 個人備蓄の推進

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であることから、市民に対し、栄養や体質等を考慮した最低3日間、推奨1週間分の食糧、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）準備の啓蒙を行う。

第3 市の備蓄

- 1 物資の供給が円滑に行えるよう、市内各所に配置する防災備蓄倉庫にて最低限必要なものを分散備蓄する。
 - (1) 生命を維持するために最低限必要なものとするが、栄養や食事形態など要配慮者向けの備蓄にも配慮する。

毛布、水、食糧（主食）
 - (2) 生活を維持するために最低限必要なもの
日用品、資機材など
- 2 備蓄目標は、被害想定に基づく罹災者に必要な水1日分、食糧1日分、物資3日分とする。

第4 必要物資調達体制

- 1 関係業界団体等との協定締結
食糧、日用品、資機材など生命及び生活を維持するために最低限必要な緊急物資の調達について、関係業者の能力や実績を勘案し、あらかじめ関係業界団体等と協定を締結するよう努める。
- 2 情報機器の活用
避難所における必要物資を把握し、物資の調達を迅速に行うため、情報ネットワークによるシステムづくりを推進する。

3 応急食糧等の整備

災害時における食糧及び生活必需品等の供給を円滑に行うため放出可能量の把握確認など平素から配慮し、緊急放出について協定を締結する。

また、応急食糧の保管場所及び備蓄について整備し、その供給体制についても確立する。

4 事業者団体等との連携

農林水産物、畜産物、林産物の供給を確保するため、事業者団体や集出荷施設、販売・送業者等との連絡体制の整備を図るとともに、定期的に在庫量把握等の情報収集を行う。

第5 給水のための対策

1 防災井戸の設置

主要避難所等へ防災井戸を設置する。

2 災害時給水協力家庭等の指定

ホームポンプの設置されている各家庭の協力を得て災害時給水協力家庭等の指定を行う。

3 耐震性貯水槽の整備

飲み水の確保を図るため、黒河小学校等に耐震性貯水槽の整備を図る。

4 給水機器の整備

給水の効率を図るため、給水車、ろ水機等を整備する。

<資料編>

資料7-4 応急給水機器保有状況（上水道課）

資料9-1 災害備蓄倉庫一覧

資料9-2 災害備蓄品保有状況（危機管理対策課）

資料9-3 米穀販売店一覧

資料9-4 主要調達先一覧

資料9-5 炊出し予定場所一覧

資料14-9 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定（敦賀市・福井県民生協同組合）

資料15-9 敦賀市災害応急用井戸協力の家登録制度実施要綱

第7節 要配慮者災害予防計画

実施担当	福祉保健部、関係各部
------	------------

第1 計画の方針

市は、障がい者、高齢者等の要配慮者が火災等の災害発生時において状況に応じた的確な行動がとれるよう社会福祉施設等や一人暮らしの高齢者、ねたきりの高齢者及び障がい者等の在宅者に対し、必要な助成、指導を行うとともに、地域ぐるみの要配慮者支援体制の確立に努める。

第2 高齢者、障がい者等に配慮したまちづくり

1 福祉のまちづくりの推進

高齢者や障がい者等の社会参加の基盤となる生活環境の改善について、地域社会全体として推進するため、高齢者や障がい者等に配慮したまちづくりを進める。

2 避難路の整備、確保

要配慮者利用施設から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難する際に障害となる物を除去するなど、歩行器や車椅子等が容易に通行できるよう避難路の安全確保を図る。

また、不特定多数の人が利用する公共施設において、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った非常時用の避難誘導システムの導入を推進するよう検討する。

第3 要配慮者利用施設における防災体制の強化

1 要配慮者利用施設の耐震化

要配慮者利用施設の管理者を対象とした施設の耐震改修の推進についての講習会を開催するなど、耐震化について指導を行う。

また、要配慮者利用施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、社会福祉施設の耐震化を図る。

2 出火防止、初期消火体制の強化

スプリンクラーや屋内消火栓等の消火設備の設置を施設に対し指導する。

要配慮者利用施設の管理者は、暖房機器について火災安全性を有する機器を使用するよう努めるとともに、延焼の拡大を防止するため、寝具等についても防災性能を有するものを積極的に使用するよう努める。

3 管理体制の整備

- (1) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、夜間等における災害発生時に的確な対応がとれるよう、災害が発生した場合の職員動員体制、発生時の初動対応等を定めておく。
- (2) 災害時には、職員の対応だけでは十分でない場合も多いため、要配慮者利用施設の管理者は、他の社会福祉施設及び消防団、自主防災組織を中心とした地域住民との日常の連携が密になるように努め、入所者の実態に応じた協力が得られるようにする。

4 緊急連絡体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害の発生に備え、消防本部等への早期連絡が可能な非常通報装置の設置に努める。

第4 防災知識の普及

1 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

市は、県と協力して、漫画、ビデオの手法を取り入れることや外国語版など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。また、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

2 要配慮者利用施設及び事業所等の防災知識の普及啓発

要配慮者利用施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、消防本部の指導のもと、職員や入所者に対し、災害時にとるべき行動等について定期的に防災教育を実施するとともに施設の構造、入所者や雇用者の判断能力、災害発生時期等を考慮に入れた防災訓練を実施する。

第5 地域ぐるみの救護体制の整備

1 要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力する。

2 市は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿につい

ては、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、同意を得られた当該避難行動要支援者について、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

- 3 市と福祉関係機関、防災関係機関、自主防災組織等関係機関は、相互に協力し、平時から個別避難計画の登録情報の更新や避難訓練を行うなど、避難行動要支援者に関する適切な支援を行うよう努めるものとする。

なお、避難行動要支援者に関する情報は、プライバシー保護の観点から慎重に取り扱うものとする。

- 4 市は敦賀市社会福祉協議会と連携をとり、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（二次避難所の設置を含む）を整備する。

第6 避難行動要支援者の避難支援

1 避難支援等関係者となる者

市は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、又は、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

また、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、施設入居者を除いた、次のとおりとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者であって、市に登録されているもの(2) 介護保険における要介護3～5のもの(3) 身体障がい者のうち、その障がいの程度が1級及び2級のもの(4) 知的障がい者のうち、その障がいの程度がA1及びA2判定のもの(5) 精神障がい者のうち、その障がいの程度が1級のもの(6) 前各号に準ずるもの |
|--|

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する下記に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護者や障がい者等の情報を集約するよう努める。この場合において、要介護状態区分別や障がい種類別、支援区分別に把握しておくよう努める。

また、市で把握していない情報が避難行動要支援者名簿の作成のため必要であると認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

4 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

個別避難計画には、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録する事項のほか、下記に掲げる事項を記載し、又は記録する。

また、市で把握していない情報が個別避難計画の作成のため必要であると認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

- (1) 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

5 名簿の更新

市は、自治（町内）会や自主防災組織、民生委員児童委員等と連携して、随時、名簿の追加や修正を行うものとし、年1回は全ての名簿の更新を行うものとする。

6 名簿情報及び個別避難計画情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

市は、名簿情報及び個別避難計画情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (2) 避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- (3) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (4) 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の保管を行うよう指導する。
- (5) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を必要以上に複製しないよう指導する。

7 円滑な避難を行うことができるための通知又は警告の配慮

市は、災害時において、避難行動要支援者及び避難支援関係者等に避難情報を的確に伝えるため、防災情報伝達システムによる放送、T o n B oメール、緊急速報メール、広報車、CATV防災放送、コミュニティFM、インターネット等の多様な情報伝達手段の活用を図るものとする。

また、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器への災害情報の伝達の活用等に努めるものとする。

8 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。

第7 避難所の整備

1 災害時に避難所となる施設の管理者は、要配慮者の利用を考慮して施設の整備に努めるものとする。また、市は、病院、社会福祉施設、民間宿泊施設、近隣ビルの高所等の避難場所（一時的な場所を含む）への活用について、管理者の理解が得られるよう努める。

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

2 福祉避難所の指定及び周知

市は、「災害時における福祉避難所として介護保険施設等を使用することに関する協定書」に基づき、福祉避難所をあらかじめ指定し、避難行動要支援者をはじめ、地域住民に周知するものとする。

なお、福祉避難所の指定に当たっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された老人福祉センター等の施設を指定するものとする。

また、福祉避難所として使用できる施設の管理者は、平常時から、施設における受入可能人数を把握するとともに、受入れの体制等についても整備しておくものとする。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。

また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

第8 在宅者対策

1 避難行動要支援者緊急通報システム等の整備

一人暮らしの高齢者、ねたきりの高齢者等が突発的に災害、事故、急病に見舞われた場合に備え、避難行動要支援者と消防本部等との間に緊急通報システムを構築する。

なお、このシステムを構築するに当たっては、医療機関、福祉関係機関、及び消防団や自主防災組織を中心とした地域住民との間に避難行動要支援者ネットワークを形成し、地域住民などに発信者の容態確認や介護を依頼するなど地域ぐるみの支援体勢の確立に努める。

2 防災知識の普及、啓発

一人暮らしの高齢者、ねたきりの高齢者等に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため防災知識の普及、啓発に努める。

特に消防本部は、消防団等と役割分担のうえ、ひとり暮らしの高齢者宅等を訪問し、防災等の相談を行うとともに、必要に応じて防災環境の整備について指導を行う。

第9 情報提供体制の確立

1 避難行動要支援者への情報提供

- (1) 避難行動要支援者には情報が伝達されにくいことから、聴覚障がい者に対しては掲示板、ファクシミリ、手話通訳、文字放送等により、視覚障がい者に対しては音声や点字等により情報提供を行なえるよう、器機の整備、多種の情報伝達媒体の活用、人材の育成、確保等に努める。

また、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体の活用等、迅速・確実な情報取得のための設備・機器（電子掲示板等）の設置についても検討し、具体化を図る。

- (2) 障がい者への情報提供には、障がい者（支援）団体やボランティア団体との連携が必要なことから、連携体制の強化、推進を図る。

2 外国人への情報提供

外国人には、日本語を理解できない者や被災地の地理や事情に不慣れな者も多いと考えられることから、市は、必要に応じて外国語による情報提供や、通訳を配置した外国人向け相談体制が確保できるよう、関係機関と連携して検討する。

また、避難誘導の際に、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

第10 要配慮者に対する災害対策の配慮

1 要配慮者について特に配慮すべき事項

- (1) 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握
- (2) 生活支援のための人材確保
- (3) 障がいの状況等に応じた情報提供
- (4) 粉ミルクや液体ミルク、柔らかい食品など特別な食糧を必要とする者に対する当該食糧の確保、提供
- (5) 避難所、居宅への必要な資機材の設置、配布
- (6) 避難所、居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施
- (7) 避難所または在宅の要配慮者のうち、福祉避難所への避難を要する者についての当該施設への受け入れ要請の実施

第11 外国人に係る対策

1 防災知識の普及啓発

市、県及び県国際交流協会は、災害時にとるべき行動や災害情報を記載した「多言語防災カード」の配布や地域における外国人コミュニティリーダーの養成等を通じ、外国人の防災知識の普及啓発を推進する。また、研修を通じて、災害時に行政等から

提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

2 外国人を含めた防災訓練等の実施

市は、防災訓練を実施する際、外国人の参加を呼び掛けるなど、地域において外国人を支援する体制が整備されるよう努める。

3 通訳ボランティア等の育成・確保

市は、災害時に外国人を支援できるよう、通訳ボランティアの育成や確保に努めるとともに、外国人の自助や地域でのネットワークづくりに資するため、外国人に日本語を教えるボランティアを育成する。

4 外国人相談体制の充実

市は、防災を含む日常生活の中での様々な問題について、気軽に相談し、適切な助言が受けられるように相談窓口の充実を図る。

<資料編>

資料 1 3 - 3 要配慮者施設一覧

資料 1 3 - 4 要配慮者の状況

第8節 医療救護予防計画

実施担当	福祉保健部、病院部、消防部
------	---------------

第1 計画の方針

市は、災害時には、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、初期医療体制、後方医療体制及び広域的医療体制の整備を図る。

第2 医療救護活動体制の確立

1 初期医療体制の整備

救護所の設置、救護チームの編成、出動について市医師会、歯科医師会及び薬剤師会と協議して、あらかじめ計画を定めるとともに、自主防災組織等の軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制の計画を定めておく。

また、災害時の救急医療に対応できるよう、避難、患者受け入れ、トリアージ（傷病者の選別）などに関する研修、訓練を行う。

2 後方医療体制の整備

医療救護所等で手当を受けた傷病者のうち、重傷病者を災害時収容施設（救急病院や被災地外の病院）へ移送するため、医療情報の提供や患者搬送の体制の確立を図る。

3 広域的医療体制の整備

災害の規模によっては、県、自衛隊、日赤、県医師会等関係機関の応援が必要となるため、広域的な協力関係を構築するよう努める。

4 医薬品等の確保

各防災関係機関は、災害発生時に備え必要な防疫・医薬品等の整備に努める。

5 医療施設の耐震化

医療救護の拠点となる医療施設について、災害時にその機能と安全性を確保するため、耐震性の点検・強化の指導、補強建て替えの助言を行う。

第3 救急救助体制の整備

1 救急救助体制の整備推進

救急救助組織の充実を図るとともに、広域的共同処理方式、相互応援協定等により一層強力な救急救助体制の整備推進を図る。

2 救急救助隊員の教育訓練

救急救助隊員は、その重要な使命により、高度な技術と知識が要求されるので、これに対応した教育訓練を計画的に実施する。

3 救急医療機関等の連絡協調

救急救助業務を円滑に実施するため、医療機関その他関係機関との連絡協調を図る。

第4 救急救助施設の整備

1 救急救助施設の整備推進

救急自動車、救助工作車及び救急救助資機材を計画的に整備し、充足を図る。

2 消防緊急情報システムの整備

高度情報化に対応し、迅速的確な指令管理業務を行うため、消防緊急情報システムの整備を図る。

第5 集団救急事故対策の推進

救急業務計画により、集団救急事故対策の推進を図る。

<資料編>

資料10-1 救急病院一覧

資料10-2 医療機関一覧

資料10-3 歯科医一覧

資料10-4 敦賀市薬剤師会会員一覧（敦賀市内）

資料10-5 敦賀市医師会災害対策本部編成表

資料14-1 4 災害時の医療救護活動等に関する協定

第9節 地震に強いまちづくり計画

実施担当	建設部、まちづくり観光部
------	--------------

第1 計画の方針

市は、防災空間の整備等都市防災の総合的な推進を図り、地震に強いまちづくりに努める。

第2 地震に強いまちづくりの推進

1 都市防災構造化対策事業計画

市は、国の「防災都市づくり計画策定指針」に従い防災都市づくり計画を策定し、都市防災構造化対策の推進を図る。

2 都市防災の推進

市は、市街地再開発計画事業や地区計画などを活用し、積雪時にも配慮しながら既存市街地の耐震性、耐火性の向上を図るとともに、土地区画整理事業の実施により災害に強い安全で快適なまちづくりを推進する。

また、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

(1) 市街地再開発の推進

木造住宅が密集した市街地において、細分化された宅地の統合、耐震、耐火建築物の建築及び公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を総合的に行い、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努めるため、市街地再開発計画の事業化を推進するとともに、地区住民に対する指導、助言を積極的に行う。

(2) 土地区画整理事業の推進

幹線道路、区画道路や公園緑地等公共空地の適正な配置及び防災に配慮した街区規模による宅地造成など、災害に強いまちづくりのため土地区画整理事業（駅東地区、市野々地区）を推進する。

3 建築物の不燃化

防火、準防火地域の指定、建築物の不燃化の推進等により、災害時の被害防止に努めるものとする。

防火、準防火地域等の指定については、以下のとおりとする。

- (1) 防火地域は、容積率が400%以上の商業施設については、原則として指定を行う。
- (2) 準防火地域は、建ぺい率80%以上の商業地域、近隣商業地域について指定を推進する。

4 建築物の耐震化

- (1) 市及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設、学校及び行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設及び医療施設等について、耐震性の確保を図る。
- (2) 市は、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、計画的かつ効果的な実施に努める。
- (3) 市は、住宅を始めとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるとともに、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策の実施に努める。

第3 防災空間の整備

市及び県は、都市公園、道路空間、河川空間、港湾空間の整備を進め、災害時における避難場所、避難経路の確保、延焼防止、救援活動の円滑な実施を図る。

市、県及び国は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。ネットワーク機能の向上のため、舞鶴若狭自動車道の4車線化の具体化を進める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

1 都市公園の整備

都市公園は地震火災時の延焼防止あるいは避難地として防災上重要な役割を担うものであることから、備蓄倉庫と耐震性貯水槽を備えた松島中央公園を防災公園として整備するほか、既設公園においても防災機能を強化する整備を図る。

市及び県は、災害時の避難場所あるいは防災帯の用に供する都市公園の整備を推進する。

2 道路空間の整備

- (1) 広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考

慮しながら道路の計画的な整備を推進する。

- (2) 幹線道路については、災害時の緊急物資輸送ルート、避難ルート等としての機能を考慮し整備する。
- (3) 幹線以外の道路については、幹線道路と有機的に連携し、避難場所への円滑な避難を考慮し整備する。

3 河川空間の整備

河川に消火用水の確保用施設や震災時の避難場所となるオープンスペースを整備し、震災時の利用を図る。

4 港湾空間の整備

県及び国は、耐震強化岸壁の整備を図り、港湾背後市街地内での避難地と連携して、港湾地区内に避難緑地の整備など、オープンスペースの確保を図り、市とともに避難地や緊急物資の保管用地として震災時の防災拠点としての利用を図る。

第4 緑化事業の推進

緑の基本計画に基づき緑地の保全と植栽を計画的に実施し、防災機能の向上を図る。

<資料編>

- 資料3-1 都市公園一覧
- 資料3-2 道路の状況
- 資料3-3 河川の状況
- 資料3-8 耐震岸壁一覧

第10節 火災予防計画

実施担当	市民生活部、水道部、消防部
------	---------------

第1 計画の方針

市は、出火、延焼拡大防止のための防火指導の徹底、消防力の強化及び消防水利の整備等を図る。

第2 出火予防対策

1 一般家庭に対する指導

- (1) 地震時における火災防止思想の普及に努める。
- (2) 一般家庭に対し、地震発生時の火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、震災時における火災の発生防止と消火の徹底を図る。

2 立入検査の強化

消防法に規定する立入検査を、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所が発見に努め、予防対策の指導を強化する。

3 防火管理者及び防災管理者制度の推進

消防法第8条及び第36条の規定に基づき、選任されている防火管理者及び防災管理者に対し、震災時における消防計画の作成、防災訓練の実施、消防用設備等の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火及び防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

4 消防設備保守体制の充実

事業所等に対し、消防用設備等の耐震等の強化を指導する。

第3 延焼予防対策

1 消防力の強化

(1) 総合的な消防計画に基づく消防活動体制の整備

初動並びに活動体制を確保するため、防災活動の拠点となる消防庁舎等の耐震化並びに消防機動力、消防緊急情報システム及び個人装備等の整備を早急に進める。

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の安全確保

市は、地域防災計画に定める指定緊急避難場所及び指定避難所の安全確保及び初期消火体制を確保するため、計画的に防火水槽・耐震性貯水槽の設置及び可搬式動

力ポンプを配備し、地域住民の安全確保を図る。

(3) 消防団活動体制の整備強化

地域の消防防災活動の担い手である消防団の加入推進をはじめとする活性化を推進するとともに、災害が発生した場合における地域の初動体制の確立のため、消防団における警防活動の基準を定めるほか、消防団の機動力の強化、各種装備品の充実や消防団拠点施設の設置を図る。

(4) 防火水槽等消防水利の整備

ア 消防水利の不足地域及び消防活動が比較的困難な地域（黒河地区、御名地区等）を重点に、消防水利（消火栓、防火水槽）を整備し、消防活動体制の整備強化を図る。

イ 消防水利の整備に当たっては、消火栓のみに偏ることなく、耐震性を有する貯水槽設置を推進するほか、水道管の耐震化を推進するなど、消防水利の耐震化を推進する。

ウ 消防本部は、地下水（融雪用地下水等）、河川、池、水路等の自然水利の効果的な利用方法について、各施設管理者と調整を行い、利用方法を構築し、整備確保を図る。

(5) 消防応援体制の整備

市は、単独では対処不可能な地震火災が発生した場合に備えて、県内外の市町が応援体制を行う「福井県広域消防相互応援協定」及び「大規模災害消防応援実施計画」に基づく応援体制を早急に整えるとともに、受援体制の整備を図る。

2 一般建築物の不燃化

震災時に予想される火災の延焼を阻止し、最小限の被害に止めるために、一般建築物の不燃化を図る。

(1) 木造の建築物について屋根の不燃措置及び外壁の延焼措置等建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

(2) 不特定多数の人の用に供する火災荷重の大きい建築物、火災発生危険度の大きい建築物及び危険物の貯蔵または処理の用に供する建築物について耐火建築物または準耐火建築物とするなど、建築物の不燃、耐火性について、建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

(3) 不特定多数の人の用に供する特殊建築物、3階以上の建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物、無窓建築物及び火気使用室等は、その壁、天井の仕上げについて、不燃材料等を使用するよう建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

<資料編>

資料 6 - 1 敦賀美方消防組合の組織機構

資料 6 - 2 消防団の状況

資料 6 - 5 消防車両配置状況

資料 6 - 6 救助用器具保有状況

資料 6 - 7 消防水利の状況

資料 6 - 8 化学消火薬剤備蓄状況

資料 6 - 9 消防相互応援協定等の状況

資料 1 4 - 3 福井県広域消防相互応援協定

第 1 1 節 地盤災害予防計画

実施担当	建設部、関係各部
------	----------

第 1 計画の方針

市は、地震に伴う山地崩壊、地すべり、急傾斜地の崩壊等土砂災害や液状化など地盤災害を防止するため、危険地区等の実態を把握し、警戒避難体制の確立など必要な施策を講ずる。

第 2 治山、治水対策

地震に伴う山地崩壊から市民の生命及び財産を守るため、危険箇所の周知及び防災工事の推進を図るとともに、警戒避難体制を整備する。

1 危険箇所の周知

山地災害危険地区や砂防指定地、土砂災害警戒区域など、危険箇所を市民に周知する。

2 警戒避難体制の整備

- (1) 危険区域における警戒避難体制を確立する。
- (2) 関係機関と連携し、総点検及びパトロールを定期的実施する。

3 治山、治水対策工事の要望、実施

- (1) 山腹工事及び排水工事等の実施を県に要望する。
- (2) 落石、雪崩防止柵の設置等安全対策を実施する。

第 3 急傾斜地対策

地震に伴う急傾斜地の崩壊から市民の生命及び財産を守るため、危険箇所調査結果等に基づき危険区域の指定及び防災工事を推進するとともに、警戒避難体制を整備する。

1 急傾斜地崩壊危険区域等の周知

急傾斜地崩壊危険区域の指定状況や土砂災害警戒区域等について市民に周知する。

2 警戒避難体制の整備

- (1) 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制を確立する。
- (2) 関係機関と連携し土砂災害警戒区域等に対するパトロールを定期的実施する。

3 急傾斜地崩壊対策防止工事への協力

第4 地すべり対策

地震に伴う地すべり災害を防止し、危険箇所の住民の生命及び財産を守るため、地すべり危険箇所調査結果等に基づき防止区域の指定を推進するとともに、警戒避難体制を整備する。

1 地すべり防止区域等の周知

地すべり防止区域の指定状況や土砂災害警戒区域等について市民に周知する。

2 警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制を確立する。

(2) 関係機関と連携し、土砂災害警戒区域等に対するパトロールを定期的実施する。

3 地すべり防止工事への協力

第5 警戒避難体制の整備

市は、避難指示の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制を計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

1 危険区域等

危険区域等については、関係機関が協力して現場調査などの必要な措置をとり、危険箇所を確認した場合には、状況により通行禁止など必要な措置をとる。

2 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域については、市は、警戒区域ごとに必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。

3 住民の警戒避難基準の設定

市は関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直す。

4 土砂災害ハザードマップ等の作成

市は、土砂災害警戒区域や避難経路、避難場所の所在等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を分かりやすく作成して、住民等に配布する。

また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化

被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成・公表や宅地の安全性の把握及び耐震化の促進に努める。

第6 斜面判定士制度の活用検討

県は、大規模災害が発生した後、斜面の危険度を一定の技術水準で判定し、地すべり危険箇所や急傾斜危険箇所における二次災害防止に寄与するための斜面判定士制度の整備を進めているが、市はこれに協力するとともに、その活用を検討する。

第7 液状化対策

液状化対策は未解決の問題も多く含まれているが、液状化による被害を最小限にするため、県、国、大学等の調査研究及び指導に基づき、土木施設や建築物等の整備に当たっては液状化対策工法を積極的に取り入れるなど、今後の液状化対策に取り組む。

第8 要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務

土砂災害警戒区域に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項等について定めた避難確保計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画について市長に報告するものとする。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

<資料編>

資料3-5 森林の状況

資料3-6 保安林の状況

資料3-7 土採取規制区域

資料4-3 山地災害危険地区一覧

資料4-4 砂防指定地一覧

資料4-5 急傾斜地崩壊危険区域一覧

資料4-6 地すべり防止区域一覧

資料4-8 土砂災害警戒区域一覧

第12節 浸水予防計画

実施担当	建設部、産業経済部、水道部
------	---------------

第1 計画の方針

市は、地震が発生した場合、河川の被害として堤防の沈下、亀裂等が生じ、地震の発生時期が河川の増水期と重なった場合には、被害は、甚大なものになると予想されることから、大規模地震による河川施設等の損壊に伴う浸水被害を防止するため、施設の点検調査、整備等を行う。

第2 危険箇所点検調査及び情報連絡体制の整備

1 危険箇所の点検

施設管理者は点検マニュアルを整備し、定期的にパトロールを実施し、危険箇所点検調査を行う。

2 情報連絡体制の整備

円滑かつ迅速な情報連絡が行えるよう関係機関との連絡体制の強化を図る。

第3 水防施設等の整備

1 河川管理者は、河川水位及び雨量等の観測施設の適切な維持管理に努める。

2 水門、堤防等水防上重要な施設の管理者は、各施設の耐震性を向上させる。

3 ため池の点検結果に基づき、整備を行う。

4 水防管理団体は、水防活動に必要な資機材の整備を図るとともに、常に計画的な点検整備を行い、補充等に努める。

第4 危険箇所の周知

施設の管理者は、危険箇所を速やかに関係地方公共団体へ報告する。

第5 浸水対策工事の計画的施行

1 河川改修事業（市管理河川）

(1) 準用河川改修事業

(2) 都市小河川改修事業

2 ため池等整備事業

(1) 老朽ため池の整備

(2) 用排水施設整備

3 農業用河川工作物応急対策事業

(1) 檜曲地区(県営)

(2) 杉箸地区(県営)

<資料編>

資料3-3 河川の状況

資料4-1 重要水防区域一覧

資料4-9 農業用ため池一覧

資料6-10 水閘門管理者一覧

資料6-11 水防資器材備蓄一覧

第13節 建築物災害予防計画

実施担当	関係各部
------	------

第1 計画の方針

市は、地震に対する建築物の安全性を高めることにより、震災時の被害の発生を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図る。

第2 建築物耐震診断体制

1 耐震性の確保についての基本的考え方

建築物の耐震設計の方針はそれらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は以下による。

- (1) 人命に重大な影響を与えない。
- (2) 機能的に重大な支障が生じない。

なお、耐震性の確保には、耐震設計のほか、機能の代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方針も含まれる。

2 耐震診断体制の整備

県は建築物の耐震性を強化していくために、県の診断判定の指標、判定ランクを設定し、耐震診断技術者の育成や耐震診断判定体制の確立に努めている。

市は、この診断技術者の養成等に協力する。

3 建築物の耐震改修の推進

建築物の耐震改修の推進に関する法律に基づき、多数の者が利用する一定の建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めるほか、市は多数の者が利用する一定の建築物の耐震診断及び耐震改修について、必要な指導及び助言並びに指示等を行う。

第3 応急危険度判定体制の確立と活用

県は建築物の地震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象とした応急危険度判定士の養成と、判定方法、判定技術者の権限、身分保障、派遣要請等を考慮した制度の確立に努めている。

市は、この判定士の養成及び制度確立に協力するとともに、災害時における活用について検討する。

第4 公共建築物

1 防災上重要な建築物の指定

災害対策は迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示及び安全な避難場所の確保が要求される。

市は、これらの活動を円滑に進めるために、次の施設を「防災上重要な建築物」（以下、「重要施設」という。）として各施設の耐震性の確保を図り、崩壊防止に努める。また、長期停電に備え、非常用発電機を整備し、72時間は外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。

- (1) 災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校、社会福祉施設等。
- (2) 災害時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる庁舎、消防署、出先施設等。

2 重要施設の耐震性強化

(1) 既設建築物の耐震診断の実施

重要施設に指定された施設等について計画的に耐震診断を実施する。

(2) 既設建築物の耐震改修の推進

耐震診断の実施により補強が必要と認めたものについては、当該建築物の重要度を考慮して順次、耐震改修を実施する。

(3) 新設建築物の耐震、耐火構造化、地盤調査の実施

新耐震設計基準による建築を徹底する。

第5 一般建築物

市は、震災時における個々の建築物の安全性を高めるため、次の対策を講ずる。

1 既存建築物の耐震性の向上

建築物の耐震改修の推進に関する法律等の主旨に基づき、既存建築物の耐震診断、改修を推進するための普及啓発、講習会などを行い、既存建築物の計画的な耐震改修を促進する。

また、耐震性向上に関する一般市民向けのパンフレットを活用し、耐震診断、改修必要性等について普及啓発を図る。

2 木造住宅の耐震診断及び耐震改修助成等の実施

木造住宅の耐震診断及び耐震改修に助成を行い、地震に強い住まいづくりを促進する。

第6 その他の構造物

1 ブロック塀の倒壊防止対策

(1) ブロック塀築造に対する指導強化

ブロック塀を新設または改修しようとする者に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

(2) ブロック塀調査に基づく既存ブロック塀に対する改修指導

通学路等を中心にブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険個所の把握に努めるとともに、危険個所の改修について必要な助言、勧告等を行う。

(3) 市民に対する知識の普及

市民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用して啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

2 落下物対策

定期的の実態調査を実施し、危険性のある看板等について撤去、改修等の指導を行う。

3 家具等の転倒防止対策

住宅、事務所等の建築物内に設置されている家具等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、その適正な対策、転倒防止方法等についてわかり易いパンフレットを市民に配布し、普及啓発を図るとともに、適切な指導助言等を行うなど、家具等の耐震安全性の確保を図る。

4 アーケードの安全対策

定期的の実態調査を実施し、腐食、破損等の著しい箇所は改修等の指導を行う。

5 がけ地近接住宅の安全対策

市または県は、必要に応じて建築基準法第39条に基づく「災害危険区域」を指定するほか、がけ地付近における住宅等の建築制限の実施及び既存住宅の移転等を推進する。

6 天井材等の非構造部材等の安全対策

県及び市は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策や、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図ることとし、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

第14節 交通施設災害予防計画

実施担当	建設部、産業経済部、まちづくり観光部、西日本旅客鉄道（株）、港湾管理者
------	-------------------------------------

第1 計画の方針

市の各交通施設の事業者及び管理者は、地震時の交通システムを維持するため、各施設等の耐震設計や陸海空を通じた交通ネットワークの充実などによる耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、市、県等との連絡体制を整備し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずる。

第2 道路施設

国土交通省近畿地方整備局、高速道路会社、県、市など道路管理者（以下「道路管理者」という。）は、広域的で質の高い防災体制の確立と、地域内の確実な避難救急活動を確保するため、災害に強い道路網の整備に努める。

1 道路等の整備

道路管理者は、災害時における道路機能の確保のため、所管道路での計画的な補強等の対策を推進する。

また、広域的、地域的な防災体制の確立を目的とした道路網についてもあわせて整備する。

(1) 幹線道路網の整備

地域的な防災体制の確立のため、市庁舎と基幹道路及び市庁舎と防災上拠点となる施設のそれぞれを連結する幹線道路網等について、被災時の代替性にも考慮しながら都市計画、地方道路計画及び敦賀市道路網整備計画などに基づき、整備を推進する。

(2) 補助幹線道路の整備

補助幹線道路及び区画道路の整備により、幹線道路とのスムーズな連結を図る。

(3) 避難誘導路の確保

住宅密集地等の防災上必要な地域においては、歩道等の整備による避難誘導路の確保を図る。

(4) 道路の防災補修工事

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩壊が予想される箇所等の調査を行い、道路の防災補修工事が必要な箇所については、その対策工事を早急を実施する。

(5) 橋梁等の整備

橋梁等の耐震性の向上を図るため、地震に対する安全性について確認を行い、これに基づき必要な補強等の対策を推進する。

橋梁等の耐震基準については、「橋、高架の道路等の技術基準」を準用し、既設橋梁の耐震調査や補強等対策工事を推進し、今後新設する橋梁については、上記仕様または今後国において示される新たな基準に基づき整備を行う。また、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

(6) トンネルの整備

災害時におけるトンネルの安全の確保のため、所管のトンネルについて、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所を指定してトンネルの整備を推進する。

(7) 横断歩道橋の整備

災害時における歩道橋が、落下等により交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋について、本体と階段の取付部を中心とした耐震点検調査を実施、補修等対策が必要なものについて整備を推進する。

2 道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材を民間企業等から緊急に協力が得られるようその体制づくりに努める。

第3 鉄道施設

鉄道事業者は、高速大量輸送の中核を担う鉄道の安全対策を推進することによって、旅客等の安全と輸送体制の確保に努める。

1 西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社管内）の措置

西日本旅客鉄道株式会社が定める「災害時運転取扱手続」に沿って、「金沢支社災害時の運転取扱準則」により、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関及び関係自治体との連携について定める。

(1) 施設、設備の耐震性の確保

ア 周期的な構造物の健全度調査により下記事項を行う。

(ア) 橋りょうの維持補修

(イ) 法面、土留の維持及び改良強化

(ウ) トンネルの維持、補修及び改良強化

(エ) 建物設備の維持修繕

(オ) 通信設備の維持

イ 地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図るとともに、列車の運転規制等の基準とし、事故を防止する。

(2) 防災資機材の整備及び要員の確保

ア 社内での防災資機材（モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、防災桁）の整備を図るとともに、民間企業から緊急に協力が得られるよう体制を整える。

イ 社内及び関連業者の災害事業に従事する技術者及び技能者の技術及び技能の程度と人員配置状況を把握し、緊急時における発動体制を確立する。

第4 港湾（漁港）施設等

港湾及び漁港管理者は、震災時における緊急物資及び避難者の海上輸送基地として機能できるよう、施設の安全性及び耐震性や耐浪化の強化を図る。

国及び港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路機能を確保するため、耐震強化岸壁等大規模地震対策施設に至る航路沿い等水域沿いの民間事業者が所有する港湾施設の耐震改修を推進するものとする。また、発災後の緊急輸送又は地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。

1 耐震性の強化

敦賀港において、大型岸壁や幹線港湾道路の高架橋等について補強工事をボーリング調査の結果等に応じ、早期に実施する。

漁港においても、利用状況の変化に対応しつつ、耐震岸壁の整備など防災対策を考慮した漁港整備を実施する。

2 施設の点検調査

港湾及び漁港管理者は、施設の安全確保のため、耐震性点検マニュアルに基づき、点検調査を行う。

<資料編>

資料3-2 道路の状況

資料3-8 耐震岸壁一覧

第15節 上下水道施設災害予防計画

実施担当	市民生活部、水道部
------	-----------

第1 計画の方針

市は水道及び下水道施設の災害予防を図る。

第2 上水道施設

災害による水道施設の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、水道施設の給水体制の整備を推進する。

1 施設等の整備

水道整備事業の実施について、水道施設設計指針及び水道施設耐震工法指針等により施設の耐震化を図るとともに、バイパス配管を設置することにより災害時に対応する。

(1) 取水、導水施設

管路は、耐震性継手、伸縮継手等耐震性を考慮した構造、材質とする。

(2) 浄水施設

ポンプ回りの配管、構造物との取り付け管、薬品注入関係の配管設備について耐震化を進めるため、整備補強を行う。また、被災時の停電を考慮して設置済みの自家発電設備についても定期的に点検を行う。

(3) 送配水施設

送配水幹線については、耐震性の強化のため、耐震継手、伸縮継手、緊急遮断弁等を使用する。

老朽化した既設管等のダクタイル鋳鉄管への布設替え等の措置を行う。

2 応急復旧用資機材の整備

原水処理薬剤や応急復旧用資機材の供給可能な体制づくりに努める。

3 応急復旧体制の整備

災害により被災した水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制を整備する。

第3 下水道施設

急速に進む市街化の進行に対応して、災害による下水道施設の被害を最小限に止め、浸水災害等の被害を防止し、生活環境の整備及び公共用水域への水質汚濁を防止するため、下水道施設の整備増強を図る。

1 施設の耐震性の強化

- (1) 既存施設（天筒浄化センター及び松島ポンプ場）の耐震診断の実施
- (2) 老朽管等の敷設替
- (3) 構築物の更新、補強
- (4) 機械設備の更新、補強

2 施設の点検、整備

施設設備の点検マニュアルを整備し、これに基づき点検調査等を定期的を実施し、施設設備の改善に努める。

3 代替施設設備の整備

下水施設に支障をきたした場合に備え、仮設トイレの備蓄と調達供給体制の確立を図る。

4 応急復旧体制の整備

災害により被災した下水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制を整備する。

また、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

<資料編>

資料 7-1 水道施設の状況

資料 7-2 上水道配水区域の状況

資料 7-3 プール設置状況

資料 7-4 応急給水機器保有状況（上水道課）

資料 7-5 敦賀市管工事協同組合緊急連絡体制

資料 7-6 応急復旧体制の概要（上水道課）

資料 7-7 災害復旧作業のフローチャート（上水道課）

資料 7-8 緊急飲料タンク一覧

資料 7-9 下水道事業の状況

資料 7-10 敦賀市公共下水道事業下水道施設の概要

資料 7-11 地震災害復旧作業フローチャート（下水道課）

第16節 通信施設、放送施設災害予防計画

実施担当	西日本電信電話（株）福井支店、各放送事業者
------	-----------------------

第1 計画の方針

地震が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、通信の途絶防止及び放送電波の確保を図るため、機関毎に万全の予防措置を講じる。

基幹的な通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの多重化などにより耐震性の確保に努める。

第2 通信施設

西日本電信電話（株）福井支店は、地震が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、発災時から復興期までの段階毎の非常時業務マニュアルに基づき通信の途絶防止及び災害復旧対策の確立に努める。

1 現況

(1) 通信用建物

耐震・耐火構造の建物設計を行い、地震に起因する火災、浸水等の二次災害防止のため、防火扉、防水堤等を設置している。

(2) 所内設備

ア 建物内に設備する電気通信機器は、振動による倒壊、損傷を防止するため、支持金具等による耐震措置を行っている。

イ 非常用予備電源として、蓄電池及び発動発電機を設置している。

(3) 災害対策用機器

ア 通信の全面途絶地帯、避難場所等との通信を確保するために、災害対策用無線機、移動無線車等を配備している。

イ 所内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するために、非常用可搬型デジタル交換措置と衛星通信車載局を配備している。

ウ 災害時等の長時間停電に対して、通信電源を確保するために移動電源車を配備している。

エ 所外通信設備が被災した場合、応急措置として各種応急用ケーブル、災害対策用機器等を配備している。

2 実施計画

(1) 災害を未然に防止するため、電気通信施設の建物内外の巡回点検による施設の補強等の予防対策を行う。具体的には、準備警戒体制として下記の措置を実施する。

ア 情報連絡体制の強化

- イ 応急復旧用機器等の点検整備
- ウ 措置計画の点検確認
- エ 設備記録類の点検確認
- オ 被災危険設備の補強及び防護
- カ 回線等の応急措置の準備
- キ 復旧体制の確立

- (2) 公共機関等、重要な通信を確保するため、ケーブルの分散使用を行う。
- (3) 架空ケーブルは、地震による二次災害（火災）に比較的弱いので、地中化の望ましい区間は県、市等と連携した地中化を推進する。
- (4) 交換機相互間を結ぶ通信経路の分散化を推進する。

第3 放送施設

日本放送協会福井放送局、福井放送(株)、福井テレビジョン放送(株)及び福井エフエム放送(株)、(株)嶺南ケーブルネットワーク及び敦賀FM放送(株)は、災害が発生し、または発生する恐れのある場合における放送電波の確保を図るため、あらかじめ定められた計画により、放送設備、局舎設備等について各種予防措置を講じ、災害報道の確保に万全を期する。

1 平常時の措置

- (1) 災害に備えて、各種放送設備のほか、戸棚等備品についての耐震対策（固定化）を実施する。
- (2) 非常用資機材及び消耗品等を定量常備する。

2 警戒時の措置

災害発生時には、次の設備について整備、点検を行う。

(1) 電源設備

- ア 自家発電装置の点検・試運転、燃料及び冷却水の確保
- イ 蓄電池の点検、充電
- ウ 電力会社に対する受電線確保要請

(2) 給排水設備

- ア 給排水、消火ポンプの点検整備、燃料補給
- イ 構外設備の補強、緊急資材の配置
- ウ 保有水の把握、管理

(3) 中継、連絡回線

- ア NTTに対する回線確保及び代用線の要請
- イ 非常用受信機、自営無線回線設備の点検、整備

(4) 放送設備、空中線設備

ア 非常用放送装置の緊急点検、整備

イ 送受信空中線の緊急点検、補強及び予備空中線材料等資材の確保

<資料編>

資料 8-17 防災放送取扱要領

第17節 電力施設、ガス施設災害予防計画

実施担当	北陸電力（株）敦賀営業所、各発電所、敦賀ガス（株）他
------	----------------------------

第1 計画の方針

電力事業者は電力施設の災害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努める。

都市ガス事業者及び液化石油ガス事業者等は、災害時のガス設備の被害の軽減対策の実施、ガスによる二次災害を未然に防止するために、設備の耐震性の点検調査の実施等安全性確保対策を進める。

第2 電力施設

1 安全化対策

(1) 電力施設の耐震性の強化

予測地震動、施設の重要度を考慮した上で、各種基準に基づく耐震設計を行う。

また、現在進められている全国規模における検討状況及び関係法規の改定等を踏まえ、必要に応じて対策を検討する。

(2) 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準などに基づいて設計を行う。

(3) 原子力発電設備

原子炉施設は、原子力規制委員会の規制基準に基づき、想定されるあらゆる地震力に対しても、原子炉を安全に停止し、冷やし、放射性物質を閉じ込める機能が十分に保たれるよう耐震性を持たせる。

(4) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等に基づいて設計を行い、建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(5) 送配電設備

地震による被害を受けやすい軟弱地盤等にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

ア 架空電線路

氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に耐え得る設計とするが、耐震性能を明確にしておく。

イ 地中電線路

大きな地盤移動の発生が予想される地域での地中線施設は避ける。

それ以外の地域であっても軟弱地盤や液状化の可能性の大きいところではできるだけ避けて施設する。

また、一旦被災するとその復旧はガスや水道以上の期間を要することを十分考慮して施設する。

(6) 通信設備

主要通信系統の多ルート化を推進するとともに、通信機器の分散配置等に努める。

2 電気施設予防点検の実施

電気施設が常に法令に定める技術基準に適合するよう維持すること並びに事故の未然防止を図るために、それぞれの設備実態等に応じ定期的に巡視点検及び検査を行う。

3 災害対策用資機材等の確保及び整備

(1) 災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保と整備点検を行い、災害発生時の応急資機材の確保のための備蓄場所の検討や融通方法を決め、指導のガイドライン等により備蓄推進を行う。

(2) 災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに車両等の輸送力確保に努める。

(3) 各電力供給機関等と電力融通並びに災害対策用資機材、復旧要員等の相互融通体制を確立する。

4 通信連絡施設の整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じて無線伝送設備、有線伝送設備及び通信電源設備について、整備点検を行う。

5 各種防災訓練の実施

従業員に対し防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため防災訓練を実施する。

6 非常時動員、応援体制の確立

発生時期・時間帯、規模、距離等災害の状況を考慮にいたした発災時から復興期までの段階毎の非常時業務マニュアルを事業者毎に早急に作成、あるいは見直しを行う。

第3 ガス施設

1 都市ガス

(1) 施設の安全化対策

施設、設備の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並び

に建築学会、土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づいて行う。

ア 製造施設

(ア) 施設の重要分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。

(イ) 緊急遮断弁、防消火設備、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。

イ 供給施設

(ア) 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて入替、もしくは補強を行う。

(イ) 緊急時には、二次災害の発生を防止するため、球形ガスホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、中圧導管内のガスを工事内有水ガスホルダーへ緊急減圧を行う。

(ウ) 導管については、鋼管工事の拡大や球状黒鉛鋳鉄管への切り替えを行うとともに、耐震性のある接合方法の採用を推進する。

(エ) ガスによる二次災害の防止と復旧活動迅速化のため、供給状態の安定度や地盤条件を考慮して低圧導管網のブロック化を行う。

(オ) 一般家庭における感震器内蔵のマイコンメーターの設置を推進し、地震発生後の漏洩事故の防止を図る。

ウ 通信施設

(ア) 無線回線の整備

(イ) 可搬型無線回線の整備

(ウ) 災害時優先電話の指定

(2) 震災訓練の実施

地震発生時の災害の応急活動を迅速に遂行するため、通信連絡体制の確立、要因の動員体制の確認等を目的とした訓練を行う。

また、非常時を想定した緊急時措置訓練（設備の緊急停止訓練、停電対策訓練等）、消火訓練（消防本部の指導）及び緊急連絡訓練、保安規定に基づく各種事故処理訓練等の防災基本訓練並びに防災総合訓練を定期的実施する。

(3) 広報活動の充実

ガスによる二次災害を防止するため、平素から需要家に対して、次の事項について周知を図る。

ア 元コックの閉止等地震が発生した場合にガス器具に関してとるべき措置

イ ガス漏洩等の異状に気付いた場合の措置

ウ その他災害予防に必要な事項

(4) 応援体制の確立

ガス事業者は、不測の事態を考慮した相互連絡体制を整え、情報の収集並びに応

援体制の確立に努めるほか、発生時期、時間帯、規模、距離等災害の状況を考慮に
入れた発災時から復興期までの段階ごとの非常時業務マニュアルを作成、あるいは
見直しを行う。

2 液化石油ガス

(1) 施設の安全化対策

液化石油ガス事業者は、液化石油ガス設備について液化石油ガス法令等に定める
技術上の基準に基づき設置し、定期的に調査、点検するほか、液化石油ガス容器の
地震時等における容器の転倒、転落及びバルブの損傷等の防止措置を徹底するとと
もに、感震機能付きのガス漏れ防止のための安全機器等の設置推進に努める。

(2) 保安対策

ア 液化石油ガス事業者

地震時における緊急応援体制の整備及び地震を想定した緊急措置マニュアルの
作成あるいは見直しを行い、従業員の教育、訓練に努めるとともに、液化石油ガ
ス事業者は液化石油ガス消費者への保安啓蒙活動を実施する。

イ 消費者

消費者の初期防災活動が、被害の拡大と二次災害の防止には重要なことから、
「自らが保安の責任者」であるとの認識のもとに、液化石油ガス販売事業者や消
防本部等から配布されるパンフレットなどにより、液化石油ガスの安全について
の知識を修得し、災害時において的確な対応ができるようにする。

<資料編>

資料5-3 LPガス販売業者一覧

第18節 危険物等災害予防計画

実施担当	消防部、敦賀海上保安部
------	-------------

第1 計画の方針

市は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物の災害予防を図る。

第2 危険物保安対策

消防法に定める危険物は、その貯蔵及び取扱上の不備が直ちに災害の原因となるとともに、他の原因による災害発生時には、これを拡大する主要な原因となることから、危険物施設の立入検査、従事者に対する取扱の指導及び訓練または災害時における緊急措置の徹底を図り、災害の防止に万全を期する。

1 危険物施設の立入検査

消防法に定める危険物は、液体または固体であり、それ自身が発火または引火しやすい危険性を有している物質で、いずれも火災の発生及び拡大の危険性が大きく、かつ、消火困難な物品が多い。これらの危険物に起因する災害の発生を未然に防止するため、危険物施設の立入検査を実施し、保安規制の徹底を図る。

(1) 立入検査の主眼

- ア 危険物施設の位置及び構造並びに施設の維持管理に関する検査の強化
- イ 危険物の運搬、積載等の方法について検査の強化
- ウ 危険物施設の管理者及び危険物保安監督者の指導強化
- エ 危険物の貯蔵、取扱い等についての指導
- オ 危険物施設周辺の環境についての指導
- カ 地震動及び津波等による危険物施設等の影響に対する安全装置の指導

(2) 予防措置

危険物は、その種類により性質が異なり、予防措置及び災害防止措置もおのずと異なっているので、危険物災害の状況を十分把握して対処し、危険区域を設定して、人畜被害の防止に努めるとともに、二次災害の誘発防止に万全を期する。

2 自主保安体制の確立

危険物施設のうち一定の規模をもつ施設または事業所等においては、自主保安体制の強化を図るため、自衛消防組織及び施設の維持管理、危険物保安要員の設置等施設の災害防止のため、事業所等内予防規程の作成等各種の義務が課せられており、これらの施設については、より効果的な保安体制が確立されるよう指導するとともに、この規制を受けていない事業所等については、監督を強化して保安体制が充実されるよう指導する。

3 科学消防力の整備

- (1) 消防本部は化学消防車、化学消火薬剤等の整備を図り、科学消防力の強化を推進する。
- (2) 危険物施設の所有者及び管理者は、危険物災害の拡大を防止するため、必要な資機材及び化学消火薬剤の整備及び備蓄を推進するとともに、災害時の体制の整備を図る。

4 保安教育の実施

危険物施設の管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、関係機関と連携して、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

第3 高圧ガス、火薬類及び毒物劇物の保安対策

高圧ガス、火薬類及び毒物劇物の保安対策については、県の指導取り締まりによるが、法定事項の厳守、自主保安体制の確立、従業員の教育、防災訓練、自衛消防隊の設置、化学消火剤の備蓄、事故災害時の連絡体制等について徹底普及を図る。

第4 危険物等の輸送対策

危険物、高圧ガス、火薬、毒劇物を輸送する車両の管理者は、あらかじめ次の措置を講じて輸送途上における災害発生の未然防止を図る。

- 1 危険物輸送に当たっては、積込み、積み卸し作業の監視体制を整備するとともに、輸送過程における安全措置に万全を期する。
- 2 危険物輸送に従事する者に対し、防災知識の普及教育と災害発生時における応急対策訓練の徹底を図る。

第5 危険物積載船舶等の保安予防対策

- 1 敦賀海上保安部は、危険物を積載した船舶に対し、港則法等に基づき次の予防措置を講ずる。
 - (1) 危険物専用岸壁及び危険物等積載船舶に立ち入り、事故防止について指導する。
 - (2) 石油類の流出事故に備え、タンカー及び各油槽所等に対し、オイルフェンス、流出油処理剤等の備蓄を指導する。
- 2 危険物を積載した船舶、鉄道等の保安防災対策については、各関係法令に基づき、災害を防止し、安全の確保を図るための措置を講ずる。

<資料編>

資料 5 - 1 敦賀市危険物施設数一覧

資料 5 - 2 石油類販売業者一覧

資料 5 - 3 LP ガス販売業者一覧

資料 5 - 4 火薬庫の状況

資料 5 - 5 毒物劇物営業者等の状況

第19節 積雪期の地震災害予防計画

実施担当	建設部、都市整備部、関係各部
------	----------------

第1 計画の方針

積雪時に地震が発生すると、より大きな被害を及ぼすだけでなく、地震発生後の応急対策にも支障を及ぼすことが予想される。市は地震災害対策を考慮し、降積雪による災害の防止、軽減を図る。

第2 総合的な雪対策の推進

積雪時の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等雪対策の総合的、継続的推進によって確立されるものであり、このため「敦賀市除雪計画」を作成して、総合的かつ計画的な施策の推進に努める。また、積雪時における地震災害に備えるためには、各関係機関が密接に連携し、より実効性のある雪対策が必要であり、相互の連絡を一層密にし、雪による障害の解消に努める。

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

地震時には、各機関の実施する応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、道路交通の緊急確保を図ることが必要になる。このため、除排雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除排雪体制の確立

ア 各道路の整合性のとれた除雪体制を確立するため、各道路管理者相互の緊密な連携の下に「敦賀市除雪計画」を策定する。

イ 除雪機械の増強や除雪基地の計画的な整備を進める。

ウ 各道路管理者相互の連絡を一層密にし、除雪体制の情報交換を行う。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を推進する。

イ 山間地帯の冬期通行不能箇所解消と代替路線の確保を図る。

ウ 雪崩による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、スノーシェルター、雪崩防止柵等の施設の整備を推進する。

2 航空輸送の確保

(1) ヘリコプターの活用

地震による道路交通の一時的麻痺により、豪雪山間地では、孤立する集落が多数

発生することが予想される。これらの孤立集落に対するヘリコプターによる航空輸送の確保を図る。

(2) 緊急時ヘリポートの整備

市は、孤立が予想される集落へのヘリポートの整備を推進するとともに、除雪体制の確保を図る。

3 鉄道輸送の確保

地震時には、応急対策に伴い、遠距離かつ高速、大量輸送が必要になり、鉄道輸送の確保を図ることも必要になる。

このため、各鉄道事業者は除雪車両及び除雪機械を改良、整備し、効率的な除雪体制を確立するとともに、流雪溝や消融雪装置及び防雪柵等の整備を行う。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を推進するとともに、地域が一体となった雪に強い住宅地づくりを推進する。

(1) 雪に強い住宅地づくり

地域が一体となった克雪住宅化、共同雪処理施設の整備を進め、雪に強い住宅地づくりを促進する。

(2) 屋根雪下ろしの奨励

屋根雪荷重による家屋倒壊を防止するため、早期の屋根雪下ろしを奨励し、広報活動を実施する。

2 積雪時の避難所、避難路の確保

積雪時において地震が発生した場合においても市民が円滑に避難することができるよう避難所、避難路等の確保に十分配慮する。

(1) 避難所の確保

- ア 建物周辺にオープンスペースを確保する。
- イ 消融雪施設を備えるなど雪に強い駐車場の確保を図る。
- ウ 雪を考慮した建築物の配置を図る。
- エ 融雪型建築の普及を図る。
- オ 載雪型建築の普及を図る。

(2) 避難路の確保

- ア 積雪、堆雪に配慮した体系的街路を整備する。
- イ 小型除雪車を増強し、歩道除雪を推進する。
- ウ 機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所にお

いては重点的に消融雪施設等を整備する。

(3) 避難誘導標識等の確保

積雪時における避難誘導標識等の除排雪等に留意し、その確保に配慮する。

3 集落雪崩対策

地震により雪崩が予想される地域では、所要の対策を講じ市民の生命及び財産の保全に努める。

(1) 警戒避難体制の整備

ア 雪崩危険箇所における警戒避難体制を確立する。

イ 危険箇所に対するパトロールを定期的実施する。

(2) 雪崩対策工事の実施

第5 消防活動の確保

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想される。

このため、各消防機関は消防水利の確保と消防施設、設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。

(1) 防火水槽の積雪型への切り替えを推進する。

(2) 防火水槽及び自然水利の取付箇所付近の除雪を励行する。

(3) 雪に強い消防資機材の整備の拡充を図る。

第6 情報収集伝達体制の整備

関係機関相互の連携を一層強化し、情報の収集や伝達体制の整備充実に努めるとともに、交通、気象、防災等日常全般にわたる総合的な情報の提供を行う雪情報システムの活用を行い、除雪体制の整備を行う。

第7 非常持出品の確保

寒冷期における非常持出品について、通常の持出品に加え耐寒用品等の携行にも配慮するよう市民に対し周知を図る。

<資料編>

資料4-7 雪崩危険箇所一覧

資料8-24 防災ヘリコプター緊急運航要請書

資料11-2 市及び民間協力保有除雪車一覧

資料11-7 雪捨場一覧

第20節 広域的相互応援体制整備計画

実施担当	市民生活部、消防部
------	-----------

第1 計画の方針

大規模災害においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が予想され、他地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整える。

第2 県内広域相互応援体制

1 福井県・市町災害時相互応援協定

市独自では十分な災害応急対策が実施できない場合に備え、他の市町に要請する災害応急対策を円滑に遂行するため締結した「福井県・市町災害相互応援協定」に基づき密接な連携体制を整備する。

2 福井県広域消防相互応援協定

県内の消防における相互応援体制を確立するため、県下の全市町が参画する「福井県広域消防相互応援協定」を活用し、消防広域応援体制を整備する。

第3 県外市町村広域相互応援体制

市域を越えた広域的防災体制を確立するため、各務原市（岐阜県）、向日市（京都府）、水戸市（茨城県）等と締結した相互応援協定に基づき、密接な連携体制を整備する。

高島市消防本部及び湖北地域消防組合と連結した消防相互応援協定に基づき密接な消防連携体制を図る。

第4 災害応援協定の締結

市は、災害対策・復旧対策を円滑に実施するために、他の地方公共団体等の関係機関や民間団体等との応援協定の締結を推進し、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるとともに、平時から密接な連携体制を整備する。

第5 協定締結機関との合同訓練等

応援協定の締結機関に対する応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡方法、窓口等を取り決めておき、それらに基づく通信訓練等を含めた合同防災訓練を実施する。

<資料編>

資料 6－9 消防相互応援協定等の状況

資料 1 4－1 災害時応援協定締結一覧

資料 1 4－2 福井県・市町災害時相互応援協定

資料 1 4－3 福井県広域消防相互応援協定

資料 1 4－4 敦賀市と各務原市との間における災害時相互応援協定

資料 1 4－5 災害時における相互援助協定（敦賀市・向日市）

資料 1 4－6 災害時等における協力に関する協定（敦賀市・敦賀市内の郵便局）

資料 1 4－7 茨城県水戸市と福井県敦賀市との間における災害時相互応援協定

資料 1 4－8 全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱

資料 1 4－1 1 災害時等の応援に関する申し合わせ（敦賀市・国土交通省近畿地方整備局）

第 2 1 節 交通輸送体系整備計画

実施担当	総務部、建設部、敦賀警察署、敦賀海上保安部 他
------	-------------------------

第 1 計画の方針

市は、災害発生時の災害応急対策を迅速に実施するには、被災後、直ちに輸送機能の確保が必要であることから、交通輸送体系を整備する。

第 2 緊急輸送路

市は、福井県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会（事務局：国、県）で策定した緊急輸送道路と連携を保つことを基本に、次の各施設と前述の緊急輸送道路を結ぶ路線を緊急輸送路とし、敦賀市建築物耐震改修促進計画に位置づけられた路線について指定を行う。

- 1 市役所、消防署、警察署、医療機関等の主要防災活動施設
- 2 避難所、防災備蓄倉庫等
- 3 物資集積場所、ヘリポート等

第 3 交通規制計画

県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両及び事前届出対象の規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、交通規制を実施する。

また、災害発生後、隣接・近接各府県警察との相互協力により実施する緊急交通路を確保するための交通規制について習熟を図るとともに、緊急通行車両等の通行を確保するための交通規制用装備資機材や非常時信号交通安全施設の整備、交通情報提供機能の強化を図る。

さらに、交通総量削減のための広報、協力要請や運転者に対する啓発活動の強化を図るとともに、緊急通行車両等の事前届出制度により緊急通行車両等確認証明書の迅速な交付を行う。

第 4 効率的な緊急輸送のための措置

効率的な緊急輸送を実施するため警察と協議のうえ、ステッカー、通行禁止等の看板を事前に整備する。

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、協定に基づいた団体等との連携を図るとともに、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の立案に努める。

第5 公共交通機関による輸送の確保対策

地震発生後速やかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握（被害の程度、復旧の見込み）、代替道路、道路交通規制などの必要な情報の連絡体制等について、交通事業者、県、市等の関係機関においてマニュアル化を図る。

また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行い、公共交通機関の活用を図るとともに、他府県への義援物資の輸送に必要となる車両や乗務員の迅速な確保及び義援物資受け入れの際に地理、交通情報を伝達する手段の確保を図る。

第6 海上輸送

災害時の緊急海上輸送に備え、県及び敦賀海上保安部、漁協等の関係機関、団体等と協議のうえ、公共埠頭、漁港の位置や運行方法等について定める。

第7 航空輸送（緊急ヘリポートの確保）

救出救助、患者搬送等の活動に機動的に対応できる県防災ヘリコプター等を有効に活用するため、医療機関、避難所等との連携を考慮し、ヘリコプター緊急離着陸場を指定し、必要に応じて増設する。

<資料編>

- 資料 1 1 - 1 敦賀市役所車両保有台数一覧
- 資料 1 1 - 3 ヘリコプター緊急離着陸場一覧
- 資料 1 1 - 4 陸上輸送業者一覧
- 資料 1 1 - 5 海上輸送業者一覧
- 資料 1 1 - 6 乗船施設一覧
- 資料 1 1 - 8 緊急輸送道路等位置図
- 資料 1 1 - 9 中心部緊急輸送道路等位置図

第22節 緊急事態管理体制整備計画

実施担当	市民生活部、関係各部
------	------------

第1 計画の方針

市は、災害対策活動を円滑に実施するためには緊急事態に対する備えが重要であることから、階層的防災生活圏構想の趣旨を踏まえつつ、機能的な活動体制の整備を図る。

第2 階層的防災生活圏構想の推進

消火、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施するため、町内会、地区、市、広域ブロック、県といった階層構造を防災生活圏として設定し、それぞれの防災生活圏ごとに包摂する下位の防災生活圏を支援する。

[防災生活圏の階層ごとの役割]

階層	役割
町内会	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の基礎的単位 ・自主参集場所を設定 ・基本的な防災資機材等を備蓄
地区	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の中核的単位 ・避難所は、避難者への物資等の供給拠点の役割も果たし地区内の情報収集、提供の拠点となる。 ・防災資機材等を備蓄
市	<ul style="list-style-type: none"> ・防災活動の指令塔的単位 ・災害時における避難所に対する食糧、生活必需品の供給等の調整やそのための備蓄にあたる。 ・要配慮者に対するサービスの単位
広域圏	<ul style="list-style-type: none"> ・県内を福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の4圏域に分けて設定 ・市町間における物資調達の調整、備蓄の融通を図る。
県	<ul style="list-style-type: none"> ・防災活動に関して、市町、防災関係機関、他都道府県、国との連絡調整にあたる。

[階層ごとの施設、設備]

階層	施設・設備
町内会	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の会館や社寺広場等を自主参集場所として設定 ・鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄
地区	<ul style="list-style-type: none"> ・各小中学校等を避難所として設定 ・地区公民館等を地域対策支部として設定 ・情報端末となるパソコン等情報機器を整備し、生活必需品や防災資機材等を備蓄 ・再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備

市	<ul style="list-style-type: none"> ・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能等を有する拠点施設（災害対策本部室）を整備 ・避難所等に対する食糧、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄 ・敦賀市福祉総合センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備
広域圏	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災センターを整備 ・広域的に融通できるよう食糧、生活必需品等を備蓄
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、大規模地震等が発生した際、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、市町に配送するための広域物流拠点（福井県産業会館、サンドーム福井、つるがきらめきみなと館）、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報システムを整備

第3 町内防災活動体制の整備

1 市民、事業所等の防災活動

市民及び事業者は、平常時から自主防災組織、自衛消防隊の設立及び活動活性化を図り、災害発生時には、情報収集、救出活動、初期消火、要配慮者の支援、安否確認等の活動及び支援を行う。

2 市及び地域防災連絡協議会の支援体制

市民や事業所等が災害時に効果的な活動を行うため、施設、機材の整備や人材の育成に努める。

- (1) 自主防災組織の設立、運営の補助
- (2) 防災資機材等の購入、防災訓練等の実施、防災資機材倉庫の設置等の助成
- (3) リーダー研修会、市民講習会の開催

第4 地区防災活動体制の整備

1 支部の設置と整備

- (1) 大規模災害時に職員参集や情報活動等を効率的に行うため、地区に支部を設置する。
- (2) 支部の機能強化のため、通信機器や防災資機材等の整備に努める。

2 避難所等の整備

- (1) 各小中学校等を避難所とし、施設の耐震化、非常用電源の確保、通信機器の整備、避難誘導標識等の整備を図る。また、対応する災害に応じて浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。
- (2) 主要避難所に食糧、生活物資の備蓄、防災井戸の設置を行う。
- (3) 拠点避難所には救護所を設置するなど、応急医療体制を強化する。

- (4) 小中学校等が避難所となるので教職員の緊急時の活動マニュアルを作成するとともに、避難所受け入れ体制の整備として避難所機能と教育機能の両立を含め、避難所としての利用、運営方法等を定める。

第5 市防災活動体制の整備

1 庁舎等拠点施設の安全化

- (1) 防災活動の中心となる庁舎については耐震化を進め、適切な管理を行う。
- (2) 食糧供給の拠点となる給食センターについては、非常用電源の整備を図る。
- (3) 災害時に医療拠点となる病院、診療所等の耐震化の実施、指導を行う。
- (4) 各拠点施設については、対応する災害に応じて浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。

2 災害対策本部の充実強化

市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

防災活動の中核となる災害対策本部室については、耐震化、非常用電源の確保、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保等の通信機能の強化を図る。

また、躊躇なく避難指示を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

3 情報通信手段、経路の多様化

市は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、防災関係機関、民間企業、報道機関、住民等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

市は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災情報伝達システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

4 備蓄品の確保

- (1) 食糧、日用生活品等の備蓄倉庫の増設
- (2) 要配慮者に配慮した備蓄品の確保
- (3) 消防職員及び消防団員の非常食の確保

5 消防用資機材の整備

応急活動の中核となる消防における防災資機材等を整備する。

6 応援体制の確保、強化

大規模災害では市単独で対処することが困難なことから、県、他の自治体、企業、各種団体等の応援協力を得るため、協定締結や密接な協力関係の構築を図る。

7 交通輸送体制の確保

消火、救出、医療等の防災活動を強力に実施するには広域的な応援体制が必要であり、そのための交通輸送体制の確保について、積雪時にも配慮しながら施策を推進する。

8 災害応急対策基金の設置

災害初動時の応急対策に必要な資機材、物資等の迅速な確保を図るため、敦賀市災害応急対策基金を設置する。

9 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

10 業務継続性の確保

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた

体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

第6 広域応援・受援体制の整備

市及び県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えるものとする。

県は、国や市等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度に基づく全国の被災市町村の応援や福井県で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努めるものとする。

県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとし、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

市は、受援体制の整備に当たっては、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

第7 公的機関等の業務継続性の確保

市等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

<資料編>

資料2-1 自主防災会一覧

資料2-2 地区防災計画策定地区一覧

資料2-3 敦賀市自主防災会設立補助金交付要綱

資料2-4 敦賀市自主防災会運営費等補助金交付要綱

資料2-5 自主防災組織に係る防災資機材倉庫用地貸与要綱

資料2-6 ボランティア団体一覧

- 資料 9 - 1 災害備蓄倉庫一覧
- 資料 9 - 2 災害備蓄品保有状況（危機管理対策課）
- 資料 1 3 - 1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧
- 資料 1 3 - 2 福祉避難所一覧
- 資料 1 4 - 2 福井県・市町災害時相互応援協定
- 資料 1 4 - 4 敦賀市と各務原市との間における災害時相互応援協定
- 資料 1 4 - 5 災害時における相互援助協定（敦賀市・向日市）
- 資料 1 4 - 7 茨城県水戸市と福井県敦賀市との間における災害時相互応援協定
- 資料 1 4 - 1 2 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定（敦賀市・福井県公共
嘱託登記土地家屋調査士協会）
- 資料 1 4 - 1 3 災害時における福祉避難所として介護保険施設等を使用することに関す
る協定（敦賀市・敦賀市介護サービス事業者連絡協議会）
- 資料 1 5 - 5 敦賀市災害対応基金条例
- 資料 1 6 - 1 地震防災緊急事業五箇年計画一覧

第3章 災害応急対策計画

節	項	目
1	応急活動体制計画	
2	広域的応援対応計画	
3	自衛隊災害派遣要請計画	
4	ボランティア受入計画	
5	地震情報等の伝達計画	
6	災害情報収集伝達計画	
7	通信運用伝達計画	
8	災害広報計画	
9	避難計画	
10	被災者救出計画	
11	要配慮者応急対策計画	
12	医療救護計画	
13	消防応急対策計画	
14	水防計画	
15	災害警備計画	
16	飲料水、食糧、生活必需品の供給計画	
17	緊急輸送及び障害物の除去計画	
18	交通施設応急対策計画	
19	上水道、下水道施設応急対策計画	
20	通信、放送施設応急対策計画	
21	電力、ガス施設応急対策計画	
22	危険物施設等応急対策計画	
23	住宅応急対策計画	
24	廃棄物処理計画	
25	防疫、食品衛生計画	
26	遺体の捜索、処理、埋葬計画	
27	教育再開計画	
28	災害救助法の適用に関する計画	
29	要員確保計画	
30	生業に必要な資金の貸与計画	
31	物価対策計画	

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制計画

実施担当	総務部、市民生活部、関係各部
------	----------------

第1 計画の方針

市域に地震（津波を含む）が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、応急対策を行うため、次の組織を設置する。

- 1 災害警戒本部
- 2 災害対策本部

第2 市の配備体制

職員の配備体制の基準は、次のとおりとする。

組織	配備体制	配備時期	配備内容	配備人員
災害警戒本部	地震 第1配備	1 市内に震度4の地震が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	1 災害対策関係部課の職員をもって、被害の情報収集、連絡活動等が円滑に実施できる体制 2 事態の推移に従い、速やかに高次の体制に移行し得る体制	別表1区分による指定職員
	地震 第2配備	1 市内に震度5弱の地震が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	1 市各部課がそれぞれ分掌する事務分野に応じて、災害応急活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制 2 事態の推移に従い、速やかに第3配備体制に移行し得る体制	
災害対策本部	第3配備	1 市内に震度5強以上の地震が発生したとき 2 その他市長が必要と認めたとき	1 市各部課が有する組織、機能のすべてをもって対処する体制とする（全職員での活動）	全職員

注：会計年度任用職員等は、業務に応じて各部（班）の判断により調整することとする。

第3 災害警戒本部

1 設置

災害警戒本部は、市内に震度4、震度5弱の地震が発生したとき、地震情報等の迅速な収集伝達と必要な措置を講ずるため、事象発生時刻に設置する。

2 組織

(1) 災害警戒本部は、別表1の部局長及び別表1に掲げる指定職員をもって構成する。

(2) 災害警戒本部長は、危機管理監とする。

(3) 災害警戒副本部長は、市民生活部長とする。

(4) 危機管理監は、初動対策上必要な場合は、前項に規定する者のほか、関係職員を配置することができる。

(5) 警戒本部会議の構成員は、別表1の部局長とする。

(6) 前号の部局長は、各部に連絡員を置き、会議に同席させることとする。

(7) 警戒本部の事務は危機管理対策課が行う。

3 所掌事務

災害対策本部の事務分掌に基づく業務を行う。

4 会議の開催

危機管理監は、必要に応じ対策会議を開催する。

5 廃止

危機管理監は、次の場合、市長の指示に従い災害警戒本部を廃止する。

(1) 災害対策本部が設置されたとき

(2) 災害警戒本部の必要が認められなくなったとき

別表1 災害警戒本部指定職員

部名 (部局長)	班名	担当課	地震	
			第1配備	第2配備
総務部 (総務部長)	総務班	総務課	○	○
		契約管理課	○	○
		情報管理課		○
	広報渉外班	秘書課	○	○
		広報広聴課	○	○
	輸送物資(罹災証明)班	税務課		○
債権管理課			○	
企画政策部 (企画政策部長)	情報班	政策推進課		○
		原子力安全対策課	○	○
	財政班	財政課	○	○
		会計課		○
市民生活部 (市民生活部長)	総合班	危機管理対策課	○	○
	生活環境班	環境政策課		○
		清掃センター		○
		衛生処理場		○
		敦賀斎苑		○
		生活安全課		○
		市民課		○
		市民協働課		○
福祉保健部 (福祉保健部長)	福祉(ボランティア)班	地域福祉課	○	○
		子育て政策課		○
		保育課		○
		国保年金課		○
	長寿健康課		○	
救護班	健康推進課		○	
産業経済部 (産業経済部長)	商工班	商工貿易振興課		○
	農林水産班	農林水産振興課		○
まちづくり観光部 (まちづくり観光部長)	都市観光班	まちづくり推進課		○
		交通政策課		○
		観光誘客課		○
		人道の港発信室		○
建設部 (建設部長)	土木班	道路河川課	○	○
		公共交用地対策室	○	○
	住宅班	住宅政策課	○	○
水道部 (水道部長)	上下水道班	経営企画課	○	○
		上水道課	○	○
		下水道課	○	○
病院部 (敦賀病院事務局長)	病院班	総務企画課	○	○
		医療サービス課		○
教育部 (教育委員会事務局長)	避難班	教育総務課		○
		学校教育課		○
		生涯学習課		○
		文化振興課		○
		スポーツ振興課		○
特設部	特設班	議会事務局		○
		監査委員事務局		○
消防部 (消防長)	消防班	消防本部各課 敦賀消防署	○	○

注：担当課指定職員の構成は、第1配備は1班編成、第2配備は2班編成とする。

ただし、班編成は業務に応じて担当課が必要人員を考慮したうえで組織する。

第4 災害対策本部

1 敦賀市災害対策本部の設置及び廃止基準

市長は、次の場合に敦賀市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、または廃止する。

(1) 設置の時期

地震に伴う本部の設置基準は次のとおりとし、事象発生時刻に設置する。

- ア 市内に震度5強以上の地震が観測されたとき。
- イ その他地震に関する災害で市長が必要と認めたとき。

(2) 廃止の時期

災害応急対策がおおむね完了した場合、または市域において災害のおそれが解消し、必要がなくなると認められるとき。

2 設置場所

本部は、市役所内に設置する。

ただし、建物損壊等により本部の機能を全うすることができないと市長が判断した場合は、別途指示するところに本部を設置する。

3 本部を設置した場合の防災関係機関への通知等

本部が設置された場合、直ちに県（危機管理課）及び防災関係機関にその旨を通知または報告する。

また、県（災害対策本部長）は、市が本部を設置した場合は、直ちに職員を本部に派遣し、市からの情報収集、県からの情報伝達、市からの応援要請の総合調整等を行わせる。

防災関係機関への通知方法

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
市民	情報班長 (政策推進課長) 広報渉外班長 (秘書課長)	防災情報伝達システム、CATV 防災放送、コミュニティFM、インターネット、広報車、報道機関
県知事	総合班長 (危機管理対策課長)	県防災行政無線、ファクシミリ、 電話、口頭、その他迅速な方法
警察署長		
その他防災関係機関		
災害時応援協定締結市町村 福井県内市町 各務原市 向日市 水戸市等	総合班長 (危機管理対策課長)	県防災行政無線、ファクシミリ、 防災インターネット、電話、口頭、 その他迅速な方法
報道機関	広報渉外班長 (秘書課長)	電話、口頭または文書

4 組織及び事務分掌

- (1) 本部長（市長）は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長（副市長）は、本部長を補佐し本部長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 本部長付に教育長をもってあてる。
- (4) 本部員は各部長、敦賀病院事務局長、教育委員会事務局長並びに消防長をもってあてる。
- (5) 本部連絡員は各部長より指名した者をもってあてる。
- (6) 本部に部をおき、各部長は部の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。
- (7) 各部に班を置き、班長は各班を指揮監督し、班員は班長の命を受けて応急対策に従事する。
- (8) 組織及び事務分掌は、別表2及び別表3のとおりとする。

5 本部の運営

(1) 本部員会議の開催

本部に、本部長、副本部長、本部長付、本部員及び必要に応じその他の職員で構成する本部員会議を置く。

本部員会議は、次の事項について協議する。

- ア 被害状況の把握及び災害応急対策実施状況
- イ 本部の災害応急対策等の実施に関する重要事項
- ウ 本部及び地域対策支部相互の調整に関する事項
- エ 本部及び現地災害対策本部相互の調整に関する事項
- オ 防災関係機関との連携に関する事項

カ 国、県及び公共機関に対する応援要請に関する事項

キ その他重要な災害応急対策に関する事項

(2) 本部連絡員の派遣

各部は、市長と各部の連絡を強化するため、本部連絡員を本部員会議に派遣する。本部連絡員は各部長が指名する者をもってあてる。

防災関係機関は、市災害対策本部との連絡のため、必要に応じ本部連絡員を本部に派遣する。本部連絡員は、連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属の機関との連絡にあたる。

(3) 班長会議の開催

必要に応じて班長会議を行う。

(4) 本部の庶務

本部の庶務は、総合班が各部、関係機関の協力を得て行う。

6 地域対策支部

(1) 地域対策支部の設置

第3配備体制を敷いたときは、必要に応じ地域対策支部（以下「支部」という。）を置き、応急対策実施の指揮及び現地での応急対策活動にかかわる関係機関との連絡調整活動（応援要請等を除く。）を行うとともに、市長に応急対策の実施状況を報告する。

また、支部の廃止は、状況に応じ市長が決定する。

(2) 設置場所

各地区の支部の設置場所は、次のとおりとする。なお、下記に設置できないときは、市長が指定する公共施設とする。

地 区	設置施設
市街地（北）	北 公民館
市街地（南）	南 公民館
市街地（西）	西 公民館
松原地区	松原公民館
西浦地区	
東浦地区	東浦公民館
東郷地区	東郷公民館
中郷地区	中郷公民館
愛発地区	愛発公民館
栗野地区	栗野公民館

(3) 組織

- ア 支部長は市長が指名した者をもってあて、副支部長は施設の長をもってあてる。
- イ 支部職員は当該施設の職員をもってあてる。
- ウ 支援職員は、市長が指名した職員をもってあてる。

(4) 指揮権限者

支部長が配置されるまでの間は、施設長またはその代理者が本部と協議のうえ指揮をとる。

(5) 支部の業務は次のとおりとする。

- ア 本部との連絡調整に関すること。

通信途絶のときは、次の要領で本部に伝令員を派遣すること。

(ア) 支部を設置したとき

(イ) 支部を設置してから3時間後

(ウ) その他重要な情報を入手したとき

- イ 区長等地区関係者との連絡調整に関すること。

ウ 避難所との連絡調整に関すること。

エ 被害状況等の情報収集に関すること。

オ 初動時の応急対策活動の実施に関すること。

カ その他支部の運営に関すること。



7 現地災害対策本部

- (1) 市長が必要と認めるときは、現地災害対策本部を置き、災害応急対策を実施する。
- (2) 現地災害対策本部は被害の状況に応じた場所に設置する。
- (3) 現地災害対策本部長は、副本部長、本部長付、本部員、その他職員のうちから市長が任命する。
- (4) 現地災害対策本部長は市長の指示する事務を行う。
- (5) 現地災害対策本部の要員は、市長が指名した者をもってあてる。

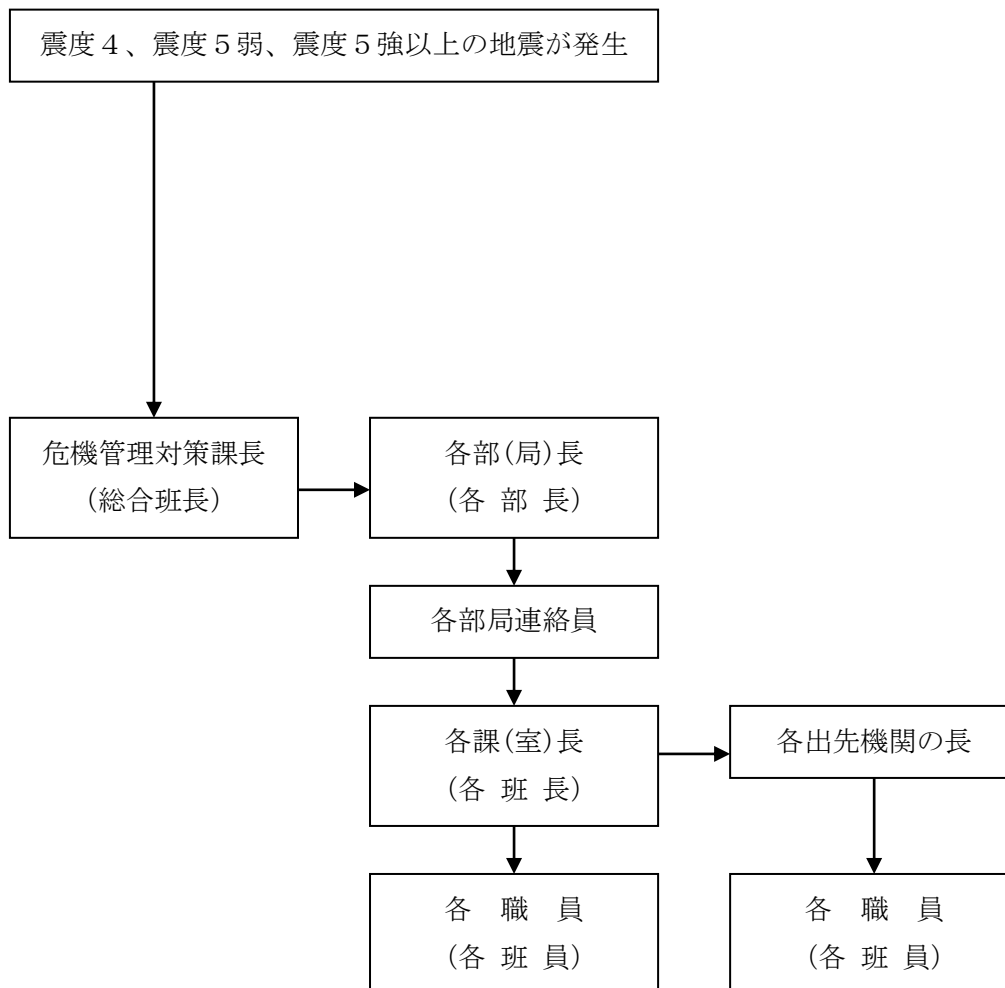
第5 配備体制の決定

市域に震度4、震度5弱、震度5強以上の地震が発生したときは、配備体制の基準により地震発生時刻に配備体制をとる。

第6 動員の伝達

配備体制の伝達は次のとおりとする。

ただし、勤務時間中については、この系統によらず庁内放送等で伝達することができる。



注：消防職員については消防本部の方法による。

第7 参集の方法

1 全職員自主参集

勤務時間外または休日等において市内に震度5強以上の地震が発生したときは、配備命令がない場合であっても自らの判断で定められた部署へ自主参集する。

全職員とは、正規職員を指すが、各部の判断により会計年度任用職員を災害活動に従事させることができる。

2 指定職員緊急参集

指定職員は、勤務時間外または休日等において市内に震度4、5弱の地震が発生したときは、動員の伝達に基づき緊急参集する。

なお、配備命令がない場合であっても自らの判断で定められた部署へ自主参集する。

3 参集場所

(1) 市内に居住する本庁職員は自己の所属課とする。なお、本庁勤務以外の職員は、自己の勤務場所とする。

ただし、自宅からの通勤距離が自己の所属課または勤務場所まで5kmを超える職員（管理職を除く）は、最寄りの支部とする。

(2) 市外に居住する職員は、自己の所属課または勤務場所とする。

4 参集状況の報告

各課長は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各班長を通じて総合班へ報告する。

5 参集時の心構え

職員は、参集途中で被害状況を把握し、所属長に報告する。

また、参集途中で重大な被害を認めたときは、自己の判断で市民の救出を優先するが、この場合、所属や参集場所に連絡するよう努める。

第8 職員の心得

非常災害発生の際の職員の心得は、他の法令の規定によるもののほか、次の事項に留意しなければならない。

1 適切な言動

本部の職員は、自らの言動によって市民に不安を与え、もしくは市民の誤解を招き、または本部の活動に反感を招かせることのないよう、適切な言動に注意しなければならない。

2 誠実な対応

本部の職員は、本部の行う応急救助、復旧等の活動に協力するため、参集した自衛隊、学生、婦人会その他一般のボランティアに対して、誠実に対応しなければならない。

3 積極的な支援

本部の職員は、所属する部班の事務に精通するよう努めるとともに、自ら本部の一員であることを自覚し、他の班における緊急要務の処理のため協力を求められたときは、積極的にこれを支援する。

第9 複合災害体制の整備

- 1 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。
- 2 災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。
- 3 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。
- 4 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地災害対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

第10 その他留意事項等

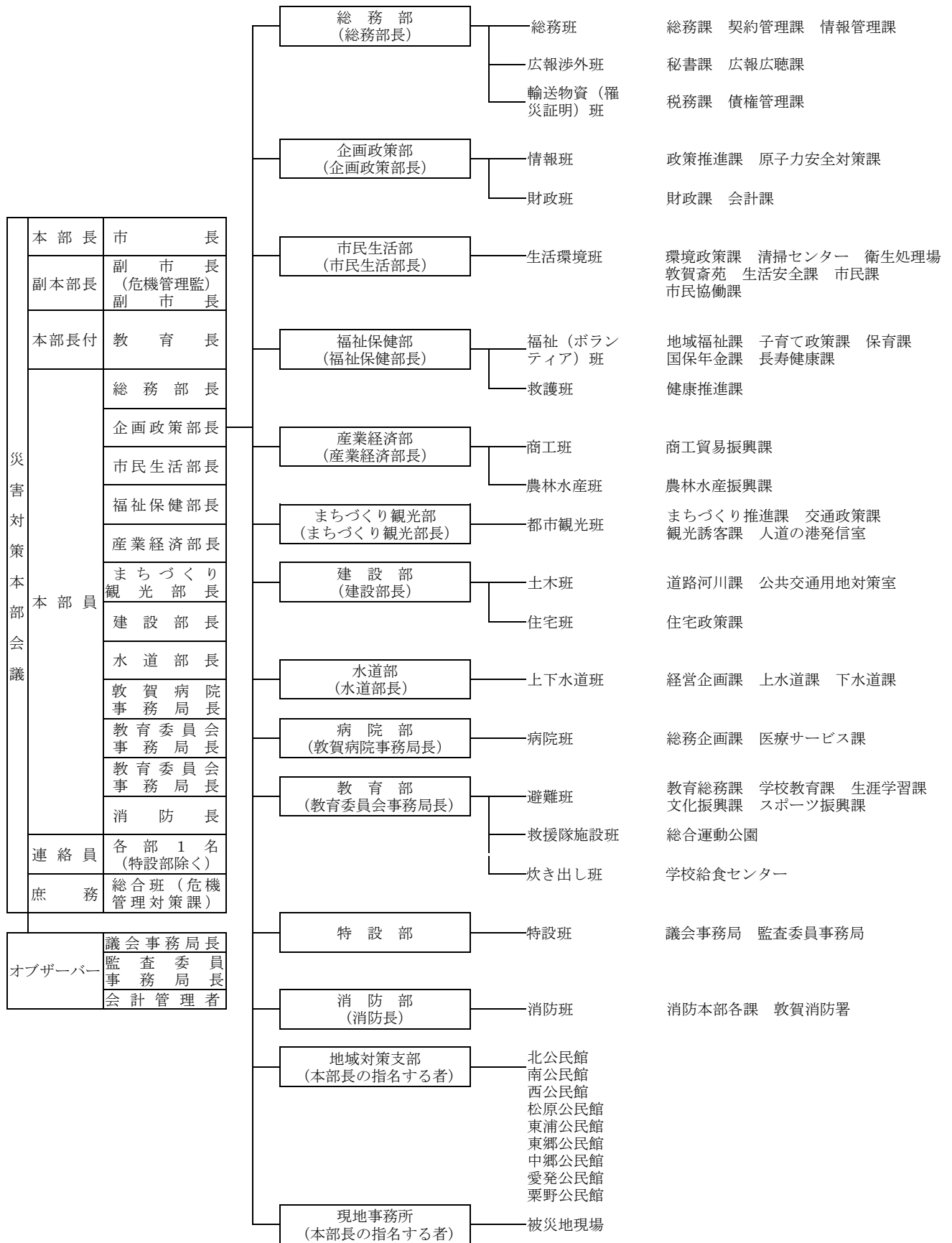
- 1 記録
 - (1) 市長の発する指令、各部班長が発する指示、連絡等の伝達並びに県、関係機関、市民等からの指示、連絡、要請、照会等の受理にあたる職員は、その内容が特に軽易な場合を除き、すべて記録し、受理伝達の確保に万全を期する。
 - (2) 前項の記録は、応急措置が完了し、当該記録が不要になるまでこれを保存する。
- 2 腕章、標識
 - (1) 本部長、副本部長、本部長付、本部員等は、災害対策活動に従事するときは、別に定める腕章を着用する。
 - (2) 災害時において災害対策活動に使用する本部の自動車には、別に定める標識を付ける。
- 3 防災関係機関及び協力団体等の動員協力
防災関係機関は、法令、防災業務計画等により、その所管事務にかかる災害応急対策を速やかに実施し、市が実施する災害応急対策について、必要な人員等の応援を求められたときは、可能な限りこれに応ずる。

また、協力団体は自らの災害応急処置の実施の遂行に支障のない限り、市の実施する災害応急対策業務に協力する。

4 その他

その他本部の活動に関する細部の事項については、市長が必要に応じ指示する。

別表2 災害対策本部の組織



別表3 災害対策本部事務分掌

部名(部局長)	班名(班長)	担当課	事務分掌
総務部 (総務部長)	総務班 (総務課長)	総務課 契約管理課 情報管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・班員の動員及び調整に関する事。 ・国県及び関係機関(自衛隊、他市町等)との連絡調整に関する事。 ・国県及び関係機関(自衛隊、他市町等)への応援要請及び受け入れに関する事。 ・調査団、視察団等の受け入れに関する事。 ・災害対策従事者名簿の作成に関する事。 ・職員の給食、医療等厚生に関する事。 ・公務災害補償その他被災職員に対する給付に関する事。 ・災害支援システムの管理運用に関する事。 ・災害活動に関する情報処理に関する事。 ・庁舎関係の被害調査及び復旧に関する事。 ・市有財産の被害調査の取りまとめに関する事。 ・車両の配車管理に関する事。 ・災害用電話の設置に関する事。 ・庁舎の警備に関する事。 ・避難所の開設及び管理運営の支援に関する事。 ・区長との連絡調整に関する事。
	広報渉外班 (秘書課長)	秘書課 広報広聴課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報に関する事。 ・災害情報の収集、記録に関する事。 ・報道機関への対応及び連絡に関する事。 ・本部長及び副本部長の秘書及び特命に関する事。 ・義務支援、義援金、見舞金品の礼状の送付に関する事。
	輸送物資(罹災証明)班 (税務課長)	税務課 債権管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧及び物資等の輸送に関する事。 ・応急資機材の輸送に関する事。 ・災害応急対策要員の輸送に関する事。 ・応急食料品、衣料、生活必需品の調達に関する事。 ・備蓄品の配分に関する事。 ・食料及び物資の配分に関する事。 ・罹災証明書の交付に関する事。
企画政策部 (企画政策部長)	情報班 (政策推進課長)	政策推進課 原子力安全対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・国県に対する災害にかかる要望、陳情に関する事。 ・被害状況の現地調査に関する事。 ・原子力発電所の情報収集に関する事。 ・市民への情報発信に関する事。
	財政班 (財政課長)	財政課 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助費関係資料の作成に関する事。 ・災害応急対策費の予算措置及び出納に関する事。 ・海上災害等による補償請求に関する事。 ・一般応急資機材の調達、配分に関する事。 ・応急物資の購入等の経理に関する事。 ・災害見舞金、義援金の受け入れ及び配分に関する事。
市民生活部 (市民生活部長)	総合班 (危機管理対策課長)	危機管理対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策全般の総括及び総合調整に関する事。 ・本部及び連絡室の設置及び廃止に関する事。 ・職員の配備体制に関する事。 ・避難情報の発令及び解除に関する事。 ・本部及び各班の連絡調整に関する事。 ・本部会議、連絡室会議及び班長会議に関する事。 ・防災会議委員との連絡調整に関する事。 ・災害状況等の総括取りまとめに関する事。 ・応急対策実施状況の総括取りまとめに関する事。 ・気象その他の情報の収集伝達に関する事。 ・その他各班に属さない事項に関する事。

部名（部局長）	班名（班長）	担当課	事務分掌
市民生活部 （市民生活部長）	生活環境班 （環境政策課長）	環境政策課 清掃センター 衛生処理場 敦賀斎苑 生活安全課 市民課 市民協働課	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡者の埋葬に関する事。 ・遺体安置所の確保及び収容に関する事。 ・住民等からの問い合わせ、相談等の対応に関する事。 ・被害外国人への情報提供及び相談に関する事。 ・避難所での被災者の登録及び各種相談窓口に関する事。 ・避難所の管理運営の支援に関する事。 ・災害廃棄物の総合的処理企画に関する事。 ・し尿等の収集及び処理に関する事。 ・安否不明者の氏名等公表に関する事。
福祉保健部 （福祉保健部長）	福祉（ボランティア）班 （地域福祉課長）	地域福祉課 子育て政策課 保育課 国保年金課 長寿健康課	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の総合的支援の企画及び実施に関する事。 ・避難行動要支援者の支援に関する事。 ・福祉避難所に関する事。 ・市災害見舞金及び弔慰金に関する事。 ・日本赤十字社その他の福祉団体との連絡調整に関する事。 ・ボランティア事務所の設置に関する事。 ・ボランティア団体及びボランティアとの連絡調整、並びに受け入れ及び配置に関する事。 ・義援物資の受け入れ、配分、輸送に関する事。 ・園児の安全対策に関する事。
	救護班 （健康推進課長）	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の医療及び健康相談に関する事。 ・医師会等医療関係機関との連絡調整に関する事。 ・救護所の編成、配置及び開設並びに応急治療に関する事。 ・医薬品等の確保及び配分に関する事。 ・防疫に関する事。
産業経済部 （産業経済部長）	商工班 （商工貿易振興課長）	商工貿易振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業関係業種の被害調査及び応急対策に関する事。 ・被災中小企業等への資金貸付又は融資に関する事。 ・企業・関係団体等への人的・物的支援の協力要請に関する事。 ・輸送にかかる民間車両等の借り上げに関する事。 ・海上輸送にかかる船舶の借り上げに関する事。 ・避難所の開設及び管理運営の支援に関する事。
	農林水産班 （農林水産振興課長）	農林水産振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・主食及び生鮮食料品の確保に関する事。 ・物資集積所の管理に関する事。 ・農林漁業用施設の応急対策に関する事。 ・孤立集落の応急対策に関する事。 ・漁場、沿岸等の環境調査に関する事。 ・畜産の被害対策及び死亡獣畜の処理に関する事。 ・汚染海鳥等の保護に関する事。
まちづくり観光部 （まちづくり観光部長）	都市観光班 （まちづくり推進課長）	まちづくり推進課 交通政策課 観光誘客課 人道の港発信室	<ul style="list-style-type: none"> ・都市施設の応急対策に関する事。 ・がれきの処理に関する事。 ・倒壊家屋の解体、撤去及び処理に関する事。 ・広報車による広報活動に関する事。 ・被災宅地危険度判定に関する事。 ・交通規制に伴う指導に関する事。 ・旅行者（外国人旅行者を含む）への情報提供及び相談に関する事。 ・観光団体等への人的・物的支援の協力要請に関する事。 ・避難所の開設及び管理運営の支援に関する事。

部名（部局長）	班名（班長）	担当課	事務分掌
建設部 （建設部長）	土木班 （道路河川課長）	道路河川課 公共交通用地対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の障害物除去及び補修に関する事。 ・道路橋りょうの確保及び応急対策に関する事。 ・危険箇所等確認パトロール及び応急対策に関する事。 ・建設業等関係機関の連絡調整に関する事。 ・土木資材及び水防資材の確保調達に関する事。 ・道路除雪に関する事。 ・緊急輸送路の維持補修に関する事。 ・土砂崩れに対する応急措置に関する事。 ・重油等漂着危険物の除去、搬送に関する事。 ・道路通行制限に関する事。 ・応急及び復旧工事にかかる広域応援の受け入れ及び調整に関する事。 ・公共土木施設の被害調査及び災害復旧に関する事。
	住宅班 （住宅政策課長）	住宅政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅等の被害調査及び応急対策に関する事。 ・避難施設及び収容施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ・被災建築物応急危険度判定に関する事。 ・建物の危険性の調査に関する事。 ・応急仮設住宅の建設に関する事。 ・応急仮設住宅の管理及び入居者の選定に関する事。 ・被害建物の現認に関する事。 ・罹災証明書交付に伴う被害建物の現地調査に関する事。
水道部 （水道部長）	上下水道班 （経営企画課長）	経営企画課 上水道課 下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・応急給水に関する事。 ・上水道の応急復旧に関する事。 ・下水道の応急復旧に関する事。 ・広域給水応援の受け入れ、調整に関する事。
病院部 （敦賀病院事務局長）	病院班 （総務企画課長）	総務企画課 医療サービス課	<ul style="list-style-type: none"> ・救急患者の収容及び診療助産に関する事。 ・医療材料の調達、供給に関する事。 ・災害派遣医療チーム（DMAT）の受け入れに関する事。 ・その他応急医療に関する事。
教育部 （教育委員会事務局長）	避難班 （教育総務課長）	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 文化振興課 スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・園児、児童、生徒の安全対策に関する事。 ・避難所の開設及び管理運営に関する事。 ・学用品等の確保に関する事。
	救援隊施設班 （総合運動公園所長）	総合運動公園	<ul style="list-style-type: none"> ・救援派遣者の宿泊等に関する事。
	炊き出し班 （学校給食センター所長）	学校給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出しに関する連絡調整及び資材の調達、供給に関する事。
特設部 （議会事務局長） （監査委員事務局長）	特設班 （議会事務局次長） （監査委員事務局次長）	議会事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・特命事項に関する事。
消防部 （消防長）	消防班 （消防本部次長）	消防本部各課 敦賀消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・消火、救出救助に関する事。 ・救急に関する事。 ・行方不明者の捜索に関する事。 ・消防団員の動員に関する事。 ・災害情報の収集に関する事。 ・警戒監視及び被災地の被害調査に関する事。 ・広域消防応援の受け入れ及び調達に関する事。 ・避難誘導勧告に関する事。
共 通 事 項			<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡調整に関する事。 ・各課所管及び関連施設の被害調査に関する事。 ・各課所管及び関連施設の応急対策に関する事。 ・応急対策及び復旧用応急資機材の購入に関する事。 ・各課所管の避難所の開設及び管理、運営に関する事。 ・各部、各班の相互協力に関する事。 ・部内関係の災害記録に関する事。

第2節 広域的応援対応計画

実施担当	総務部、企画政策部、市民生活部、福祉保健部、建設部、水道部
------	-------------------------------

第1 計画の方針

市は、大規模災害においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの応援が必要になることから、広域の応援に対応できる体制を整える。

第2 広域応援要請

1 応援要請

応援要請は、被災の範囲・被害規模等の状況に応じ、市が判断し、情報班が要請する。

(1) 県内相互応援

災害対策基本法、消防組織法、福井県・市町災害時相互応援協定、福井県広域消防相互応援協定に基づく要請を行う。

(2) 県外からの応援

県外からの応援については、岐阜県各務原市、京都府向日市及び茨城県水戸市に相互応援協定に基づく要請を行う。必要に応じて隣接県、ブロック単位、全国単位に災害対策基本法、消防組織法、相互応援協定（北陸3県、中部9県1市、近畿2府7県、岐阜県との県の協定）、国の応急対策職員派遣制度により要請を県に対し行う。

2 受け入れ体制

応援隊の受け入れは次のとおり、担当部署を明確化する。

- (1) 警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受け入れる。
- (2) 自衛隊の受け入れは市（総務班）が行い、広域にわたる場合は県が受け入れる。
- (3) 自治体の受け入れは、市（総務班）及び県が行う。
- (4) ボランティアの受け入れは、市（福祉（ボランティア）班）及び県が行う。

3 合同調整所の設置

県または市は、必要に応じて合同調整所を設置し、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第3 防災活動拠点

適切な役割分担のもとに、大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となる施設を確保する。

自衛隊等の受入拠点は総合運動公園とし、救援隊施設班が対応する。

自治体の受入拠点は、市長が指示する施設とする。

第4 防災関係機関の応援要請等

1 災害対策基本法に基づく応援要請等

(1) 県内市町に対する応援要請

市長（総務班）は、「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき県及び県内の市町に応援を求める。

ア 災害の状況及び応援を求める理由

イ 応援を希望する機関名

ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量並びに応援人員

エ 応援を必要とする場所及び活動の具体的内容

(2) 県外市町村に対する応援要請

市長（総務班）は、県外の市町村との個別協定に基づき応援を要請したときは、県に対し報告する。

(3) 知事への要請

市長（総務班）は、応急対策を実施するため必要があるときは、知事に必要な事項を明らかにして応援を求め、または応急措置の実施を要請する。

ア 災害救助法の適用

- ・災害発生の日時及び場所
- ・災害の原因及び被害の状況
- ・適用を要請する理由
- ・適用を必要とする期間
- ・既に行った救助処置及び行おうとする救助処置

イ 被災者の他地区への移送要請

- ・移送を必要とする被災者の数
- ・希望する移送先と被災者を収容する期間

ウ 県への応援要請または応急処置の実施要請（基本法68条）

- ・災害の状況及び応援または応急処置の実施を求める理由
- ・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ・応援を必要とする場所、期間

(4) 指定地方行政機関に対する要請

市長（総務班）は、応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、指定地方行政機関の長に対し、必要な事項を明らかにして当該機関の職員の派遣を

要請する。

ア 災害の状況及び応援または応急処置の実施を求める理由

イ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

ウ 応援を必要とする場所、期間

(5) 民間団体等に対する要請

市長（福祉（ボランティア）班）は、応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体等に協力を要請する。

2 消防の応援

(1) 県内市町消防に対する応援要請

消防本部は、単独では対処不可能な地震火災が発生した場合は、福井県広域消防相互応援協定に基づき他の市町に応援要請を行う。

(2) 他都道府県消防機関に対する応援要請

市長（総務班）は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づき必要な事項を明らかにして知事を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

3 自衛隊の災害派遣

市長（総務班）は、災害の発生に際し、市民の生命または財産の保護のため、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。ただし、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合など知事に要請するいとまがない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続をとる。

4 県警察本部の応援要請

県公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、必要な事項を示して、警察庁または他の都道府県警察に対し、警察法第60条に基づく警察災害派遣隊等の応援要請を行う。

<資料編>

資料6-9 消防相互応援協定等の状況

資料8-23 自衛隊災害派遣要請書

資料14-1 災害時応援協定締結一覧

資料14-2 福井県・市町災害時相互応援協定

資料14-3 福井県広域消防相互応援協定

資料14-4 敦賀市と各務原市との間における災害時相互応援協定

資料14-5 災害時における相互援助協定（敦賀市・向日市）

資料14-6 災害時等における協力に関する協定（敦賀市・敦賀市内の郵便局）

- 資料 1 4 - 7 茨城県水戸市と福井県敦賀市との間における災害時相互応援協定
- 資料 1 4 - 8 全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱
- 資料 1 4 - 1 1 災害時等の応援に関する申し合わせ（敦賀市・国土交通省近畿地方整備局）

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

実施担当	総務部、市民生活部、建設部、水道部
------	-------------------

第1 計画の方針

市が災害に際して人命または財産を保護するために、自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手続、受け入れ等を定める。

第2 派遣要請基準

- 1 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能または困難であると認められるとき。
- 2 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ、自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

第3 派遣の業務内容

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索救助
- 4 水防活動の支援
- 5 道路又は水路の啓開
- 6 応急医療、救護及び防疫
- 7 人員及び物資の緊急輸送
- 8 給食及び給水
- 9 救援物資の無償貸付け及び譲与
- 10 消防活動の支援（空中消火を含む。）
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 入浴支援
- 13 その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

第4 自衛隊の情報収集

福井県内において震度5強以上の地震が観測された場合において、各自衛隊は、航空機等により被害状況の収集活動を行い、その収集した情報を必要に応じ、県に伝達する。

市は、自衛隊が収集した情報について、県を通じて入手するよう努める。

第5 派遣要請の手続

市長（総務班）は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、災害派遣要請書を知事（危機管理課）へ提出する。ただし、事態が急を要する場合における市長から知事、知事から関係部隊への要請は、電話でもって行い、事後速やかに文書を提出する。

1 口頭で要請する場合の連絡事項

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

2 派遣要請先

派遣要請先	電話番号
陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口：第3科） （石川県金沢市野田町 1-8）	076-241-2171
海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下 1190）	0773-62-2250
航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口：防衛部） （石川県小松市向本折町戊 267）	0761-22-2101

3 留意事項

知事に災害派遣の要請をする場合、特に次の事項に留意すること。

- (1) 自衛隊が災害派遣をする場合は自衛隊法第83条第2項「都道府県知事の要請があり事態やむを得ないと指定部隊の長が認める場合には、部隊を救援のため派遣することができる」に該当する事態であり、単なる災害という理由のみで要請しないこと。
- (2) 災害応急対策活動及び災害予防（災害の発生が目前に迫り、かつ、これが予防のためには部隊等の派遣を待つ以外に方法がないと思われるとき。）のための派遣要請ではあるが、自衛隊が到着する頃には危険が去ったということのないよう的確な情勢判断をすること。
- (3) 災害派遣を要請するときは、災害の状況及び派遣を申請する理由、派遣を必要とする期間、派遣を希望するその任務、希望する区域及び活動等の概数、その他部隊派遣上特に参考となる事項を危機管理課へ連絡すること。

第6 市長の緊急要請

市長（総務班）は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合など知事に要請するいとまがない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続をとる。

第7 自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。

- 1 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
- 2 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことが出来ないと認められた場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められるとき。
- 3 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。
- 4 その他災害に際し、上記事項に準じ、特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるとき。
- 5 庁舎、営舎その他防衛庁の施設またはこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合。ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

第8 派遣部隊の受入体制

1 関係機関の相互協力

総務班は、派遣部隊の移動、現地進入及び災害応急措置に係る補償問題等の発生並びに必要な現地資材の使用等に関して県、敦賀警察署、敦賀美方消防組合と緊密に連絡し協力しあう。

2 作業計画及び資材等の準備

総務班は、自衛隊に対し作業を要請または依頼するに当たっては、他の災害救助隊、復旧機関等と競合、重複しないよう効率的な計画を樹立するとともに、災害実態に必要な資材を準備し、かつ、諸作業について関係ある管理責任者の了解を得るよう配慮する。

3 派遣部隊との連絡調整

派遣部隊の受け入れ及び活動を円滑に行うための連絡調整は県が行う。

4 派遣部隊の受け入れ

自衛隊の受け入れが決定したときは、受入体制を整備する。

- (1) 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定

市の連絡窓口は総務班が行い、連絡責任者は総務課長とする。

- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設及びヘリポート等施設の準備

受入拠点は総合運動公園とし、救援隊施設班が対応する。

- (4) 市民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

第9 派遣部隊の撤収要請

知事は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき、または派遣の必要がなくなったときは、民心の安定等に支障がないよう市長及び派遣部隊の長等と十分協議を行った上、撤収要請を行う。

第10 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として派遣を要請した市が負担する。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

- 1 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- 2 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費及び入浴料
- 3 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

<資料編>

資料8-23 自衛隊災害派遣要請書

第4節 ボランティア受入計画

実施担当	福祉保健部、関係各部
------	------------

第1 計画の方針

災害発生時には行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要であることから、市はその活動が円滑に行われるよう敦賀市社会福祉協議会等の民間団体やボランティアと連携をとり、活動環境を整備する。

第2 ボランティアの受入体制

1 市の支援

福祉（ボランティア）班は、ボランティアの申し出や避難所等におけるボランティアニーズを把握し、敦賀市社会福祉協議会や敦賀市赤十字奉仕団等既存のボランティア団体と連携をとりながら、各種ニーズに応じた調整及びあっせん等を行う。

また、当該ニーズに応じて県に対しボランティアの要請を行うとともに情報提供を行い、直接市を訪れるボランティアの受入れ体制を早急に確立する。

2 敦賀市社会福祉協議会の役割

ボランティアの円滑な活動を促進するため、市と連携して各種ニーズに応じた調整及びあっせん等を行う。

3 県の支援

県は、被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると思われる団体に対し、災害ボランティア本部の設置を要請するとともに、当該災害ボランティア本部の円滑な運営を確保するため、必要な支援を行う。

また、災害対策本部にボランティア部門を設け、災害ボランティア本部と連携を図るとともに、市と情報交換を行い、被災地におけるボランティアニーズの把握を行う。

なお、ボランティアを行う者が、ボランティア活動中の事故等に備えて加入するボランティア保険の保険料等は、必要に応じて県が支援する。

4 受入経費

県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、県、市の災害ボランティアセンター連絡協議会や社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第3 ボランティアの活動環境の整備

福祉（ボランティア）班は、敦賀市社会福祉協議会等の協力を得て、ボランティアが活動しやすい環境の確保、整備に努める。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

1 ボランティアの受付、登録

ボランティア事務所を設置し、ボランティアの受付、登録を行うとともに、ボランティア保険に加入させるものとする。

2 情報の提供

市の応急対策活動でボランティアの協力を必要とする業務や被災者等からのニーズを把握し、被災地等の状況とあわせて的確な情報を提供する。

3 活動拠点の提供

ボランティアから活動拠点に関する要望があったときは、速やかに敦賀市福祉総合センター等をボランティア活動拠点として提供する。

4 ボランティアとの連絡調整

ボランティアの受け入れ及び活動を円滑に行うため、ボランティアリーダー及び民間団体の長と作業内容や進展具合に関する打合せを行う。

5 専門ボランティアの派遣要請

応急危険度判定、医療、福祉など専門分野を有するボランティアを必要とする場合は、必要な分野のボランティア派遣を県に要請する。

第4 団体ボランティアの活動環境の整備

災害時には、状況に応じて日本赤十字社福井県支部敦賀市地区（敦賀市赤十字奉仕団）等団体ボランティアに協力を要請し、災害応急対策の実施に努める。

1 団体ボランティアの対象

団体ボランティアは、おおむね次の団体が考えられる。

- (1) 赤十字奉仕団
- (2) 婦人会
- (3) 区長連合会

- (4) 商工会議所、各種企業
- (5) その他各種団体

2 団体ボランティアへの協力要請

災害時には状況に応じて各種団体ボランティアに協力要請を行うとともに、受け入れ準備を行う。

3 団体ボランティアの活動

団体ボランティアは、個人ボランティアと同様に次の活動について協力を得る。

ただし、団体ボランティアは個人ボランティアと比較し、組織的な活動が期待できることから、この点を考慮する。

- (1) 災害情報、生活情報の収集、伝達
- (2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- (3) 救援物資、資機材の配分及び輸送
- (4) 危険を伴わない軽易な応急、復旧作業
- (5) 災害ボランティアの受け入れ事務
- (6) その他上記作業に類した作業

<資料編>

資料 2-6 ボランティア団体一覧

第5節 地震情報等の伝達計画

実施担当	市民生活部
------	-------

第1 計画の方針

地震・津波に関する情報等を各機関の緊密な連携のもとに、迅速かつ的確に伝達し、早期の災害応急対策の実施を可能にする。

第2 地震関係の情報の種類と概要

福井地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、都道府県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上又は最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は最大長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度6弱以上又は最大長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。福井地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災情報伝達システムを始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

(3) 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

<緊急地震速報の入手場所ととるべき行動の具体例>

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	<p>頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。</p> <p><注意></p> <ul style="list-style-type: none"> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	<p>館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。</p> <p><注意></p> <ul style="list-style-type: none"> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	<p>ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。</p> <p>ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。</p> <p>丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</p>
車の運転中	<p>後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</p> <p>ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</p>

(4) 普及啓発の推進

福井地方気象台は、県や市、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もあること。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

(5) 緊急地震速報を取り入れた訓練

国及び地方公共団体は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

2 地震情報の種類とその内容

<地震情報の種類と発表基準・内容>

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 （国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表※。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

※ 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表している。

3 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

(1) 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

(2) 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し(週間地震概況)、毎週金曜日に発表している。

<緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称>

都道府県名	緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称	市町名
福井県	福井県嶺北	福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、吉田郡 [永平寺町]、今立郡 [池田町]、南条郡 [南越前町]、丹生郡 [越前町]
	福井県嶺南	敦賀市、小浜市、三方郡 [美浜町]、大飯郡 [高浜町、おおい町]、三方上中郡 [若狭町]

第3 地震情報の伝達

1 地震情報等の伝達

(1) 気象庁本庁からの予報の伝達を受けた機関の措置

気象庁本庁から通知を受けた次に掲げる機関は、別に定める伝達先及び伝達系統により、他の通信または放送に優先して関係市町へ伝達または放送する。

ア 福井地方気象台

イ 福井県警察本部

ウ 西日本電信電話(株)及び東日本電信電話(株)

エ 日本放送協会福井放送局、福井放送(株)及び福井テレビジョン放送(株)は緊急警報放送を行う。

(2) 県の措置

福井地方気象台から伝達を受けた県危機管理課職員(時間外は気象連絡員)は、県防災行政無線により県出先機関、市町及び消防本部へ伝達する。

(3) 市の措置

県等から伝達を受けたときは、速やかに市民及び所在の官公庁等へ伝達する。

(4) その他の防災関係機関の措置

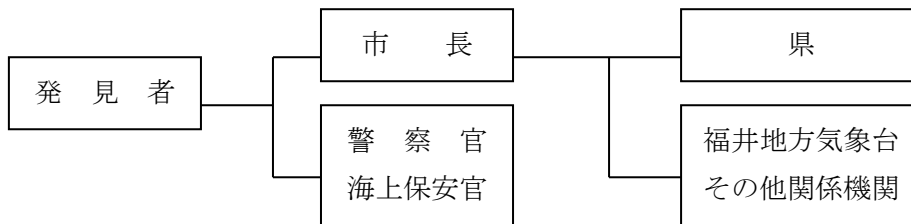
それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に伝達する。

2 震度情報ネットワーク等の活用

震度情報ネットワークとは、県内すべての市町に地震計を設置し、震度情報を市町、県、国間のネットワークにより迅速に把握するシステムである。地震を覚知したときはこれにより震度の把握を行い、職員配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に努める。また、県が今後導入を検討する被害予測システムにより、本市の被害を推定するなどして初動活動体制と広域応援体制の充実強化を図る。

第4 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条に基づき、遅滞なくその旨を市長または警察官もしくは海上保安官に通報し、市長は速やかに県及び福井地方気象台、その他の関係機関に通報する。



1 市長が福井地方気象台等に通報すべき事項

- (1) 異常な高波、うねり、潮位、河川水位等があったとき。
- (2) 震度4以上の地震があったとき。
- (3) 頻発地震（数日にわたり頻繁に感じる地震）があったとき。

2 市長からその他の関係機関への通報は、本章第6節災害情報収集伝達計画に定めるところにより行う。

<資料編>

資料1-2 気象庁震度階級表

資料8-13 津波警報等の伝達経路図

資料8-14 県警察の津波予報伝達系統図

資料8-15 敦賀海上保安部の津波予報伝達系統図

資料8-22 津波標識

第6節 災害情報収集伝達計画

実施担当	企画政策部、市民生活部、消防部
------	-----------------

第1 計画の方針

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うには、被害や復旧状況に関する情報を迅速かつ正確に収集し、関係機関に連絡することが重要である。市は、関係機関等との連携のもと災害情報を積極的に収集把握して、県等に報告する体制を確立する。

第2 震災に関する情報の収集及び伝達

1 実施体制

被害規模を早期に把握するために情報の積極的な収集ができるよう災害情報収集伝達体制の確立に努める。

また、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況を早期に把握するため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、隣接被災市町における被災状況等の情報収集に積極的に努め、収集した情報を県に対して速やかに報告する。

2 調査項目

情報を収集する場合に対象とする事項（隣接市町を含む）

- (1) 被害発生情報（日時 場所 原因）
- (2) 被害概況（後述の被害状況に準じ、内容によってはそのまま被害状況報告書に移行してよい。）
- (3) 市の応急対策の概況（災害対策本部の設置状況等）
- (4) 県に対する要請事項（自衛隊派遣要請等）
- (5) その他応急対策の実施に際し必要な事項

3 災害初期の情報収集の手段

地震発生時には次の手段を通じて災害情報の収集に努める。なお、情報収集及び通報は、人的被害及び住家被害に関連あるものを優先する。

(1) 職員による情報収集

ア 勤務職員による情報収集（勤務時間内の場合）

市内公共施設の職員は、施設周辺の状況を覚知できる範囲で把握し、施設長に報告し、施設長は職員の報告内容を主管課を通じて総合班に報告する。

イ 参集職員による情報収集（勤務時間外の場合）

参集途上にある職員は周囲の被災状況を把握し、参集後所属班長に報告し、各
部は職員の報告内容を総合班に報告する。

(2) 自主防災組織等による情報収集

市は、自主防災組織の責任者及び区長と連絡をとり、周辺地域の災害情報を収集
する。

(3) 119番通報の状況把握とその報告

市は、消防本部に対し、地震火災や多数の死傷者発生による住民通報の状況を問
い合わせる。消防本部への住民通報が殺到した場合、その状況を直ちに総務省消防
庁及び県に対し報告する。

(4) 県防災ヘリコプターによる情報の入手

市は、必要に応じて県の防災ヘリコプターによる災害情報の収集を県に要請する。

(5) 通信関係のボランティアの活用

大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、
インターネット利用者といった通信関係のボランティアの協力を得ることとし、そ
のための募集方法や活用方策を検討する。

4 情報班による現地調査

市長は、災害地の実態を把握し、市の災害応急対策活動の適切な実施を期するため、
必要に応じ企画政策部長に対して災害地調査の実施を命ずる。

(1) 情報班の出動

企画政策部長は、市長の指示に基づき、災害地調査実施のため情報班の中から班
を編成する。班の数、構成その他必要な事項は、事態に応じて適宜実施すること
になるが、おおむね次のような編成とする。

班編成の目安

活動項目の目安	班数	1班あたりの構成員
連絡調整	1	職員2名
調査表集計	1	職員2名
被害調査	3	職員2名

(2) 調査事項

- ア 被害状況
- イ 災害の原因（二次的原因）
- ウ 応急措置状況
- エ 災害地市民の動向
- オ その他災害対策上必要な事項

(3) 実施要領

- ア 調査は、防災関係機関及び各地域の消防団、区長、自主防災組織その他協力団

体、市民等の協力を得て、実施する。

イ 無線通信機の有効適切な活用を図り、調査の結果を企画政策部長を通じて総合班へ報告する。

ウ 調査の際、重要な情報を得たときは、直ちに企画政策部長を通じて総合班へ報告する。

5 各部による被害状況の調査

災害状況の調査は、関係各部が行い、総合班にて集計する。

被害程度の認定基準及び調査様式は、「敦賀市被害状況調査及び報告要領」に定めるところによる。

情報収集及び通報は、人的被害及び住家被害に関連があるものを優先する。

被害の程度の調査に当たっては、各部の連絡を密にして脱漏重複のないよう留意し、相違ある被害状況については調整しなければならない。

被害世帯、人員等については現地調査のみでなく住民登録等と照合し、その正誤を確認する。

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町等と連携の上、あらかじめ一連の手續等について整理し、明確しておくよう努めるものとする。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、「災害時における安否不明者の氏名等の公表指針」に基づき、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町等と連携し、住民基本台帳の閲覧制限措置の有無等を確認の上、安否不明者の氏名等の公表を行い、その安否情報を収取・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

6 孤立集落の被害状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市に連絡するものとする。また、市は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

7 県等への連絡手段

県、防災関係機関等への情報伝達は、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、報告するときの状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報

を連絡する。

第3 被害状況報告

1 被害状況等の報告

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から「敦賀市被害状況調査及び報告要領」に基づき速やかに県（危機管理課又は危機管理課が指定する部局等）に報告する。

通信の途絶等により県に報告することができない場合は、直接国（総務省消防庁）に報告を行い、県との連絡が取れるようになった場合は、県に対して報告を行う。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

2 報告の種類

- (1) 災害即報 災害を覚知したとき直ちに行う。
- (2) 災害確定報告 応急対策終了後10日以内に県に対して行う。
- (3) 災害年報 毎年1月1日から12月31日までの災害状況について、翌年の4月1日現在で明らかになったものを、4月15日までに行う。

3 報告の方法

- (1) 被害状況の報告責任者は、市民生活部長とする。
- (2) 報告様式

ア 災害即報は、県地域防災計画に定める第1号様式または第2号様式により報告する。

イ 災害確定報告は第2号様式により報告する。

ウ 災害救助法が適用されたとき、または同法の適用基準に達する見込みがある場合には、災害即報とあわせて第3号様式により報告する。

- (3) 報告の方法

災害即報等は、原則として県防災行政無線または一般加入電話により行うが、やむを得ない場合には、電報あるいは非常無線等を用いて報告する。

災害確定報告は、必ず文書により報告する。

(4) 報告先

区別	県が対策本部を設置する前	県が対策本部を設置したとき
勤務時間内	県危機管理課 N T T 電話 0776-20-0308(直通) 0776-20-0236(直通) 0776-21-1111(代) N T T FAX 0776-22-7617 県防災行政無線（衛星系） 電話 88-111-61-2170～2177 FAX 88-111-61-2189 88-111-152, 153 県防災行政無線（地上系） 電話 89-61-2170～2177 FAX 89-61-2189 89-152, 153 県嶺南振興局 N T T 電話 0770-22-0002 N T T FAX 0770-22-0243 県防災行政無線（衛星系） 電話 88-111-78-5211 FAX 88-111-78-5291	県防災行政無線（衛星系） 電話 88-111-170～179 FAX 88-111-152, 153 県防災行政無線（地上系） 電話 89-170～179 FAX 89-152, 153
勤務時間外	県危機対策連絡員室 N T T 直通電話 0776-20-0742 N T T FAX 0776-22-7617 N T T 電話 0776-21-1111(代) 内線 4447 県防災行政無線（衛星系） 電話 88-111-61-4447 【FAX 88-111-61-2189】：要連絡 【 88-111-152, 153】：要連絡 県防災行政無線（地上系） 電話 89-61-4447 【FAX 89-61-2189】：要連絡 【 89-152, 153】：要連絡	

- ・ 88 は衛星系、89 は地上系の敦賀市の発信特番。
- ・ 専用電話機からかける場合は、地上系及び衛星系の発信特番は不要。
- ・ 勤務時間外の防災行政【FAX】は、別室にあるため送信した旨連絡が必要。

<資料編>

資料 2-1 自主防災会一覧

資料 2-2 地区防災計画策定地区一覧

資料 8-20 日本アマチュア無線連盟敦賀クラブ会員名簿

資料 8-24 防災ヘリコプター緊急運航要請書

- 資料 8-25 敦賀市被害状況調査及び報告要領
- 資料 8-26 地域被害状況報告書

第7節 通信運用伝達計画

実施担当	市民生活部
------	-------

第1 計画の方針

災害に関する各種の情報収集は、災害応急対策を樹立するための基本となるものである
ので、市及び防災関係機関のそれぞれの組織は、より迅速かつ正確に行える体制を整える。

第2 地震発生直後の機能確認と応急復旧

地震発生時には、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに応急
復旧にあたるとともに、携帯電話、自動車電話等の代替通信手段を確保するほか、すべて
の通信手段が途絶された場合には、連絡員を派遣して通信の確保を図る。

第3 円滑な通信運用

1 指定電話、連絡責任者の指定

(1) 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を
図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、
指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

(2) 連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を
確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属関係機関相互の通信連絡を統一する。

2 通信の統制

地震災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想される
ため、通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、
迅速に行われるよう努める。

第4 各種通信設備の利用

1 電話等の利用

(1) 電話の優先利用

各機関は、災害時において最優先に確保すべき通話を行うために、一般加入電話を
西日本電信電話㈱の承諾を受けて災害時優先電話として利用するものとする。この災
害時優先電話を使用しての通話は、通信網に異常ふくそうが生じて一般の通話を規制
した場合も、通話の規制を受けない。

(2) 電報の優先利用

電報発信にあたって電話により非常電報を発信する場合は、電話による電報サービス取扱所と事前に発信方法等について協議しておく。

ア 非常電報

地震その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあると認められる場合、非常通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常電報として、すべての電報に優先して取扱われる。ただし、気象業務法に基づく警報の次順位となる。

電報発信紙による場合は「非常」と朱書し、最寄りの電報サービス取扱所へ差し出す。

イ 緊急電報

非常電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する事項を内容とする電報については、緊急電報とし、非常警報の次順位として扱われる。

電報発信紙による場合は「緊急」と朱書し、最寄りの電報サービス取扱所へ差し出す。

2 市防災行政無線等の利用

(1) 移動系防災行政無線

本部及び各部相互の連絡には、移動系防災行政無線を利用する。

(2) 防災情報伝達システム

市民への情報伝達には、必要に応じて防災情報伝達システムの屋外受信機、戸別受信機を利用する。

3 衛星携帯電話の利用

市は、災害時に孤立する恐れのある集落等で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話の配備などの代替通信手段を確保するよう留意するものとする。

4 県防災行政無線の利用

県及び他市町との連絡には、県防災行政無線を利用する。

5 防災相互通信用無線の利用

敦賀美方消防組合、敦賀海上保安部との連絡には、必要に応じて防災相互通信用無線を利用することができる。

6 放送施設の利用

(1) C A T V防災放送の活用

市民への情報伝達には、必要に応じてC A T Vによる防災放送または情報提供放送を利用する。

(2) コミュニティFMの利用

市民への情報伝達に、コミュニティFMを利用する。

(3) 放送事業者への放送要請

嶺南ケーブルネットワーク及び敦賀FM放送以外の放送事業者（日本放送協会、福井放送、福井テレビジョン放送、福井エフエム放送）による放送を実施することが適切と判断されるときは、県を通じて要請する。

この場合において、特に必要と認めるときは、緊急警報放送を利用する。

7 非常時におけるその他無線施設の利用

(1) 警察通信設備の優先利用

市は、県警察との「災害対策基本法に基づく通信施設の優先利用等に関する協定」により、加入電話及び県防災行政無線が使用不能になったときは、警察通信設備を優先的に利用する。

(2) 非常通信の利用

市は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったとき、福井地区非常通信協議会の構成員（官公庁、企業、アマチュア無線等）の協力を得て、その所有する無線通信施設を利用する。

8 その他の通信手段

市及び県は、連絡通信手段が途絶、不足した場合等、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

また、市及び県は、電気通信事業者（固定電話、携帯電話事業者）に対し、通信設備の早期復旧、又は代替通信設備の設置を要請する。

あらゆる手段を講じても通信手段の確保が困難な場合には、次の連絡手段により情報の伝達を行う。

(1) 広報車等車両による伝達

(2) 消防署等のサイレン、警鐘による伝達

(3) 伝令の派遣

<資料編>

資料8-17 防災放送取扱要領

資料8-19 災害対策基本法に基づく通信施設の優先利用等に関する協定

資料8-20 日本アマチュア無線連盟敦賀クラブ会員名簿

資料8-21 水防信号

資料17-1 防災関係機関等連絡先一覧

第8節 災害広報計画

実施担当	総務部、企画政策部、市民生活部
------	-----------------

第1 計画の方針

市は、地震発生時に被災地及び隣接地域の住民に対し速やかに正確な情報を提供し、社会的混乱防止と市民生活の安定化に努める。

第2 災害情報の広報

1 広報時期と内容

広報渉外班は、各部班と相互に緊密な連絡を取り、時期に応じて適切な情報の提供に努める。

(1) 地震発生直後の広報

- ア 地震・津波災害の予測
- イ パニック防止の呼びかけ
- ウ 避難の勧告、指示
- エ 出火防止の呼びかけ
- オ 人命救助の協力呼びかけ
- カ 被害状況の概要（建物破壊、火災発生時等）
- キ 応急対策実施状況
- ク ガス漏れ、電線の感電注意等留意事項の広報
- ケ 不用不急電話及び自動車使用の自粛呼びかけ
- コ 原子力発電所の状況
- サ その他必要な事項

(2) 災害の状況が静穏化した段階の広報

- ア 地震・津波災害の現況
- イ 被害情報及び応急対策実施情報
- ウ 安否情報
- エ デマ、流言の打消情報
- オ 生活関連情報
 - (ア) 電気、ガス、上下水道、電話の復旧状況
 - (イ) 食糧、生活必需品の供給状況
- カ 通信施設の復旧状況
- キ 道路交通状況
- ク 交通機関の運行状況
- ケ 医療機関の活動状況

コ その他必要な事項

2 市民に対する広報

広報渉外班は、他の班と協力し、市民に対して適切な手段により、迅速な情報の提供に努める。

(1) CATV防災放送（情報班）

ア 市長による緊急放送

災害対策本部が設置される災害が発生した場合は、緊急放送（直接説明放送と文字放送）を実施する。特に災害発生直後は市長の肉声による放送を行い、民心の安定に努める。

イ 情報提供放送

災害発生後2日目以降をめぐり、文字放送で必要な情報を放送する。

(2) コミュニティFM（情報班）

コミュニティFMを利用し、災害情報の提供を行う。

(3) 防災情報伝達システム（情報班）

必要に応じて、CATV防災放送等と合わせて防災情報伝達システムにより広報する。

(4) TonBoメール・緊急速報メール（情報班）

TonBoメール及び緊急速報メールにより、災害情報の提供を行う。

(5) インターネット（情報班）

ホームページ、SNS等を利用し、災害情報の提供を行う。

(6) 印刷物広報

災害発生後2日目以降をめぐり、チラシを作成し、現地において配布または掲示する。また、必要に応じて災害対策広報紙、広報つるが災害特集号を発行する。

(7) 避難所での情報提供

避難所を広報活動の拠点とし、避難者の情報ニーズの把握に努め、校内放送、ハンドマイク、学校掲示板、チラシ等の効果的な手段により避難者へ情報を提供する。

(8) その他広報

状況に応じて広報車、職員派遣等による広報を行う。

3 一時滞在者に対する広報

県（災害対策本部長）と連携し、広報車、防災情報伝達システム、緊急速報メール等を活用し、一時滞在者への的確な情報を提供する。

4 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直

後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

5 報道機関に対する情報発表

広報渉外班は記者発表室を設置し、収集した災害に関する情報や対策等を定期的（おおむね4時間ごと）に各報道機関に報道する。ただし、重要な情報は必要に応じて発表する。

6 災害広報資料の収集及び保存

各部班は災害に関する資料、写真を積極的に収集し、広報渉外班に提供する。広報渉外班は、取材したものと合わせて広報用に供し保存するとともに、必要に応じて災害写真、災害ビデオ等を作成し、有効的に活用するよう努める。

7 相談窓口の開設

生活環境班は、災害が発生した場合には相談窓口を開設し、被災者からの相談、問い合わせ等に対応する。

〈広報対策事項〉

発災後から3時間後まで
<p>◎防災放送（CATV防災放送、コミュニティFM） 市長の肉声等で、市民へ広報する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 危険地域住民への呼びかけ 2. 気象情報、二次災害危険の見通し 3. ガス漏れ、火気使用注意、電線の感電注意等の注意事項の呼びかけ 4. 不用不急電話及び自動車使用の自粛呼びかけ <p>◎防災情報伝達システム 屋外にいる市民等に対して広報する。</p> <p>◎放送局への放送依頼（県を通じて）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難指示 2. 避難施設の指定 <p>◎その他関係機関（電気、交通機関等）への広報依頼及び情報提供依頼</p>
3時間後から1日後まで
<p>◎防災放送（CATV防災放送、コミュニティFM） 上記の項目以外に次の項目を広報</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. デマ、流言の打消情報 2. 道路交通情報 3. 上水道飲用注意

<ul style="list-style-type: none"> 4. 炊き出しの案内 5. 電気、電話等の復旧見込み 6. 医療機関情報 <p>◎防災情報伝達システム、チラシ等を活用し市民へ広報する。</p> <p>◎報道機関への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 記者発表室の設置 2. 被害状況の発表、報道依頼 3. 発表ルールの特明確化 <p style="padding-left: 40px;">記者発表室を設置し、定期的（おおむね4時間ごと）に発表</p>
1日後から3日後まで
<p>◎防災放送（CATV防災放送、コミュニティFM）</p> <p style="padding-left: 20px;">上記の項目以外に次の項目を広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 安否情報 2. 生活必需品配布情報 <p>◎防災情報伝達システム、チラシ等を活用し市民へ広報する。</p> <p>◎広報紙発行の準備</p> <p>◎ボランティアへの広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 受付場所 2. 必要人員、業務内容 <p>◎市民相談窓口の開設</p>

第3 指定地方行政機関における広報

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、各々の災害時の広報計画に基づき広報を実施する。重要な事項の広報については、事前に県、市及び関係防災機関に通報する。

第4 災害時情報通信システムの活用

避難所との情報の相互交換が可能なパソコンを活用した情報通信システムが構築された際には、これを活用する。

<資料編>

資料8-17 防災放送取扱要領

資料8-18 広報用放送文例

第9節 避難計画

実施担当	市民生活部、教育部、消防部
------	---------------

第1 計画の方針

市は、市民を災害の状況に応じ速やかに避難させ、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

第2 避難の指示

1 実施責任者及び実施の基準

	実施責任者	措置	実施の基準	その他
避難指示	市長 (災害対策基本法60)	立退きの指示及び立退き先の指示 緊急安全確保措置の指示	建築物の倒壊、火災、崖崩れ、津波等の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき	速やかに知事(県危機管理課)に報告 避難の必要がなくなったときは直ちに公示するとともに知事に報告
	知事又はその命を受けた県職員 水防管理者 (水防法29)	立退きの指示	地震に伴う津波の襲来により著しく危険な地域の住民に対し、立退きを指示する。	敦賀警察署長に通知
	知事又はその命じた職員 (地すべり等防止法25)	立退きの指示	地震に伴う地すべりにより著しく危険な地域の住民に対し、立退きを指示する。	敦賀警察署長に通知
	警察官・海上保安官 (災害対策基本法61)	立退きの指示及び立退き先の指示 緊急安全確保措置の指示	市長が避難の措置を行ういとまがないとき、あるいは市長から要請があったとき	直ちに市長に通知 市長は、速やかに知事(県危機管理課)に報告 避難の必要がなくなったときは直ちに公示するとともに知事に報告
	警察官 (警察官職務執行法4)	警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。	順序を経て公安委員会に報告
	自衛官 (自衛隊法94)	避難の措置	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な状態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、当該地域住民の避難について必要な措置をとる。	順序を経て防衛庁長官の指定する者に報告

退去等	消防吏員又は消防団員・現場にある警察官（消防法28、同法36）	その区域からの退去、出入りの禁止もしくは制限	火災その他の災害現場において、消防警戒区域を設定する。	
	消防長又は消防署長・警察署長（消防法23の2）	その区域からの退去、出入りの禁止もしくは制限区域内の火気使用制限	火災警戒区域を設定する。	警察署長は直ちに消防長に通知

2 避難指示の伝達

(1) 伝達方法

市民等への避難指示の伝達は、CATV防災放送、コミュニティFM、防災情報伝達システム、TonBoメール・緊急速報メール、インターネット、広報車等により行くとともに、状況に応じて報道機関等に協力要請を行う。

(2) 伝達内容

- ア 避難指示の伝達者の名称
- イ 避難指示の実施者
- ウ 避難指示の理由
- エ 対象となる地域（地区名等）
- オ 避難先、避難経路等
- カ その他注意事項

3 県への報告

避難のための立退きを指示した場合は、次の事項について知事（県危機管理課）に報告する。また、避難の必要がなくなった場合は直ちにこれを公示し、知事（県危機管理課）に報告する。

- (1) 避難指示等の理由
- (2) 避難指示を発令した地域
- (3) 世帯数及び人員
- (4) 立退き先

4 警戒区域の設定

市長、警察官、海上保安官等は災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、市民の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、「警戒区域」を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限、禁止または退去を命じる。

警戒区域を設定した場合は、敦賀警察署及び消防本部にその旨を通報し、警察官等

と協力して当該区域からの退去、立入りの制限、禁止を実施する。警戒区域が小規模の場合は、バリケードの設置またはロープ等で区域を明示し、広範囲に及ぶ場合は道路を封鎖する。

第3 避難方法

1 事前準備

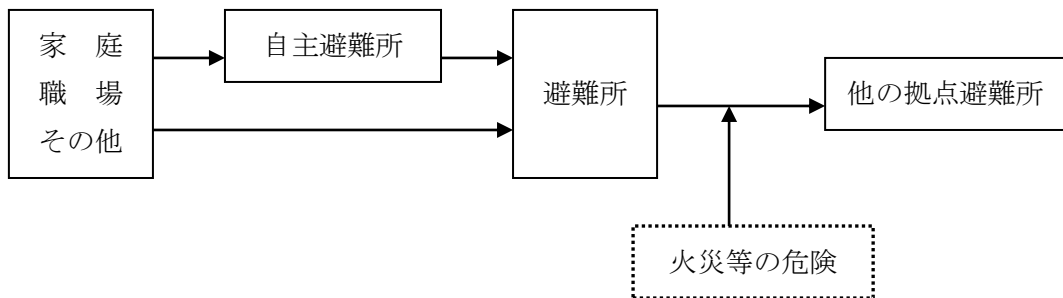
避難に際して、次の点を周知及び徹底させる。

- (1) 避難に際しては必ず火気その他危険物の始末を完全に行うこと。
- (2) 避難者は3日分程度の食糧、水、最小限度の着替え等を携帯するが、大量の荷物は持ち出さないこと。
- (3) 服装はできるだけ軽装で帽子等をつけ、必要に応じて防雨、防寒衣を携帯すること。
- (4) 可能な限り氏名票を携行する。
- (5) 盗難等の予防に備えておくこと。
- (6) 工場・事業所等にあつては実情に即した綿密な防災計画を樹立し、浸水によって流失拡散のおそれがある油脂類、カーバイド、生石灰等危険物の安全管理及び電気、ガス等の保全措置を講じておくこと。

2 避難誘導

- (1) 避難のための立退きを円滑かつ安全に行うために、誘導責任者は各区長（不在の場合は、その定めた者）とし、誘導員は警察官、消防職員及び消防団員等があたり、地元町内会、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努める。
- (2) 誘導に当たっては事前に安全な経路を選定し、危険箇所の表示（なわ張り等）をする他、状況に応じて誘導員を配置して事故防止に努める。また、夜間の場合は照明器具等を活用し、避難所が遠方の場合は状況に応じ車両による輸送を行う。
- (3) 誘導の際には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者など要配慮者に配慮して行う。
- (4) 避難開始とともに警察官、消防職員等により現場警戒区域を設定し、危害防止その他必要な警戒を実施する。住民が避難した地域においては、状況の許す限り警ら、警戒等を行い、財産の保護、その他犯罪の予防に努める。
- (5) 火災等で最初の避難所が危険と判断された場合、他の安全な避難所へ誘導する。

避難誘導の流れ



第4 避難所の開設と被災者の受け入れ

市長は、災害時には、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等への周知徹底を図る。また、指定避難所の開設状況について、速やかに知事及び関係者に情報提供又は通報するものとする。

1 指定避難所の選定

市長は、災害時は原則としてあらかじめ指定する指定避難所の全てまたは一部を開設することとし、教育部に指定避難所の開設を指示する。災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに指定避難所を開設するよう努める。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

なお、災害時の避難をより適切、有効なものにするため、避難所の選定については、災害の規模、内容に応じた弾力的な措置が必要とされるが、その選定基準はおおむね次のとおりである。

- (1) 洪水または高潮の場合は平坦な場所、川沿いを避けた高地
- (2) 土砂災害の場合は、あらかじめ定めた危険地の区域外の場所
- (3) 地震の場合は、大地震を防除し得る条件を備えた耐災建築物または空地

2 受入対象者

- (1) 住居が被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難となった者
- (3) 避難指示が発せられた場合等により緊急避難の必要がある者

3 避難所の開設

市長の命を受け、避難班は班員を施設に派遣し、避難所を開設する。ただし、緊急を要する場合は、次の方法による。

(1) 勤務時間内の開設

- ア 避難班は避難所となる施設管理者に対して開設を要請する。
- イ 施設管理者は本部からの開設要請がなくとも、避難者が収容を求める場合は応急収容を行う。
- ウ イの場合、施設管理者は児童生徒または施設利用者の安全確保に十分留意するとともに、避難班に職員の派遣を要請する。

(2) 勤務時間外の場合

- ア 避難班は地震発生後直ちに避難所となる施設管理者を招集するとともに、自ら避難所に参集し、避難所を開設する。
- イ 施設管理者は直ちに関係職員を参集させ、避難班職員とともに、避難者の応急収容を行う。
- ウ 施設管理者及び避難班は、地震発生時に対応できるよう、あらかじめ避難所の鍵を管理しておく。

4 県への報告等

市長は、避難所を開設したときは下記事項を知事に報告するほか、敦賀警察署等に通報する。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員
- (3) 開設期間の見込み

第5 避難所の管理、運営

1 運営管理

(1) 運営管理体制の整備

- ア 避難所の運営管理は、避難班等の派遣職員があたる。避難班職員は災害対策本部との緊密な連絡体制のもと避難者の収容に努めるとともに、避難者の不安又は二次的災害を防止するため避難所の安全管理を行う。
- イ 派遣職員が到着するまでは、施設管理者が運営管理を行う。また、施設管理者は施設の避難所利用に対して助言を行うなど、避難所運営に協力する。
- ウ 学校は児童生徒の安全確保と教育の早期再開に努めることを基本とするが、災害初期において職員は可能な範囲で避難所の運営に協力するとともに、学校長の指示を受け、必要に応じて避難所の支援業務を行う。
- エ 避難所生活では情報伝達、物資配給、生活環境整備など対応すべき事項が多岐にわたることから、市は、避難所の運営を避難者と連携して行うこととし、対外業務及び施設管理のほかは、原則として避難者が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- オ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
- カ 避難所設置施設の平常業務再開に向けては、施設管理者、避難所管理者、避難

者自治組織で協議を行う。

キ 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

ク 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等を勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

(2) 生活環境の整備

ア 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じるものとする。

イ 保健衛生面はもとより、プライバシーの保護や、要配慮者等への対応、家庭動物との同行避難対策等幅広い観点から被災者の心身の健康維持及び人権にきめ細かく配慮した対策を講ずるよう努める。

この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

市は、福井県防災ネットを活用し、避難者受付及び避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。

ウ 女性専用の物干し場、更衣室及び授乳用室の設置、生理用品及び女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

エ 性別に関係なく使えるトイレやスペースの設置など性的少数者に配慮した避難所の運営に努める。

オ 女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性犯罪・性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(3) 避難者情報の把握

避難所ごとに収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

(4) 要配慮者への配慮

高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるよう努める。

また、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うよう努める。

(5) 健康相談等の実施

生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。

(6) 車中避難者への配慮

車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の対策を図る。

(7) 感染症対策の実施

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

なお、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、総合班と救護班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

2 要員の確保

避難所の管理運営に要する人員が不足する場合は、他部からの応援要請、派遣職員への要請、施設管理者への要請等により人員の確保を図る。

3 避難所における業務

運営管理責任者は、避難所を開設したときは施設の管理者と施設使用について緊密な連絡を行うとともに、あらかじめ定める「避難所運営マニュアル」に基づき、次の活動を行う。なお、避難所に係る記録、報告書の作成その他については、災害救助法の定めるところによる。

(1) 一般的業務

- ア 避難者の受付
- イ 避難者に対する情報の伝達
- ウ 救護所の設置場所の選定
- エ 避難所に配布された食糧等物資の管理
- オ 給食時間の調整
- カ 救助食糧等の配布
- キ 仮設トイレの設置及び維持管理
- ク 避難所の自治組織結成の促進
- ケ その他不衛生な場所の消毒及び施設の清掃管理

(2) 記録に関すること

- ア 職員の避難所勤務状況の記入
- イ 日誌の記入
- ウ 物品の受け払い簿の記入
- エ 避難者名簿の作成

(3) 報告に関すること

- ア 避難所の開設及び閉鎖の日時の報告
- イ 避難状況の報告
- ウ 給食済、見込み人員報告
- エ その他必要な状況

〈避難所の対策事項〉

発災後～3時間後まで
◎避難所開設の準備 1. 避難所の選定 2. 施設管理者の招集 3. 災害の状況、要避難状況の把握 4. 広報の調整 5. 避難所の開設要領
3時間後～1日後まで
◎需要の把握 1. 避難者数の把握 ◎避難者の受け入れ 1. 備蓄物資の蔵出し 2. 各班との協議 ・給食 ・生活必需品等 ・給水 ・医療救護 ◎人員及び物資の配置
1日後～3日後まで
◎救援物資の受け入れ 1. 基地へ必要物資の請求 2. 仮設トイレの設置 3. 入浴施設の提供

第6 学校の避難計画

1 事前措置

- (1) 市内各学校の校(園)長は、災害に備え各学校ごとに防災計画を定めるものとし、避難訓練等を通じて園児、児童、生徒に周知徹底させる。
- (2) 市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促進を図る。

- (3) 小学校就学前の児童・乳幼児等の安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

2 避難措置

市内各学校の校（園）長は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、学校の防災計画により、園児、児童、生徒を安全な地域に避難させる。

登校前、下校後においては、一般避難計画に定めるところとし、在校中は、学校毎の避難計画に基づき避難を実施し、災害の状況によっては保護者に連絡して地区ごとに避難させる等の措置を講ずる。

〈文教対策事項〉

発災後～3時間後まで
◎被害状況の把握 1. 被害状況報告の指示 2. 情報連絡員の各学校への配置 3. 学校施設の緊急使用のための関係者との協議 4. 施設管理者の招集 5. 施設の開放 6. 避難民の受け入れ
3時間後～1日後まで
◎休校等応急措置の指示 1. 学校の避難民、災害復旧 2. 機関への優先的開放 3. 休校 4. 児童、生徒の安全確保 5. 通学路の被害状況等の確認 6. 保護者への引渡し、集団下校
1日後～3日後まで
◎応急復旧作業の調査 1. 避難施設管理者との協議 2. 校舎の補強、安全確認 3. 応急教育施設の確保 4. 通学路の安全確認 5. 教職員の確保 6. 児童、生徒への通知 7. 学用品、教科書の被害状況調査

第7 社会福祉施設等

社会福祉施設等の避難措置は、消防法に基づく各施設の消防計画により、消防本部との合同訓練を定期的に行い、災害に際し必要と認める場合は、学校避難の要領で行う。

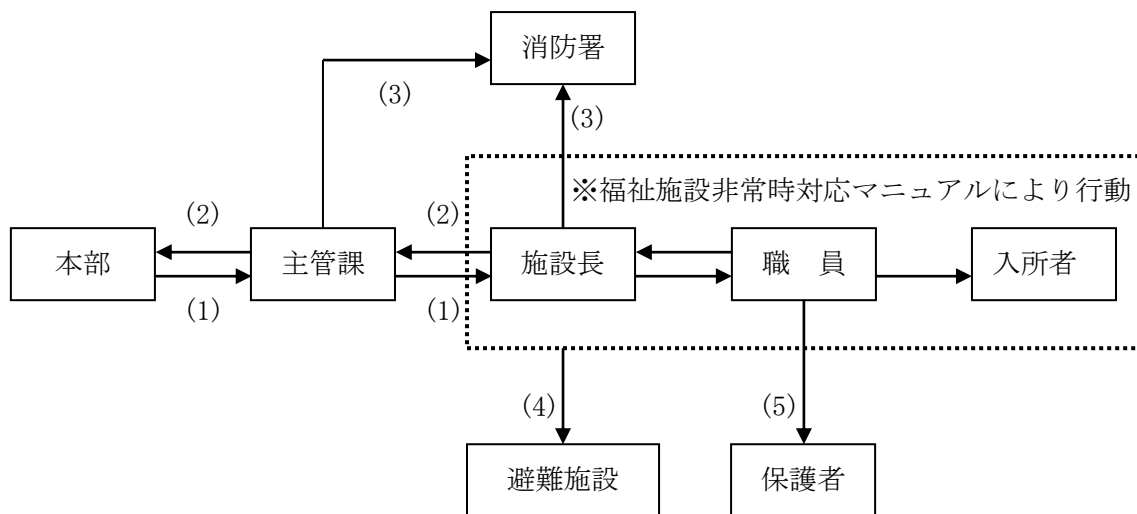
特に、高齢者や障がい者等の要配慮者に対する被害が拡大しないよう、施設の誘導責任者及び誘導員は、平素から避難の方法等検討、熟知していなければならない。

1 地震発生時

各福祉施設非常時対応マニュアルにより行動

2 地震発生により被害が出た場合

- (1) 負傷者及び建物等被害状況確認
- (2) 負傷者及び建物等被害状況報告
- (3) 消防署へ通報
- (4) 施設職員等の誘導により、指定避難施設へ移動
- (5) 各保護者へ連絡



第8 その他の施設における避難計画

病院、交通機関その他多数の集合する施設等においては、消防本部、警察署と協議のうえ避難計画を作成しておく。

第9 避難の周知徹底

1 関係機関への通知及び連絡

市長は、避難のため立退きを指示したときは、速やかに関係機関に通知又は連絡する。

また、市は、災害情報インターネットシステムを活用して避難者等の情報を関係機関と共有するものとする。

2 市民に対する周知

避難のための立退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得を直ちに市民に周知徹底を図る。

3 住民への防災情報伝達体制の整備

市長は、避難指示等防災情報の住民への迅速な伝達のため、防災情報伝達システムによる情報伝達を行うとともに、広報車、CATV防災放送、コミュニティFM、インターネット等多様な情報伝達手段の整備・確保に努める。

4 放送事業者等への防災情報提供体制の整備

市長は、放送事業者に対して情報を迅速かつ確実に提供できる体制の整備に努めるものとする。

第10 災害救助法を適用した場合の救助体制

災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市長が次により実施するものとする。

1 収容期間 7日以内

2 避難所開設費用の算定基礎 知事が定める額

3 避難所物資確保基準

(1) 市において必要な資材を確保する。

(2) 資材の確保が困難な場合は、県が必要な資材をあっせんする。

4 避難所の開設状況の連絡

(1) 避難所開設の日時及び場所

(2) 箇所数及び収容人員

(3) 開設期間の見込

第11 被災地域における動物の保護体制

被災者が避難所に動物（ペット）を同行して避難した場合は、避難班は施設管理者と協議して屋外等に動物飼育場所を設置できるように努める。ただし、動物の飼い主は避難所内の他の被災者とトラブルにならないよう十分に注意して責任を持って管理するようにする。

なお、大型動物及び危険動物の場合は、避難所への同行を断ることとする。

また、県と協力して避難した動物の適正な飼育・保管及び動物由来の感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第12 広域避難の調整

1 地方公共団体間の応援協定に基づく広域避難

地方公共団体間の応援協定に基づいて広域避難する場合の協議はその定めるところにより行う。

2 災害対策基本法に基づく広域避難

事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災害対策基本法に基づく広域避難を行う。

市は、災害の予測規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、市外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村の受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議するものとする。

県は、市から協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待たないとまがないときは、要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。また、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる県内市町及び当該市町における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

また、他の市町村から避難者の受け入れに関する協議を受けた場合は、正当な理由がない限り、これを受け入れる。

国、県及び市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

3 情報の提供

政府本部、指定行政機関、公共機関、県及び市、事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

<資料編>

資料3-1 都市公園一覧

資料13-1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

資料13-2 福祉避難所一覧

資料14-13 災害時における福祉避難所として介護保険施設等を使用することに関する協定（敦賀市・敦賀市介護サービス事業者連絡協議会）

資料15-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第10節 被災者救出計画

実施担当	消防部、敦賀警察署、敦賀海上保安部
------	-------------------

第1 計画の方針

地震は広域的災害であり、同時多発的に多くの要救出者が生ずることが予想されるため、市及び関係機関は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努め、緊密な連携による救護活動体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

第2 対象者

災害が直接の原因となって速やかに救出しなければ生命の安全を保障できないような危険な状態にある者とする。

- 1 火災の際に火中に取り残された者
- 2 災害時に倒壊家屋等の障害物の下敷きになった者
- 3 水害の際に流出家屋と共に流されたり、孤立した地点に取り残された者
- 4 雪崩、山崩れ等の下敷きになった者

第3 陸上における救出対策

1 自主防災組織

自主防災組織は、消防団員や地域住民と協力して、救助機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救出活動に努める。

2 市（応急対策）

- (1) 消防職員及び市職員（市長が指名する者）等による救助隊を編成するとともに、救助に必要な車両、特殊機械器具その他資機材を調達し、迅速に救助にあたる。
- (2) 被災者の救出は、敦賀美方消防組合、敦賀警察署、敦賀海上保安部及び地元防災関係機関の協力を得て実施する。
- (3) 特に災害が甚大である場合または上記の機関のみで救出できないときは知事に対し、相互応援協定に基づいて近隣市町、自衛隊等の派遣要請を行うほか、敦賀警察署を通じて県警察本部に対して機動隊等の派遣要請を行う。

なお、この場合、必要に応じて第2章第20節広域的相互応援体制整備計画による支援を要請する。

- (4) 災害現場に出動した消防職員、消防団員、警察官等は、危険箇所の監視または警らを行い、傷病者及び生命の危険にひんしている者の発見に努め、全力を尽くして救出にあたる。

- (5) 災害の発生したところは、必要に応じ現場にある消防団等に協力を求めて危険区域を設定するとともに同区域内の巡視を行い救出にあたる。

3 市（予防対策）

普段から次に掲げる救助体制等の整備に努める。

(1) 救助体制の整備

震災時の救助活動計画を定め、救急医療情報体制の整備及び救急資機材の備えた自主防災組織を育成するとともに、特別救助隊または救助隊の整備を図る。

(2) 救急救護体制の整備

集団救急救助活動計画を定め、救急医療情報体制の整備及び救急資機材の整備を図る。

(3) 傷病者搬送体制の整備

救急活動を効率的に行うため、救急車等の増強を図る。

(4) 要配慮者に対する救護体制の確立

要配慮者に関する情報のオンライン、ネットワーク化を図る。

第4 空からの救出活動

航空機やヘリコプターを活用した救出を行うため、市は、あらかじめ緊急離着陸場の指定を行うとともに迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、関係機関に要請し、機動的な航空機の活用を図る。

- (1) 県防災ヘリコプター
- (2) 県警察ヘリコプター
- (3) 自衛隊
- (4) 海上保安部

第5 海上における救出活動

1 敦賀海上保安部

- (1) 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機等によりその捜索救助を行う。
- (2) 海上火災発生時において消火及び救出活動を実施する。
- (3) 海上漂流者の救出及び収容を行う。
- (4) 船舶内における人命、負傷者、患者の救出及び収容を行う。

2 県警察本部

船舶の避難等海上における災害発生に際しては、人的被害の未然防止を最重点とした警備措置を講ずるとともに、敦賀海上保安部、市町その他の関係機関と連携協力し、被災者救出の措置をとる。

第6 行方不明者の捜索

- 1 行方不明者の捜索は、災害の規模並びに緊急性等を勘案して、敦賀美方消防組合、敦賀警察署、敦賀海上保安部、自衛隊等及び地域住民と協力して実施する。
- 2 行方不明者の捜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日間を経過してもなお捜索を要する場合には、期間を延長することができる。

〈救出・救助対策事項〉

発災後～3時間後まで
◎救出、救助を要する状況（行方不明者、生き埋め等の発生）の把握 1. 危険地域等の緊急パトロール（生き埋め者、火災の発生等） 2. 消防部、警察、区長等からの情報入手 ◎関係機関への応援要請等 1. 必要人員、資機材の見積り 2. 県、近隣市町等への応援要請
3時間後～1日後まで
◎救出、救助用資機材の調達、搬送の支援 ・救出、救助活動は、消防部が中心となって行い、消防団、自主防災組織等は、その支援を行う。 1. 搬送ルートを選定 2. 搬送 ◎行方不明者の早期特定への支援 1. 現場情報の収集 ・地元住民からの収集 ・現場関係者からの収集 ・事業所等からの収集 2. 住民等からの届出のあった行方不明者等の照合、特定
1日後～3日後まで
◎行方不明者の解消 1. 行方不明者等の照合、特定

〈資料編〉

資料6-6 救助用器具保有状況

資料8-24 防災ヘリコプター緊急運航要請書

資料11-3 ヘリコプター緊急離着陸場一覧

資料15-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第 1 1 節 要配慮者応急対策計画

実施担当	福祉保健部、関係各部
------	------------

第 1 計画の方針

市は、災害発生時には特に大きな影響を受けやすい、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第 2 迅速な避難

避難を行う場合、地域住民は地域の避難行動要支援者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援し、社会福祉施設の管理者等は、施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。また、市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障害者等の要配慮者の避難支援計画の実施等に努めるものとする。

被災施設等の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や、県や他市町等との連携の下、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、市内外の他施設への緊急避難についての情報や他市町または各施設への避難受け入れについての情報の収集、提供を行う。

第 3 市における対応

市は、要配慮者を支援するため、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、敦賀市福祉総合センターを拠点に敦賀市社会福祉協議会の協力を得て次の措置を講ずる。

- 1 発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。
- 2 地域社会の協力を得て要配慮者が必要とする支援内容を把握する。
- 3 ボランティア等生活支援、情報提供のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
- 4 特別な食糧を必要とする場合は、その確保、提供を行う。
- 5 生活するうえで必要な日用品を避難施設等に設置、提供する。
- 6 避難所、居宅へ各種団体の協力を得て相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談を行う。
- 7 老人福祉施設、障害者施設、医療施設、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受け入れ要請を行う。
- 8 身障・老人緊急通報システムの活用を図る。

第 4 外国人に係る対策

- 1 市は、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による広報を実施するなど、外国人の避難誘導に配慮する。

2 外国人の安否確認、救助活動

市は、警察、消防、自主防災組織、外国人コミュニティリーダー等の協力を得て、外国人の安否確認や被災状況の把握、救助活動に努める。

3 外国人への情報提供

市は、災害時にテレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による情報提供に努める。

また、観光施設・宿泊施設と連携を図り、外国人旅行者に対して災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の災害情報アプリの利用を促進など、外国人旅行者への情報提供に努める。

<資料編>

資料 2-6 ボランティア団体一覧

資料 1 3-3 要配慮者施設一覧

資料 1 3-4 要配慮者の状況

第 1 2 節 医療救護計画

実施担当	福祉保健部、病院部
------	-----------

第 1 計画の方針

地震災害は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下、交通の混乱による負傷者搬送能力の低下等の事態が予想されるため、市は、関係機関の協力を得るとともに連携を密に行い、早期に広域的医療活動を実施し、負傷者の救護に当たる。

第 2 被災状況の把握

災害発生時に早期に広域的医療活動を実施するため、救護班、病院班及び消防班は、関係機関から以下の事項について情報収集を行う。

- 1 傷病者等の状況
- 2 医療機関の被災状況
- 3 診療（施設）機能の稼働状況（人工透析実施の医療機関に当たっては、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み）
- 4 交通機関の被害状況（道路、救急車）
- 5 医療従事者の確保状況
- 6 医療資機材等の需給状況
- 7 薬局の被災状況

第 3 救護活動

1 実施体制

災害が発生した際においては、災害対策本部各班が収集した情報を本部に集約し、以下の判断を行う。

- (1) 市は、医療救護活動を開始する必要があると判断されるときに、医療救護活動本部を設置する。
- (2) 市は、重篤な傷病者が発生しているときは、福井県を通じ、災害時派遣医療チーム（DMAT）の出動を要請する。
- (3) 市は、災害が継続し、傷病者が継続して発生することが予想されるときは、福井県を通じ、日本医師会災害医療チーム（JMAT）及び日本赤十字救護班の出動を要請する。
- (4) 市は、県（二州健康福祉センターを含む）、DMAT、JMAT、医療関係機関等と連携し、医療関係の情報集約及び広域医療体制の確立を図る。
- (5) 医療救護活動本部では、各関係機関がお互いに連絡を密にし、情報共有を行うとともに、傷病者の手当て、医師等の確保、医療救護所の設置並びに医薬品、医療用

具及び衛生材料の手配等必要な措置を講ずる。また、市のみで対処できない場合は、敦賀市災害対策本部を通じて、県等に協力を要請する。

2 救護所

(1) 救護所の設置

開設された避難所の状況を確認し、必要に応じて救護所を設置する。

救護所が設置された場合は、状況に応じて医師または看護職等が巡回、常駐し、避難者の健康相談や体調の確認を行うこととする。

また、避難者の健康状況が著しく悪化する場合については、市内医療機関への搬送や医療救護所の設置を検討する。

3 医療救護所

(1) 医療救護所の設置

被害状況に応じて、現地での医療行為が必要と判断した場合は、医療救護所を設置する。

医療救護所では傷病者の状態を観察して重傷度と緊急度を判定し、主に外科的負傷者のうち軽症・中等症者に対する応急手当とし、さらに医療の必要な者は、救急車等を使用し、あらかじめ指定されている災害時収容施設に搬送する。

4 災害時収容施設

災害時収容施設では、以下の対応を行う。なお、受け入れの中心となる救急病院が被災等により機能しない場合、医療救護活動本部は、被災していない病院を後方支援病院として指定し、救急病院と同様の取り扱いとして活動を行う。

(1) 重傷病患者の受け入れ

(2) 被災地外へ転送する重傷者の判別とヘリコプター等による搬送手配

(3) 必要に応じて被災地区への医療救護チームへの派遣

5 救護チームの編成

災害の状況を把握し、医療活動が必要と判断した場合、医療救護活動本部は、敦賀市医師会、敦賀市歯科医師会、敦賀市薬剤師会及び各関係機関に救護チームの編成を指示し、医療救護所への派遣を指示する。

チームリーダー	1人（敦賀市医師会及び敦賀市歯科医師会から派遣される医師のうち医療救護活動本部の指名する者）
チーム員	2人（看護師＜医師会及び市＞または市保健師、歯科衛生士、歯科助手及び薬剤師会から派遣される者）
補助員	1人（市職員または赤十字奉仕団員）

第4 救護チームの業務

救護チームの各会及び補助員の業務については以下のとおりとし、基本は医療救護所での活動とする。また各部で初動活動の業務の差があることから、各会の活動開始時期及び活動場所は、状況を確認しながら医療救護活動本部で決定するものとする。

1 敦賀市医師会

医療救護所における医療活動の中心となり、災害における混乱時からDMATと連携を取り、医療救護所の運営を行う。

医療救護所における 主な業務	<ul style="list-style-type: none">・医療救護所の医療活動における総括・傷病者に対するトリアージ、応急処置及び医療・災害時収容施設への搬送・死亡の確認及び検案・その他必要な事項
-------------------	--

2 敦賀市歯科医師会

歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置、後方支援病院への転送の決定及び避難所の長期化に伴う口腔ケア等の医療活動を行う。

医療救護所における 主な業務	<ul style="list-style-type: none">・歯科医療を要する傷病者に対する応急処置・後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定・避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導・警察及び海上保安庁の依頼による検視・検案に際しての法歯学上の協力・その他必要な事項
-------------------	---

3 敦賀市薬剤師会

医療救護所における医療活動のための医薬品等の医療資機材を確保し、必要に応じて医薬品等の払い出し、救護所等での調剤、服薬指導を行う。

医療救護所における 主な業務	<ul style="list-style-type: none">・医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導・医薬品等の供給への協力・医療救護所、避難所及び医薬品ストックセンター等における医薬品等の仕分け及び管理・その他必要な事項
-------------------	--

4 市職員または赤十字奉仕団

補助員として、チームに参加し、医療救護活動本部と救護チームとの連絡調整及び患者搬送状況の確認を行う。またチームにおける庶務を行う。

第5 医薬品の確保

- 1 各医療機関は、医療及び助産を実施するにあたり、必要とする医薬品及び衛生材料の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておく。
- 2 医療及び救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、初期段階において、従事する医療関係者（医療機関）の手持医薬品、衛生材料を繰替使用する。
- 3 病院等は、救護医薬品、資機材が当該地域において確保不能または困難であるときは、県または関係業者に対し、調達、あつせんを要請する。
- 4 市外からの救急医療物資は、医薬品ストックセンターに集積し、医療関係機関及び救護所等へ搬送する。

第6 被災者の健康管理、こころのケア体制の確立

災害時に被災者へのこころのケアを含めた健康管理活動が円滑に実施できる活動体制の確立を図るため、県（二州健康福祉センターを含む）と連携を取り、必要に応じ精神科救護所を開設し、精神科医等による巡回相談を実施し、ASD（急性ストレス障害）やPTSD（心的外傷ストレス障害）等の対応を行う。

県は、市から要請があったとき、又は必要と認めたとき、被災者及び救護者のこころのケアのため、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を編成し、医療救護班と連携して精神科医療及び精神保健活動にあたる。また、必要に応じて精神的な悩みや問題を相談できる窓口を設置する。

第7 患者等の搬送力の確保

医療救護活動本部は、患者、医療従事者及び医療資機材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は、敦賀市災害対策本部を通じ、県及び関係機関に支援要請を行う。

第8 医療施設の応急復旧

公立医療機関、病院を中心に応急復旧が円滑に行われるように努め、通常の医療活動ができるよう進める。

〈医療保健対策事項〉

発災後～3時間後まで
◎市内医療施設の被害状況及び診療収容可能医療関係施設の把握 1. 医師会、歯科医師会、薬剤師会からの情報収集 2. 警察、消防署からの情報収集
3時間後～1日後まで
◎医療救護需要の把握 1. 警察、消防署からの情報収集 2. 開設された避難所からの情報収集 ◎救護所の設置 1. 看護職が巡回及または常駐し健康相談の実施 2. 必要に応じ医師の巡回診療 ◎医薬品等の調達可能量の把握及び手配 ◎負傷者等の搬送 1. 各救護所から消防署等へ救急車の要請 2. 災害時収容施設との連絡調整
1日後～3日後まで
◎救護所、医療施設における医療活動に関する情報の収集伝達 1. 負傷者診療状況の把握 2. 診療機能の把握 ◎医療救護所の設置（医療救護の実施） 1. 救護チームの編成、役割分担の明確化 2. 医療救護所での診療及び災害時収容施設への搬送

〈資料編〉

- 資料10-1 救急病院一覧
- 資料10-2 医療機関一覧
- 資料10-3 歯科医一覧
- 資料10-4 敦賀市薬剤師会会員一覧（敦賀市内）
- 資料10-5 災害時の医療救護活動に関する協定書
- 資料10-5 敦賀市医師会災害対策本部編成表
- 資料14-1 4 災害時の医療救護活動等に関する協定
- 資料15-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第13節 消防応急対策計画

実施担当	消防部
------	-----

第1 計画の方針

市は、地震発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防本部の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図る。

第2 出火防止、初期消火

出火防止、初期消火活動は市民や自主防災組織により行われることになるが、市及び防災関係機関は地震発生直後、あらゆる手段、方法により市民に対し出火防止、初期消火を呼びかける。

この場合、次の事項を中心に広報活動を行う。

1 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターコック、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの前バルブをそれぞれ閉止する。

さらに避難時等必要に応じて電気ブレーカーを遮断する。

2 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、消火バケツ等で消火活動を行う。

第3 地震時の消防活動

1 自主防災組織

自主防災組織は、地域住民と協力して、消防機関が到着するまでの間、可能な限りの初期消火活動に努めるとともに、消防団等消防機関が到着した場合には、現地火災情報等の伝達を行う。

2 市

(1) あらかじめ定められた大地震発生直後の消防団員の初動体制をとり、初期の消防活動を実施する。

(2) 消防活動を円滑に実施するうえで重要な消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう、情報収集計画をあらかじめ定める。

(3) 大地震時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防隊の運用を図るため、次の活動指針に基づき、消防活動を実施する。

ア 避難地、避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地、避難路確保の活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、防火地域及び準防火地域を優先に消火活動を行う。

ウ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消防活動にあたる。

エ 防災上重要な建築物優先の原則

防災上重要な建築物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、防災上重要な建築物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(4) 道路、地形、水利等の状況を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防ぐ。

第4 応援要請

1 県内市町間の広域応援体制

市は、単独では対処不可能な地震火災が発生した場合は、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の市町に応援要請を行う。

2 県外市町村に対する応援要請

市は、隣接する県外の市町村と個別に応援協定を締結している協定に基づき応援を要請する。また要請したときは、県に対し、報告する。

3 他都道府県に対する応援要請

(1) 市は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づき次の事項を明らかにして知事を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

ア 火災の状況及び応援要請の理由、応援を必要とする期間

イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員

ウ 市への進入経路及び集結（待機）場所

(2) 他都道府県応援消防機関の円滑な受け入れを図るため、応援要請を行う消防機関は連絡係等を設け、次の要項に留意し、受け入れ体制を整えておく。

ア 応援消防機関の誘導方法

イ 応援消防機関の人員、器材数、指導者等の確認

<資料編>

- 資料 5 - 1 敦賀市危険物施設数一覧
- 資料 5 - 2 石油類販売業者一覧
- 資料 5 - 3 LP ガス販売業者一覧
- 資料 5 - 4 火薬庫の状況
- 資料 5 - 5 毒物劇物営業者等の状況
- 資料 6 - 1 敦賀美方消防組合の組織機構
- 資料 6 - 2 消防団の状況
- 資料 6 - 3 敦賀消防団管轄区域表
- 資料 6 - 4 消防通信情報
- 資料 6 - 5 消防車両配置状況
- 資料 6 - 6 救助用器具保有状況
- 資料 6 - 7 消防水利の状況
- 資料 6 - 8 化学消火薬剤備蓄状況
- 資料 6 - 9 消防相互応援協定等の状況
- 資料 7 - 3 プール設置状況
- 資料 1 4 - 3 福井県広域消防相互応援協定書

第14節 水防計画

実施担当	建設部、産業経済部、水道部
------	---------------

第1 計画の方針

市は、地震による河川施設等の破損に伴う浸水被害の発生に対応するための水防活動を実施する。

第2 水防活動

地震が発生し、浸水が予想される場合もしくは被害が発生した場合、水防管理者は所要の対策を講じ、被害の拡大防止に努める。

1 出水危険箇所等の巡視、点検

大規模な地震の発生に際しては、水防管理者は直ちに区域内の河川等を巡視し、水防上危険な箇所を発見したときは直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を求める。

2 出水時の対策

大規模な地震により、出水時の災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、その区域を所管する水防管理者は市水防計画に準拠して水防活動を実施する。

第3 河川施設等の応急対策

地震により河川施設等が被害を受けるおそれがある場合もしくは被害を受けた場合に、各施設の管理者は迅速な応急対策を実施し、被害の拡大防止に努める。

1 河川施設等の巡視、点検

河川施設等の管理者は、具体的な基準震度を定めて、施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ、関係機関及び地域住民に連絡する。

2 河川施設等の緊急措置

- (1) 水門、樋門、閘門、堰堤、ため池の管理者は洪水に関する通報を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。なお、その開閉については敦賀土木事務所と相互緊密な連絡をとる。
- (2) 排水機の管理者は上下流の水位の状況を把握し、溢水、破損等の危険が生ずるおそれのあるときは、排水機の運転を停止する。

3 応急復旧工事の実施

各施設の管理者は、迅速かつ的確に応急補強等の工事を行う。

<資料編>

資料4-1 重要水防区域一覧

資料4-9 農業用ため池一覧

資料6-10 水閘門管理者一覧

資料6-11 水防資器材備蓄一覧

第15節 災害警備計画

実施担当	市民生活部、敦賀警察署、敦賀海上保安部
------	---------------------

第1 計画の方針

市は、大規模な地震が発生した場合には、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、市民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の災害警備活動を行う。

第2 災害警備対策

1 陸上における災害警備

県警察は、大規模な地震が発生した場合には、「福井県警察大規模災害警備計画」に基づき、早期に警備体制を確立する。

(1) 警備体制

ア 職員の参集及び招集

職員は、震度6弱以上の地震が発生したとき、及び津波警報が発表されたときは、速やかに参集・招集して災害警備活動に従事する。

イ 災害警備本部の設置

震度6弱以上の地震が発生したとき、及び津波警報が発表されたときであって、県警察の総力をあげて対処する必要がある場合には、警察本部に災害警備本部を、敦賀警察署に敦賀警察署災害警備本部を設置する。

ウ 災害警備本部の改廃

災害応急対策が完了し、体制を維持する必要がなくなったときは体制を改廃するものとする。

(2) 大規模地震発生時の警備活動

ア 情報の収集と伝達

イ 被害の実態把握

ウ 被災者の救出救助

エ 住民の避難誘導

オ 行方不明者相談への対応及び捜索

カ 死体の検視及び身元確認

キ 警戒区域等への立入制限

ク 避難路及び緊急交通路確保のための交通規制

ケ 被災地域における犯罪の未然防止及び検挙

コ 現場広報

サ その他必要な警察活動

2 海上における災害警備

敦賀海上保安部は海上保安庁防災業務計画に基づき防災業務の総合的かつ計画的な実施を図る。

(1) 対策本部の設置

地震による災害が発生したときは、敦賀海上保安部は、別に定めるところにより対策本部を設置する。

(2) 応急対策

- ア 通信の確保
- イ 警報等の伝達
- ウ 情報の収集
- エ 海難救助等
- オ 排出油等の防除
- カ 海上交通安全の確保
- キ 危険物の保安措置
- ク 治安の維持
- ケ 物資の収容、保管等
- コ 広報の実施

第3 交通規制対策

市及び関係機関は、大規模地震発生直後の交通混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行路を確保する。

1 交通支障箇所の通報連絡

市は、その管理に属する道路橋りょう等の支障箇所について、県土木事務所長及び関係警察署長に通報または連絡する。

2 交通規制に関する措置

(1) 規制の実施及び緊急交通路の指定

県公安委員会は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地域への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両等の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、広域交通規制、県指定交通規制を実施する。当該計画の中で、広域交通規制道路に指定している北陸自動車道、近畿自動車道（舞鶴若狭自動車道）、一般国道8号、同27号の各道路を緊急交通路指定予定路線としてあらかじめ指定し、警察庁の調整のもとに、隣接・近接各府県警察の相互協力による交通規制を実施する。

また、県指定交通規制は、県内における被災地の状況を判断し、県内の主要一般国道等を指定する。

(2) 規制区間における消防機関、自衛隊等の措置命令等

通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両その他の物件の移動等必要な措置命令、強制措置を行うことができる。

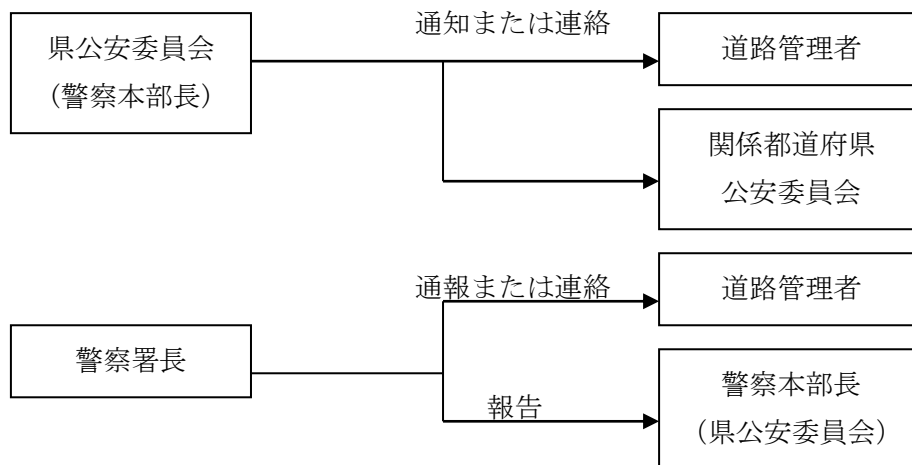
また、自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同様の措置等を行うことができる。

(3) 放置車両等の移動の要請

県公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両等の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(4) 規制情報の連絡及び周知

ア 関係機関への連絡等



イ 一般市民への周知

県公安委員会及び警察本部長、警察署長は上記の交通規制を行う場合、報道機関に協力を依頼するほか、(公財)日本道路交通情報センター福井センター及び交通情報板等を通じ、規制の区域・区間、迂回路等の広報を行う。また、立看板、案内図等を掲示し、交通規制の内容について周知させる。

緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、または制限する場合は災害対策基本法施行規則に定める立看板を設置する。

3 緊急通行車両等の確認

(1) 緊急通行車両等の範囲

緊急通行車両等の範囲は、道路交通法第39条第1項の規定に基づく緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが必要として同法施行令第32条の2第2号の規定に基づき、下記に掲げる車両とする。

○ 第一局面（大規模災害発生直後）で通行可能な車両

車両種別	事前届出	標章掲示	対象車両の態様
緊急自動車	必要なし	無	道路交通法第39条第1項の緊急自動車
自衛隊車両等	必要なし	無	自衛隊・米軍・外交官の関係車両（特殊ナンバー車両）
緊急通行車両	可	有	指定行政機関が行う避難指示・救難・救助等の関係車両等
事前届出対象規制除外車両	可	有	民間事業者等による災害対策対応車両 ※医師・医療機関・医薬品・患者搬送・重機車両

○ 第二局面（道路復旧が進み、ある程度の交通容量が可能）で通行可能な車両

車両種別	事前届出	標章掲示	対象車両の態様
事前届出対象外規制除外車両	不可	有	規制除外車両の拡大 ※タンクローリー（燃料輸送）・バス（被災者等輸送）・霊柩車・大型貨物自動車（生活用品輸送）

(2) 緊急通行車両等確認標章及び証明書の交付

知事または県公安委員会は、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づき、緊急自動車、自衛隊車両等を除く、緊急通行車両等の使用者等の申請により、警察本部、各警察署及び交通検問所において、事前届出車両を優先的に災害対策基本法施行規則第6条の規定に基づく確認標章及び証明書を交付する。

この場合、県が所有するもの及び県が調達した緊急通行車両については知事が行い、市町等公共団体及びその他の者が所有するものについては県公安委員会が行う。

(3) 緊急通行車両等の事前届出制度の運用

緊急自動車及び自衛隊車両等を除く、災害応急対策に従事する関係機関等は、災害応急対策に必要な車両について、県公安委員会が行う緊急通行車両等の事前届出制度により、あらかじめ届出を行っておくものとする。

(4) 事前届出対象外の規制除外車両の運用

第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両も可能となった局面という。）においては、事前届出対象外の規制除外車両を順次拡大するものとするが、範囲の拡大については、災害が他府県にわたる場合は、警察庁の調整のもと、県公安委員会が決定する。

(5) 事前届出に関する周知徹底

県公安委員会は、緊急通行車両等の事前届出に関する手続、事前届出車両の確認及び事前届出車両以外の確認手続等について、関係機関、関係事業者等に対し、その趣旨、対象、届出要領等の周知徹底を図るものとする。

4 道路管理者の措置

道路管理者は、管理する道路に被害がでた場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

なお、運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

5 自動車運転者のとるべき措置

地震発生時において、自動車運転者は次に定める事項をとる。

(1) 走行中

ア できるだけ安全な方法により車両を左側に停車させる。

イ 停車後はカーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。

やむを得ず道路上において避難するときは、車両を道路の左側に停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしない。

(2) 避難するとき

避難するときは、原則として車両を使用しないこと。

〈災害警備対策事項〉

発災後～3時間後まで
◎管内道路の被害状況の把握 1. 緊急パトロール ・道路被災状況 ・避難場所及び連絡道路の被災場所 ・河川及び急傾斜地の被災状況 2. 区長、市民等からの情報収集
3時間後～1日後まで
◎各道路管理者、警察との道路交通情報の交換 交通規制（警察と連携）ホットラインの開設（いつでも交通規制できるよう にする。） 1. 損壊個所の交通規制 2. 不用不急車両の交通規制 ◎道路の応急復旧 ◎輸送ルートを選定等（救出、救助、救援物資等のルート優先） 1. 道路等の被害状況の把握 2. 輸送ルートを選定
1日後～3日後まで
◎道路の応急復旧（一車線確保） 1. 要員、資機材の見積り 2. 各道路管理者と業者確保についての調整 3. 応急復旧工事 4. 応急復旧工事と他の応急対策活動の調整 （工事で応急対策活動に支障が出る場合） ◎道路交通情報の広報等 1. 不通箇所、迂回路、復旧見込等の広報 2. 道路交通情報の問い合わせ等への対応

第16節 飲料水、食糧、生活必需品の供給計画

実施担当	福祉保健部、建設部、水道部、教育部
------	-------------------

第1 計画の方針

市は、地震発生時における市民の生活を保護するため、飲料水、食糧、生活必需品等の確保及び供給に関して必要な施策を講ずる。

第2 給水対策

地震発生時には水道等給水施設の損壊が予想されるため、早期に給水体制を確立し、応急給水に努める。

1 給水体制

飲料水供給の直接の実施者は市とする。ただし、市に能力の限界をきたしたときは、公益社団法人日本水道協会福井県支部に、日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定に基づき応援を要請するとともに、県及び他の市町に、福井県・市町災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。

また、敦賀市管工事協同組合に、敦賀市と敦賀市管工事協同組合の災害時における協力に関する協定に基づき応援を要請する。

2 給水目標

給水目標として、被災直後2～3日は生存に必要な水1人1日3ℓを、4、5日後は洗面等に必要生活用水1人1日30ℓを、10日後は暫定給水に必要な1人1日100ℓを確保する。

3 水源の確保

主水源は、木ノ芽水系1号井から3号井までのうち1井及び黒河水系の4号井から11号井までのうち2井の計3井を水源とする。1号井から3号井までのうち1井を水源で直接取水し、4号井から11号井までのうち2井は、昭和配水池 8,300 m^3 を利用し、最低6,600 m^3 を確保する。

4 給水方法

本部の指示に従い、1人1日3ℓを最少給水量として、拠点運搬給水を実施する。なお、運搬給水は仮配管等が完了し応急給水栓が設置され、給水が開始されるまでとする。

(1) 拠点給水場所

ア 本部が指定する避難場所

- イ 本部が指定する医療機関
- ウ 本部が指定する炊き出し場所
- エ その他本部が指定する場所

(2) 輸送による給水

ア 給水車（給水車に代用できる散水車、水槽付消防ポンプ自動車等を含む。）によって補給、上水道の水源からの取水を行い、被災地域内の適当な給水基地への輸送を行う。ただし、この場合は、衛生防疫上必ず上水道課の指示によらなければならない。

また、必要に応じて二州健康福祉センターと協議を行う。

イ 給水基地へ給水タンク、ドラム缶に入れて車両等によって輸送を行った後、給水基地において、ポリタンク、ペットボトル、給水袋等の容器で配水を行う。

(3) ろ水機による給水

局地的給水、または陸上輸送による給水が不可能なときは、ろ水機による給水基地を設営する。

(4) 家庭用井戸水等による給水

ア 家庭用井戸水及び避難所に設置されている防災井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の罹災者のために飲料水として給水する。

イ 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、生活用水として確保する。

5 その他

- (1) 給水の実施に当たっては、給水場所、時間等を十分に広報を行い、各関係機関等の協力を得て、円滑に行うよう努める。
- (2) 震災に備え各家庭、各事業所等ごとに100～200入りポリ容器等を必要数常備しておくよう市民及び関係者へ周知徹底するものとし、迅速かつ的確に応急対策を行えるように準備しておく。
- (3) 消毒用資材等についても必要数確保保管しておく。

〈給水対策事項〉

発災後～3時間後まで
◎水道施設被害の把握
1. テレメーターで配水池の配水量チェック
2. 配水施設のパトロール
3. 通報または問い合わせによる被害状況のとりまとめ
4. 被害の程度によっては配水を停止する。
3時間後～1日後まで
◎給水需要、可能量の把握
1. 断水地域の把握

2. 給水可能量の把握 ◎給水方針の決定 1. 給水タンク、トラック、人員 2. 給水場所の決定 3. 給水時間（午前8時から日没まで） 4. 応急給水の期限（通水するまで） ◎給水体制の確立 1. 人員、車両の手配 2. 資機材の確保、応援要請 3. 給水場所設置（午前8時から日没まで） ◎管工事業者等へ応急復旧の要請（資機材の確保と人員の手配）
1日後～3日後まで
◎給水場所の見直し 1. 優先給水地域の決定 2. 優先給水施設への搬送 3. 配水管に仮給水場を設ける。 4. 給水地域への広報 ◎上水道施設応急復旧方針の決定 1. 復旧の順番は、水源地から、また配水管は幹線を優先する。 ◎復旧体制の確立

第3 食糧の供給

震災時に被災者及び災害応急対策従事者等に対する食糧の円滑な供給を実施する。

1 配布の対象者

- (1) 避難所へ避難した者
- (2) 自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない者
- (3) 旅行者、宿泊人等
- (4) 救助作業、その他の災害応急対策業務に従事する者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 食糧の供給

- (1) 避難者数等から必要数量の把握を行い、備蓄食糧の配布、加工食品（弁当等）の調達及び必要に応じて炊き出しによる供給計画を作成する。
- (2) 食糧の配布は、原則として避難所で実施する。
- (3) 避難所等での受け入れ、配布については、避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。なお、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により情報を提供する。避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配布する。
- (4) 高齢者、障がい者、幼児など要配慮者に優先的に配布する。

3 食糧の調達、搬送

(1) 備蓄食糧

備蓄倉庫より搬出して避難所等へ配布する。

(2) 調達食糧

ア 流通状況に応じ、卸売業者、小売販売業者から調達する。

イ 調達食糧は各避難所等へ直接搬送することを原則とする。これによりがたい場合は、敦賀市公設地方卸売市場で受け入れ、仕分けのうえ、各避難所等へ搬送する。

(3) 救援食糧

ア 市において食糧の調達が困難な場合は、県やその他の団体に要請する。

イ 県及びその他自治体等からの救援食糧は敦賀市公設地方卸売市場で受け入れ、仕分けのうえ、学校給食センター及び各避難所へ搬送する。

(4) 市が実施する搬送については公用車、応援車を用いるが、状況に応じて運送業者に委託する。

4 炊き出しの実施と配布

炊き出しは、基本的に学校給食センターにおいて炊き出し班が行う。炊き出しによる食糧(弁当等)は、輸送物資(罹災証明)班が各避難所に搬送する。

ただし、被害状況に応じては炊事用具を調達し、避難所等において自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施する。

(給食対策事項)

発災後～3時間後まで	
食糧備蓄先、主食提供業者、給食施設等の被害状況の把握	
食糧備蓄先	— 農政局各県拠点、J A
主食提供業者	— 米穀販売業者〇〇店
給食施設	— 学校給食センター
道路被害	— 本部にて確認
} 電話または現地確認	
3時間後～1日後まで	
◎ 給食需要の把握	
1. 避難者数(乳幼児数)	
2. 調理不能者数(乳幼児数)	
3. 応急対策要員数	
◎ 食品の調達	
1. 食品の調達可能量の把握(市内、市外)	
2. 備蓄食糧の蔵出し	
3. 食品の購入、弁当業者への発注	
◎ 炊き出しの実施	
1日後～3日後まで	
◎ 食品の配布	

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 避難収容者への配布方法2. 調理不能者への配布方法3. 孤立地域への配布方法 <ul style="list-style-type: none">◎ 給食対象人員の早期固定化◎ 給食施設の応急復旧 |
|--|

第4 生活必需物資の供給

震災時には生活必需品をそう失または破損し、日常生活を営むことが困難な者が生じる可能性があるため、これらの物資を迅速確実に供給するよう努める。

1 実施対象者

地震により家屋の全焼、全壊、埋没、半焼、半壊等の被害を受けた者で生活上必要な家財等をそう失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

2 支給品目

支給する物資は、寝具、衣類、日用品、その他の生活必需品を必要に応じ現物をもって支給する。

3 物資の調達、搬送

- (1) 備蓄倉庫より搬出して避難所等へ配布する。
- (2) 所要物資は、流通状況に応じ、卸売及び小売販売業者から調達する。
- (3) 所要物資は、市内で調達が困難な場合は県に依頼する。
- (4) 調達物資は、避難所へ直接搬送することを原則とする。これによりがたい場合は、一時集積所に受け入れ、仕分けのうえ各避難場所等へ搬送する。
- (5) 衣料、生活必需品の給与または貸与を実施する場合は、物資支給、配布状況表及び物資調達台帳等を整備する。

4 救援物資の受け入れ、集積、配分

市は、被災地域の必要物資の必要量を速やかに把握し、市内で調達ができない場合は、必要物資の種類、数量及び受け入れ場所を県及び応援協定締結市に連絡し、応援を要請する。

また、市に届いた物資の把握に努め、過不足となっている物資を調整し、物資の適切な供給に努める。

市及び県は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努めるものとする。

(1) 物資の受け入れ、集積場所

敦賀市公設地方卸売市場を一時集積所として職員を配置し、援助物資の受け入れ作業及び仕分け作業を行う。

(2) 配布方法

避難所に配布された物資は、各避難所の運営責任者の指示により、避難所内自治組織を通じて、子供や病弱者等を優先しながら配布する。

避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により援助物資の情報を提供する。避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配布する。

〈生活必需品対策事項〉

発災後～3時間後まで
3時間後～1日後まで
◎需要の把握 1. 避難者数の把握 2. 被災者数の把握 3. 必要物品の選定 ◎生活必需品等の調達、輸送 1. 調達可能量の把握（市内、市外） 2. 生活必需品の購入 3. 日赤福井県支部へ衣料品等（毛布、下着）の供給要請 4. 生活必需品の輸送
1日後～3日後まで
◎生活必需品の配布方針の決定、広報 救援物資の受付、輸送、配分 1. 救援物資等の受付、仕分け 2. 救援物資集積地の決定 3. 救援物資取扱要員の確保

〈資料編〉

資料7-4 応急給水機器保有状況（上水道課）

資料7-6 応急復旧体制の概要（上水道課）

資料7-7 災害復旧作業のフローチャート（上水道課）

資料9-1 災害備蓄倉庫一覧

資料9-2 災害備蓄品保有状況（危機管理対策課）

資料9-3 米穀販売店一覧

資料9-4 主要調達先一覧

資料9-5 炊出し予定場所一覧

資料14-9 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定（敦賀市・福井県民生協同組合）

資料15-10 敦賀市災害応急用井戸協力の家登録制度実施要綱

第17節 緊急輸送及び障害物の除去計画

実施担当	総務部、建設部、水道部
------	-------------

第1 計画の方針

市は、地震発生時の災害応急対策を実施するための要員、緊急物資及び復旧資材等の緊急輸送を確保することにより、迅速な応急対策の実施を図る。

第2 緊急輸送の順位

市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、災害対策本部において調整する。

- 第1順位 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- 第2順位 地震災害の拡大防止のために必要な輸送
- 第3順位 地震災害応急対策のために必要な輸送
- 第4順位 その他の人員、物資の輸送

第3 緊急輸送の範囲

- 1 災害応急対策要員、情報通信、電力、ガス、上下水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資
- 2 救助活動、医療・救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員、物資
- 3 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- 4 後方医療機関、被災地外へ搬送する負傷者及び被災者
- 5 食糧、水等生命の維持に必要な緊急物資及び他府県からの援助物資
- 6 罹災者を収容するために必要な資機材
- 7 二次災害防止用及び応急復旧の資機材
- 8 その他緊急に輸送を必要とするもの

第4 緊急輸送体制の確立

市及び各防災関係機関は、その所管する災害対策の実施に当たっては原則として自己が保有し、または直接調達できる車両、船舶等により輸送を行い、その所管する業務について災害時における輸送に関する計画を策定しておく。

1 輸送力の確保

災害対策の実施にあたり市有車両等の使用を原則とするが、必要とする車両、船舶等が不足し、または調達不能のため輸送不可能となった場合は、次により輸送力を確保する。

(1) 民間業者等への依頼

市内の自家用車、営業用車両及び船舶等の所有者に対し、あらかじめ協力を依頼しておき、災害の程度に応じた協力要請を行う。また、必要に応じて福井県トラック協会敦賀支部に協力要請を行う。

(2) 県へのあっせん要請

応急対策活動にあたって市内での車両等の調達が不可能な場合は、県に対して調達のあっせん要請を行う。

(3) 自衛隊の要請

災害の状況により自衛隊による輸送を必要とする場合は、知事に対して自衛隊災害派遣を要請する。

2 輸送方法

輸送の方法については、災害の状況により迅速かつ適正な手段を次により適切に講ずる。

(1) 自動車による輸送

(2) 船舶、船艇による輸送

(3) 航空機による輸送

陸上輸送が不可能で、海上輸送が効果的であると認められる場合、県を通じて海上自衛隊、海上保安部及び中部運輸局福井運輸支局の協力を要請する。必要に応じて漁協へも要請する。

また、緊急輸送及び交通途絶のための孤立地帯への輸送の必要がある場合は、県に航空機（防災ヘリコプター等）の活用を要請する。

3 燃料の確保

自動車用燃料の確保ができない場合は、敦賀石油事業協同組合に対し供給協力を要請する。

4 物資集積拠点

物資の集積拠点は、敦賀市公設地方卸売市場とする。

5 緊急通行車両の確認制度の活用

緊急通行車両については、公安委員会にその旨を申し出て確認を受ける。

特に、災害応急対策に必要な車両については、公安委員会が行う緊急通行車両の事前届出制度により届出を行い、事前に緊急通行車両としての指定を受けておく。

〈輸送対策事項〉

発災後～3時間後まで
◎市有車両等輸送手段の被害状況の把握
3時間後～1日後まで
◎輸送需要の把握 1. 各班からの要望整理、輸送需要の概要把握 2. 輸送対象の決定 3. 輸送順位の決定 4. 車両の借上げ、燃料の確保 5. 車両の一元管理
1日後～3日後まで
◎航空機輸送 1. ヘリポートの開設 2. 航空機輸送の要請 ◎輸送活動調整体制の確立 1. 輸送関係機関との調整 2. 道路管理者（工事関係者）との調整

第5 障害物の除去

災害において、災害を受けた工作物または物件で当該応急措置の実施に支障となるもの及び災害により住宅またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、市民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、または日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物を除去する。

1 障害物の除去

- (1) 道路及び河川の障害物は、それぞれの管理者が除去し、その他の障害物については市が除去する。ただし、市が除去できないときは、警察が行うことができる。

また緊急を要する場合及び単独での実施が困難であると認められる場合については、県に応援を求める。

(2) 除去対象物

災害時における障害物（災害を受けた工作物または物件）除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

- ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 防災活動の実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- エ その他、公共的な立場から除去を必要とする場合

(3) 実施方法

市は、自らの組織、労力、機械器具等を用い、または市内土木建築業者等の協力を得て速やかに実施する。また、緊急な応急措置を実施する場合、周囲の状況を考慮し、事後支障をきたさないよう配慮して実施する。

2 障害物の保管場所

障害物の保管場所は障害物の大小にもよるが、原則として再び住民の生命、財産に被害を与えることのない安全な場所で、道路交通の障害にならない場所（ごみ焼却場跡地）とする。

<資料編>

- 資料 1 1 - 1 敦賀市役所車両保有台数一覧
- 資料 1 1 - 3 ヘリコプター緊急離着陸場一覧
- 資料 1 1 - 4 陸上輸送業者一覧
- 資料 1 1 - 5 海上輸送業者一覧
- 資料 1 1 - 6 乗船施設一覧
- 資料 1 5 - 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第18節 交通施設応急対策計画

実施担当	建設部、産業経済部、各関係機関
------	-----------------

第1 計画の方針

市の各交通施設の事業者及び管理者は、震災により交通施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止することにより人命の安全を確保するとともに、速やかに応急復旧を行い交通機関としての機能を維持する。

第2 道路施設

1 災害対策用緊急輸送道路の確保

地震により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する路線をあらかじめ選定する。

2 一般道路

各道路管理者は安全かつ円滑な交通を確保するため、次の措置を講ずる。

(1) 防災関係機関等への連絡

所管する道路の被害状況を速やかに把握し、措置状況等を含めた情報を関係機関へ連絡する。

(2) 点検措置の実施

大地震等災害の発生直後、道路等について直ちに点検（状況把握、応急復旧箇所）を実施する。

駐車車両、道路上への倒壊物、落下物等道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、緊急輸送路線、主要道路から優先的に障害物の除去を実施する。

(3) 応急復旧の実施

地震による災害が発生した場合、所管の道路について、路面の沈下陥没及び亀裂、道路部と構造物との取付部の段差、法面の崩壊、橋りょうの損傷等、被害状況に応じた応急復旧を行い、最も早い工法を選定し、交通の確保に努める。

(4) 占用物件等他管理者への通報

上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。

なお、緊急のため、通報のいとまがない場合は通行禁止等、市民の安全の確保のため必要な措置を講じ、事後通報を行う。

(5) 交通止め等緊急処置

所管する道路の陥没及び亀裂等、地震による災害が発生した場合、所轄の警察署、

消防署等の協力を求め、通行の禁止または制限、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等、市民の安全確保のための必要な措置を講ずる。

3 高速道路

中日本高速道路（株）は、地震による災害発生のおそれがある場合、または災害が発生した場合は「中日本高速道路株式会社防災業務要領」に従い、直ちに災害応急対策活動を行う。

(1) 防災体制

ア 計測震度で速度規制基準以上の地震が発生した場合は警戒体制をとり、点検を実施する。

イ 計測震度で通行止め基準以上の地震が発生した場合は緊急体制をとる。

ウ 震度6弱以上（又は計測震度5.5以上）の地震が発生した場合、または広範囲かつ長時間にわたり通行止めを必要とする場合、または死傷者が発生した場合、その他社会的影響が甚大である場合は非常体制をとる。

(2) 防災関係機関等への連絡

中日本高速道路（株）は、地震による高速道路の被害状況、措置状況等の情報を各防災関係機関へ速やかに連絡する。

(3) 点検措置

地震の発生直後、道路等の点検を直ちに行い、災害が発生した場合は応急復旧計画を策定し、応急復旧工事を実施する。

(4) 応急復旧工事の基本方針

通行止めを実施する場合の応急復旧工事に当たっては、上下線各一車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。

(5) 交通規制

ア 実施基準

(ア) 地震計が計測震度4.0以上4.5未満（震度4以上）を示した場合は速度規制を行う。

(イ) 地震計が計測震度4.5以上（震度5弱以上）を示した場合は通行止めを行う。

イ 実施方法

速度規制を実施する場合は、道路情報板及び規制標識を表示する。

また、通行止めを実施する場合には、巡回車、情報板、ラジオ等により、その旨を通行車両に通知するとともに、避難誘導措置を構じる。

(6) 初期消火及び火災防止活動

高速道路上において衝突、追突等により車両火災が発生した場合は、消火器、消火栓等の利用により迅速に初期消火活動を行い、火勢の拡大防止に努める。

(7) 救出及び応急手当

地震により高速道路上で死傷者が生じたときは、速やかに消防本部等に出動を要

請するものとし、中日本高速道路（株）は、消防本部等の行う救急活動に協力する。

(8) 危険物、高圧ガス運搬車両の緊急措置

地震により高速道路において危険物、高圧ガス等が運搬車両から流出した場合には、交通規制等の措置を行うとともに、消防本部等に出動の要請をし、同機関の行う除去作業に協力する。

(9) 緊急輸送道路としての位置付け

高速道路は、広域的あるいは地域的な輸送路として輸送能力、機動性に優れていることから、震災時の緊急輸送道路として震災時には優先して交通の確保を図る。

第3 鉄道施設

1 西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社管内）の措置

(1) 活動体制

ア 対策本部及び現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に事故対策本部を、事故現場には現地対策本部を設置する。

イ 社員の動員

社員は、緊急時の連絡経路図及び非常招集連絡表に従い参集し、旅客の救護、応急復旧作業等の任務を行う。

(2) 災害時の初動措置

ア 旅客に対する案内

乗務員は、輸送指令員からの指示、情報等について必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して混乱等の発生を防止する。

現地本部長及び駅長は、地震被害の状況を考慮して旅客及び公衆の動揺や混乱を招かぬようにするため、避難口の状況、社員の誘導に従う指示、地震規模と建築物の耐震的安全性、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺及び沿線の被害状況等についての周知に努める。

イ 避難誘導

駅長及び乗務員は、列車または線路構造物の被害もしくは二次災害の発生危険が大きいと予測したとき、その他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに輸送指令または近接の市町と連絡のうえ、旅客を安全な地点に誘導する。

現地本部長及び駅長は、地震の規模、二次災害の発生の危険、建築物の状況、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して負傷者、高齢者、婦女子等を優先して混乱を招かないよう配慮する。転倒、落下物に注意し、停電で誘導不能の事態が生じないように携帯電灯を準備する。

ウ 救護措置

現地本部長及び駅長は、被害の状況により救護施設を開設し、関係防災機関及び隣接現業機関、医療機関の救護を求める。

(3) 関係施設の応急復旧

支社と社員及び外注業者の協力により、復旧は重要度の高い線区から仮復旧を行って食糧その他非常緊急にかかわるものの輸送を早急に確保するよう努める。

(4) 地震発生直後の取扱い

地震加速度40ガル以上または緊急地震速報を確認したときは、一時列車の運転を見合わせるものとする。その後、輸送指令員は、施設指令員に計測震度を確認する。

(5) 運転規制等の取扱い

ア 地震計が計測震度4.0未満を示したとき

運転の再開を行うものとする。

イ 地震計が計測震度4.0以上4.5未満を示したとき

規制区間内を初列車は25km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。ただし、規制区間内に要注意箇所がある場合は、初列車による規制区間内の異常の有無の確認に加え、スポット巡回により異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。スポット巡回による異常の有無が確認されるまでの間は、要注意箇所を25km/h以下で徐行運転を継続することとする。

(25km/h以下での走行不能の場合は、その区間を地上巡回することにより45km/h以下とすることができるものとする。)

ウ 地震計が計測震度4.5以上を示したとき

規制区間内の地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を初列車は45km/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行うものとする。

※ なお、要注意箇所とは、過去に地震に起因して返状が生じた構造物、耐震評価上の弱点となる構造物等、また降雨、増水により運転規制を実施している箇所をいう。

第4 港湾（漁港）施設

1 基本方針

地震により、水域施設、外郭施設、係留施設等の港湾または漁港施設が被害を受けたときは、速やかに応急措置を行うとともに被害を最小限にとどめるよう努める。

2 応急措置

敦賀港湾事務所及び漁港管理者は、直接または関係民間団体の協力を得て応急措置を講ずるとともに、緊急必要物資等の輸送基地としての役割を十分果たせるよう港湾（漁港）の維持に努める。

第19節 上水道、下水道施設応急対策計画

実施担当	水道部、教育部
------	---------

第1 計画の方針

市は、地震の発生に際し、上水道及び下水道施設の防護に努め、あわせて迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第2 上水道施設

1 活動体制

市は、飲料水の確保、応急復旧及び情報連絡に必要な人員並びに資料等を確保し、必要に応じ他の自治体、自衛隊、他の公共機関及び水道関係事業者等に応援を要請する。

2 応急復旧計画

(1) 水道施設の応急復旧は、応急復旧要員の確保及び資機材を調査して、復旧作業を進める。

特に、避難所等や病院への給水を優先し、断水区域を最小限にするよう配水調整をしながら復旧を進める。

(2) 応急復旧に必要な資機材は、業者及びメーカーから確保する。

3 応援等の要請

水道施設の被害が甚大で本市で対処できないときは、県、他の自治体、日本水道協会等に応援を要請する。

4 広報

防災放送、広報紙等により上水道施設の被害状況、復旧状況等を住民に広報する。

5 入浴施設の確保（避難班）

応急給水栓等から給水できるまでは各避難所等に仮設入浴施設等を設置する。

第3 下水道施設

震災時における下水道の管路施設、ポンプ場及び処理場施設を含むシステム全体について迅速に被害状況を把握し、施設の早急な復旧作業を実施する。

1 活動体制

本市において応急復旧を実施するが、必要に応じ要員、応急資機材等の確保及び施設復旧について、他の自治体及び団体等に対し、広域的な応援を要請する。

2 応急復旧対策

下水道管理者は、災害発生時において、下水道施設の構造等を勘案して、速やかに下水道施設等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

3 代替施設設備の活用（避難班）

避難所等に仮設トイレを設置するなど代替施設設備の活用を図る。

4 広報

防災放送、広報紙等により、下水道施設の被害状況、下水道の使用自粛及び復旧状況を住民に広報する。

<資料編>

資料 7-1 水道施設の状況

資料 7-2 上水道配水区域の状況

資料 7-3 プール設置状況

資料 7-4 応急給水機器保有状況（上水道課）

資料 7-5 敦賀市管工事協同組合緊急連絡体制

資料 7-6 応急復旧体制の概要（上水道課）

資料 7-7 災害復旧作業のフローチャート（上水道課）

資料 7-8 緊急飲料タンク一覧

資料 7-9 下水道事業の状況

資料 7-10 敦賀市公共下水道事業下水道施設の概要

資料 7-11 地震災害復旧作業フローチャート（下水道課）

第20節 通信、放送施設応急対策計画

実施担当	西日本電信電話(株)福井支店、各放送事業者
------	-----------------------

第1 計画の方針

通信及び放送事業者は、通信の途絶防止及び放送電波の確保のための諸施策を講ずるとともに、設備の早期復旧を図る。

第2 電気通信施設

西日本電信電話(株)福井支店は、公共機関等の通信確保を図るとともに、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、迅速かつ的確な応急作業を実施する。

1 応急対策

(1) 震災時の通信確保体制

災害の規模等により、災害情報連絡室及び災害対策本部を設置し、情報の収集伝達、応急対策及び復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制とする。

(2) 初動措置

- ア 電源の確保
- イ 災害対策用無線機、移動無線車等の発動
- ウ 予備電源設備、移動発電装置等の発動

(3) 重要通信の確保

各種災害応急対策の実施に不可欠な重要通信を優先的に、復旧を行う。

(4) 特設公衆電話の設置

災害または大規模故障により特定の地域が全面的に通信困難となった場合には特設公衆電話を設置する。

(5) 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款に基づき、臨機に通信の利用制限等の措置を行う。

2 広報活動

災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、次の事項を利用者に周知させる。

- (1) 通信途絶、利用制限の理由及び内容
- (2) 災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込時期
- (3) 通信利用者に協力を要請する事項

(4) その他、必要な事項

3 復旧対策

災害により被災した通信設備の復旧に当たっては、電気通信施設等の機能、形態を被災前の状態に復旧するが、早期復旧を前提に被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張、改良工事等を折り込んだ復旧工事を実施する。

第3 放送施設

1 日本放送協会福井放送局

地震災害の発生に際して放送施設に障害を受けた場合は、被害箇所を優先的に復旧するとともに、迅速、適切な応急措置により放送の継続及び放送電波の確保を図り、公共放送としての使命を達成する。

(1) 活動体制

災害の状況に応じ体制を定め、要員を確保する。

(2) 資機材等の確保

ア 放送用、取材用等の機材の他、電源関係、回線関係設備についても必要な機材を確保する。

イ 送受信空中線を補強し、予備空中線材料等の資材を確保する。

ウ あらかじめ特約した業者等から、応急対策に必要な機材を、緊急借用または調達により確保する。

(3) 応急対策

ア 放送機等障害時の措置

(ア) 障害等のため、長時間平常の運用が困難なときは、原則として次の優先順位により放送を実施する。

第1順位 ラジオ第1放送

第2順位 総合テレビジョン

第3順位 FM放送

第4順位 ラジオ第2放送

第5順位 教育テレビジョン

(イ) 放送機等の障害のため、ラジオ第1放送または総合テレビジョンによる放送が不能の場合は、それぞれFM放送、ラジオ第2放送または教育テレビジョンにより必要な番組を送出する。

(ウ) 停電または受電設備に障害が発生した場合は、自家発電装置によって給電するが、自家発電装置運転不能な場合には、仮設電源の設置または被害箇所の応急措置等により対処する。

イ 回線障害時の措置

西日本電信電話(株)に対し早期回復を要請するとともに、次の措置を講ずる。

(ア) 放送回線の場合には、無線中継の実施、F P U等による臨時回線の措置、衛星放送の活用、非常用番組の送出等、障害程度に応じた措置を講ずる。

(イ) 局間打合回線の場合には、原則として次の順位により、代替回線を単独に、あるいは併用して使用する。

第1順位 加入電話

第2順位 短波連絡

第3順位 NHKの基地局、陸上移動局、簡易無線局

第4順位 西日本電信電話(株)専用回線

第5順位 放送回線

第6順位 アマチュア無線局

第7順位 非常通信協議会加盟通信網

第8順位 非常通信協議会に加盟しない他の官公署等通信網

第9順位 放送電波

ウ 演奏所障害時の措置

演奏所が使用不能となったときは、放送所等に臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

(4) 視聴者対策

災害時における受信の維持、確保のため次の措置を講ずる。

ア 受信機の復旧

被災受信機の取扱いについて、告知放送、チラシまたは新聞等部外広報機関を利用して周知するとともに、受信機巡回修理班を構成し、関係団体の協力を得て被災受信機の復旧を図る。

イ 情報の周知

避難場所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置、速報板等を設置するとともに、状況により広報車、船舶等を利用して視聴者への情報周知に徹底を期する。

(5) 復旧対策

ア 被災した施設及び設備については、迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成する。

イ 復旧の順位は放送内容、障害状況等を考慮しつつ、原則として放送実施の優先順位に従う。復旧工事の実施に当たっては、人員、資材等を最大限に活用して作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図る。

2 民間放送会社(福井放送(株)、福井テレビジョン放送(株)、福井エフエム放送(株)、(株)嶺南ケーブルネットワーク)

(1) 活動体制

災害の状況に応じ、体制を定め要員を確保する。

(2) 資機材等の確保

ア 電源関係諸設備を整備、確保する。

イ 中継回線、通信回線関係を整備、確保する。

ウ 送受信空中線補強のための資材及び予備空中線材料を、整備、確保する。

エ あらかじめ特約した業者等から、応急対策に必要な機材を、緊急借用または調達により確保する。

(3) 応急対策

ア 放送機等障害時の措置

放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組のみの送出継続に努める。

イ 回線障害時の措置

一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送継続に努める。

ウ 演奏所障害時の措置

災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

(4) 視聴者対策

災害時における受信の維持、確保のための次の措置を講ずる。

ア 受信機の復旧

被災受信機の取扱いについて、告知放送、チラシまたは新聞等部外広報機関を利用して告知するとともに、受信機巡回修理班を編成し、関係団体の協力を得て被災受信機の復旧を図る。

イ 情報の周知

避難場所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置、速報板等を設置するとともに、状況により広報車、船舶等を利用して視聴者への情報周知に徹底を期する。

(5) 復旧対策

ア 被災した施設及び設備等については、迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成する。

イ 復旧の順位は放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設、設備を優先させるものとし、復旧工事の実施に当たっては、人員、資材等を最大限に活用して作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図る。

第21節 電力、ガス施設応急対策計画

実施担当	北陸電力（株）敦賀営業所、各発電所、敦賀ガス（株） 他
------	-----------------------------

第1 計画の方針

電力事業者は被害状況等を迅速に把握し、的確な応急対策を実施することにより、事故の拡大を防止し、電力の供給確保に努める。

ガス事業者及び液化石油ガス事業者は、地震の発生によりガス施設に被害が生じた場合、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能確保に努める。

第2 電力施設

1 活動体制

(1) 災害対策本部等の設置

防災体制を発令し、災害対策本部を設置するとともに、その下に災害対策支部において災害対策業務を遂行する。

(2) 情報の収集、連絡体制の確立

災害対策本部は、通信の確保を図り、被害状況、復旧状況等の情報の収集伝達を行う。

(3) 応急対策要員の確保

災害対策本部の長は、防災体制発令直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。被害が多大で当該電力供給機関のみでは早期復旧が困難な場合は、本部を通じて、他の電力供給機関等に応援を要請し、要員を確保する。

2 応急対策

(1) 危険予防措置の実施

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い感電等の二次災害のおそれがある場合で電力供給機関が必要と認めた場合または消防本部等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

(2) 復旧機材の確保及び輸送

ア 資材の調達

対策本部の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

イ 資機材の輸送

非常対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船舶、航

空機等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

ウ 復旧資材の置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、その確保が困難と思われる場合は、県及び市の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

(3) 応急対策工事の実施

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施する。

ア 水力、火力、原子力発電所設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

ウ 変電設備

機器損壊事故に対し、電力系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ 配電設備

その場の状況に応じた臨機応変の仮工事により迅速的な復旧を行う。

オ 通信設備

可搬型電源、移動無線等の活用により通信連絡を確保する。

(4) 災害復旧の順位

各施設の復旧に当たっては、避難所、医療機関等を原則として優先するが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案のうえ、電力供給上復旧効果の大きいものから行う。

特に緊急を必要とするものは、電源車を配置し緊急送電を行う。

3 災害時における広報活動

(1) 市民に対する広報活動

電力設備状況、復旧活動の状況、復旧送電のめど、公衆感電事故防止及び復旧後の通電時の火災発生防止についてのPRを主体とした広報活動及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行う。

(2) 地域防災機関との協調

緊急を要する広報は、必要に応じ県、市町、警察、消防本部とも緊密な連絡をとり行う。その手段は防災無線を活用する。

4 代替施設設備の活用

避難所等に対する電力供給確保のため、非常用発電機等の代替施設設備の活用を図る。

第3 ガス施設

1 活動体制

地震によりガス工作物に甚大な被害の発生またはそのおそれがある場合、応急対策及び復旧対策を円滑、適切に行うため、ガス事業者にあつては災害対策本部を、液化石油ガス事業者にあつては県LPガス保安協会またはその支部において対策本部を設置する。

2 都市ガス

(1) 初動対策

ア 消費者による初動対策

消費者は、地震が発生した直後の二次災害を防止するため、自ら使用している火を消すとともに、元栓を閉止するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に対しても、近隣の住民が協力してその措置にあたる。

イ 災害時情報収集及び応援体制

ガス事業者は事故または災害に際し、個々に所轄官庁及び関係機関に速やかに連絡するとともに、情報の収集に努め、必要に応じて日本ガス協会等に応援の要請を行う。

ウ 被害調査及び巡視点検の実施

地震情報と防災ガス施設情報を早急に収集し、速やかに施設の被害調査及び巡視点検を行い、ガス工作物の被害状況を把握する。

エ ガス製造設備の緊急停止及び遮断

球形ガスホルダー入口の緊急遮断弁を閉止する。なお、ガス発生設備は地震発生と同時に自動的に緊急停止する。

オ 減圧

一定震度以上の地震が発生した場合または異状なガスの送出が感知された場合は、球形ホルダー出口の緊急遮断弁を閉止する。有水ホルダーは出口元弁を閉止する。

カ 供給停止

地震によるガス導管や、その他のガス施設に損傷が発生した場合は、火災、中毒の二次災害を防止するため、中圧導管内のガスを有水ガスホルダーへ減圧する。

キ その他の措置

地震により導管の一部に被害を生じ、供給を継続している場合は、現地へ出動し次の措置をとる。

(ア) 局地的な被害が発生し、供給を継続している場合または、二次災害の発生のおそれ及び供給継続に支障をきたすおそれのある場合は、その区域をブロック化し、健全地区と切離し、バルブ及び整圧器を閉止する。

(イ) 被害が僅少で若干の供給操作により容易に応急修理ができるものに対する措

置をとる。

(ウ) 橋りょう、架管、道路の部分的損傷に対しても、(ア)、(イ)と同様な措置をとる。

(2) 応急復旧

ア あらゆる施設が被害を受ける中で、早期に復旧するため次のように行う。

(ア) 第1次復旧作業

a ガス発生設備並びに工場内各種設備及び受電設備、原料貯槽、ガスホルダー等の復旧を行う。

b 中圧導管及び地区整圧器の復旧は、各整圧器を遮断し被害状況調査に基づきブロックごとに復旧を行う。

(イ) 第2次復旧作業

中圧導管、低圧導管の復旧工事が完了後、次の順位で供給管の復旧工事を行う。

第1順位 医療施設、避難所

第2順位 公共施設

第3順位 その他

イ 応急復旧に当たっては、路線被害の分析をもとに供給ルートを検討し、ブロックごとに地区被害を把握して早期復旧順位を決定する。

早期復旧地区により低圧導管網のブロック化を行い、各需要家のメーターコックを閉止し漏洩検査を行う。

3 液化石油ガス

(1) 初動対策

ア 消費者による初動対策

消費者は、地震が発生した直後の二次災害を防止するため、自らが使用している火を消すとともに容器バルブを閉止するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に対しても、近隣の住民が協力してその措置にあたる。

イ 液化石油ガス事業者による初動対策

液化石油ガス事業者は地震が発生した場合はその規模により緊急応援体制をとり、また緊急点検マニュアルに基づき病院等公共施設及び集団供給設備のような大規模容器置場を有する施設に対し、すみやかな施設の巡視点検、容器バルブ閉止などの応急措置を優先的に行う。

点検については常時施錠してある貯蔵設備、病院等公共施設及び大規模な容器置場を有する施設を優先して行う。

ウ 容器の回収

液化石油ガス事業者は、消費者の要請または巡視点検により発見した家屋の倒壊等により危険な状態となった液化石油ガス容器を安全な場所へ移動する。

(2) 応急復旧

液化石油ガス事業者は巡視点検により安全が確認された施設から順に供給を再開する。

また、改修が必要なものについては、緊急応援体制により事業者相互が連携し、復旧のための改修を行う。

4 災害時における広報活動

次の場合には需要家の二次災害防止を図るため、テレビ、ラジオ、新聞、チラシ、広報車等を利用して広報を行う。

- (1) ガスの供給停止が予想される時
- (2) ガス供給停止時
- (3) 復旧完了における再供給時

5 代替施設設備の活用

避難施設等に対するガス供給確保のため、カセットコンロ、LPガス等の代替施設設備の活用を図る。

<資料編>

資料5-3 LPガス販売業者一覧

第 2 2 節 危険物施設等応急対策計画

実施担当	消防部
------	-----

第 1 計画の方針

危険物施設等の管理者は、地震の発生により施設に被害が生じた場合、火災、爆発、流出拡散の防止等二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を行う。

また、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図るため、必要な措置を行う。

第 2 危険物施設

危険物施設の地震による被害を最小限にとどめるため、関係事業所等の管理者、危険物保安統轄管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等は地震等の災害が発生した場合、当該危険物施設の実態に応じて、次の措置を講ずる。

1 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖または装置の緊急停止措置を行う。

2 危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認を図るため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源、近隣の状況の把握等の応急点検を実施する。

3 危険物施設からの出火及び流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。

4 災害発生時の応急措置

危険物により災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、状況に即した初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

5 防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し、状況を報告する。

6 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措施

災害発生の事業所等は、消防、警察等関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第3 火薬類貯蔵施設

火薬類貯蔵施設の地震による被害を最小限にとどめるため、保安責任者は危害予防規定等により次の保安措置を講ずる。

- 1 保安責任者は、地震による二次災害を防止するため、関係機関と迅速な連絡をとるとともに、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講ずる。
 - (1) 施設の安全確認及び爆発、火災に対する適切な措置
 - (2) 危険な状態の場合、付近の住民に対し、警告する措置
 - (3) 火薬類の数量等の確認
 - (4) その他災害の発生防止または、軽減を図るための措置

- 2 県が災害の発生の防止または公共の安全の維持を行うため、保安責任者等に対する火薬類の持出し等緊急措置命令を発した場合、市はこれに協力する。

第4 高圧ガス施設

高圧ガス施設の地震による被害を最小限にとどめるため、製造者等は危害予防規程により、次の保安措置を講ずる。

- 1 製造者等は、地震による二次災害を防止するため、関係機関との連絡を密にし、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講ずる。
 - (1) 製造施設の運転、充てん作業、火気取扱作業、高所作業、荷役作業等の停止等の措置
 - (2) 移動式荷役設備等入出荷設備に関する退避または安全措置
 - (3) 落下防止、転倒防止等の安全措置
 - (4) その他災害の発生の防止または、軽減を図るための措置
 - (5) 従業者及び付近の住民に対し退避するよう警告する措置

- 2 県が災害の発生の防止または公共の安全の維持を行うため、製造者等に対する操業の一時停止等の緊急措置命令を発した場合、市はこれに協力する。

第5 毒物、劇物取扱施設

消防部は、県及び敦賀警察署と協力し、毒物・劇物取扱施設が地震により被害を受け、毒物劇物が飛散、漏洩、流出または地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、またはそのおそれがあるときは、危険防止のための必要な措置を講ずる。

また、必要に応じ市はこれに協力する。

<資料編>

資料 5-1 敦賀市危険物施設数一覧

資料 5-2 石油類販売業者一覧

資料 5-3 LPガス販売業者一覧

資料 5-4 火薬庫の状況

資料 5-5 毒物劇物営業者等の状況

第23節 住宅応急対策計画

実施担当	建設部
------	-----

第1 計画の方針

市は、応急仮設住宅の設置や被害家屋の応急修理の実施または既存市営住宅等の活用により、被災市民の住居の確保を図る。

第2 実施体制

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、市長が必要と認めるときは市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事は同法に基づき応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を実施する。

知事は、状況により必要と認めた場合は、これらを市長に委任することができる。

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、敦賀建設業協会等の業界団体に協力を求めて実施する。

第3 応急危険度判定制度

市は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

また、建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、県に対して被災宅に応急危険度判定士の派遣を要請する。

応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の被災度を判定し、建築物に判定結果の表示及び使用者（所有者、管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

判定する際、石綿（アスベスト）の飛散による危険性を応急的な調査により判定し、周辺住民に対して石綿（アスベスト）の飛散の可能性について情報提供を行うと共に、被災建築物の解体・瓦礫処理作業を行う者に対して情報提供を行う。

第4 被災宅地危険度判定制度

被災した宅地の二次災害の発生を軽減・防止するため、被災地に被災宅地危険度判定士を派遣するよう県に要請する。被災宅地危険度判定士は、宅地の被災状況を現地調査して安全性を判定し、適切な応急対策を講じるための情報提供を市町及び使用者に対して行う。

第5 応急仮設住宅の建設

1 設置場所

市において決定する。なお、市は、事前に仮設住宅の建設可能な用地を把握してお

くものとし、二次災害に十分配慮するものとする。

設置場所は、原則として市有地等の空地を利用して建設する。応急仮設住宅を建設する際にその場所が私有地となる場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

2 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定は市が行うが、災害救助法が適用された場合には、県が市の協力を得て行う。

入居者の選定に当たっては、以下の入居者基準を参考に民生委員等との協議を行う。

- (1) 住家が全壊（焼）世帯
- (2) 居住する住家がない世帯
- (3) 自己の資力では住宅を建設することができない世帯

ア 生活保護法の被保護者及び要保護者

イ 一定の資産のない失業者

ウ 一定の資産のない母子家庭

エ 一定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障がい者等の世帯

ただし、すべての項目に該当する者が3割を超える場合は、生活能力が低く、住宅の必要度の高い者を選定するほか、抽選による方法で決定する。

3 高齢者及び障がい者等要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮するとともに、地域コミュニティの形成や心のケアを含めた健康面にも配慮し、女性を始めとする生活者の意見を反映したものとする。

4 被災者に対する住宅相談

民間団体の協力を得て相談所を開設し、仮設住宅の入居条件、助成等の支援策に関する情報の提供や、被災住宅の応急復旧方法等再建に向けた相談・助言を行う。

第6 住宅の応急修理

1 対象者

- (1) 住宅が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- (2) 自己の資金では応急修理を行うことができない者

2 応急修理の基準

修理箇所は、居住、炊事場、風呂場、便所等日常生活上欠くことのできない部分とする。

第7 公的賃貸住宅等の活用

市営住宅の空家等を地方自治法第 238条の4 第7項に基づく目的外使用として被災者を一時入居させることができる。

また、県及び近隣市町等の協力のもとこれらの公的賃貸住宅の空家を被災者にあっせんする。

また、必要に応じて、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、旅館やホテル等への移動を避難者に促すとともに、民間賃貸住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用、国有財産（未利用地、庁舎、国家公務員宿舎）の借上げ等により、避難所の早期解消に努める。

第8 石綿応急措置の実施

建築物等の倒壊・損壊により石綿（アスベスト）の露出が確認された場合、建築物等の使用者（所有者・管理者）は、周辺の立入禁止措置及び石綿（アスベスト）の飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

また、使用者が対応できず緊急の対応が必要と判断された場合には、県及び市が周辺の立入禁止等を実施する。

〈住宅応急対策事項〉

発災後～3時間後まで
3時間後～1日後まで
◎県に危険度判定の要請
1日後～3日後まで
◎需要の把握 1. 被害程度別及び地域別の把握 2. 仮設住宅建設戸数の見積り
◎仮設住宅建設の準備 1. 建設予定地候補の把握 2. 建設予定地の選定 3. 建築業者、資機材の調達

〈資料編〉

資料3-9 応急仮設住宅建設候補地一覧

資料15-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第24節 廃棄物処理計画

実施担当	市民生活部、産業経済部、建設部、まちづくり観光部
------	--------------------------

第1 計画の方針

震災時には、建築物の倒壊、火災等によって一時的にがれき等大量の廃棄物が発生し、かつ避難施設等からは多量のごみが排出されることが予想される。

また、倒壊家屋、焼失家屋や避難施設における仮設トイレ等のくみ取り、し尿の処理需要が発生するほか、し尿処理施設及び下水道施設の損壊による機能低下が予想される。

このため、市は、被災地における廃棄物の収集処理を適切に実施し環境衛生に万全を期する。

第2 ごみ処理（生活環境班）

1 状況把握

市は、発災直後から、一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等の被害状況）、避難所個所数及び避難者数、仮設トイレの数、生活ごみの発生見込み量、全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量等について情報収集を行い、収集・処理計画を策定する。

2 処理体制

- (1) 収集・処理計画に基づき、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制をとる。また、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、市民に対して集積や分別の協力依頼を行う。
- (2) ごみ処理の実施に必要な機材、人員等については、可能な限り市の現有の体制で対応するが、ごみ処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、人員の派遣や処理施設の使用などについて県または近隣市町へ応援要請する。

3 処理方法

ごみの処理は、焼却のほか必要に応じて埋立て等環境影響上支障のない方法で行う。
なお、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

第3 し尿処理（廃棄物処理班）

1 処理体制

し尿等の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、適切な処理体

制をとる。特に仮設トイレ、避難施設のくみ取り便所については、貯容量を超えることがないように配慮する。機材、人員が不足する場合は、ごみ処理に準じ応援要請を行う。

2 処理方法

し尿処理の方法は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じ環境衛生に支障のない方法を併用する。

第4 死亡獣畜の処理（農林水産班）

死亡獣畜（牛馬、豚、鶏等が死亡したもの）の処理は、市及び死亡獣畜の所有者が、二州健康福祉センターの指示、立会いのもとに次の方法で処理する。

- 1 移動しうるものは、適当な場所に集めて埋没、焼却等の方法で処理する。
- 2 移動しがたいものについては、その場で個々に処理する。

第5 災害廃棄物の発生への対応

市及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市は、災害の種類（地震・津波・水害）に応じ、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

また、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置場の確保や運用指針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、ボランティア、NPO等の支援を得て、災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

第6 災害廃棄物の処理（都市計画班）

倒壊家屋等の解体撤去に伴い発生する多量のがれき等の災害廃棄物を、迅速かつ円滑に除去し、被災地のすみやかな復興を進める。

1 実施体制

災害によるがれき等の除去及び処理は、必要に応じて市が実施するが、市のみで処理が困難な場合は、民間業者及び近隣市町の応援をえるほか、県を通じて広域的な支援を要請する。

2 処理の対象

原則的に一般建築物の倒壊等によるがれきは、所有者、管理者の責任で処分するが、大規模災害では被災者の経済的負担の軽減を図るため国に対して特別措置を要請する。

3 処理方法

- (1) 計画的に処理を実施するため、木質、コンクリート等材質別の全体発生量と処理量を把握する。
- (2) 木くずは市施設で処理するほか、民間業者及び近隣市町等に焼却処分を要請する。
- (3) コンクリート等は、破碎、選別して最終処分場に運搬し処理するとともに、民間業者及び近隣市町等に処分を要請する。
- (4) 廃棄施設の処理能力を越える排出量の場合は、公共用地または民有地の借り上げにより仮置場を設けて一時保管をする。
- (5) 災害廃棄物の処理に当たっては、大気汚染など環境対策に留意し、関係業者等に処理処分基準の遵守を指導する。

〈廃棄物等処理対策事項〉

発災後～3時間後まで
◎ごみ処理施設、し尿処理施設等の被害状況の把握
3時間後～1日後まで
◎ごみ処理施設、し尿処理施設等の被害状況及び処理能力の把握
1. 施設被害状況
2. 作業員、車両の被害状況
3. 収集ルート、運搬ルートの被害状況
4. 復旧見込み
◎処理施設の応急復旧方針の調整
1日後～3日後まで
◎作業能力の把握
1. 委託業者作業員と車両
2. 応援要員、借上げ車両
◎ごみ、し尿等の排出量の見積り
◎臨時ごみ、し尿収集方針の決定
1. 集積場、投棄場の選定
2. 仮設トイレの設置
3. 市民への広報
◎応援要請（市内で処理能力が不足するとき）

〈資料編〉

- 資料12-1 災害廃棄物仮置場候補地一覧
- 資料12-2 廃棄物処理施設一覧
- 資料12-3 ごみ収集車及び従事者数一覧
- 資料12-4 し尿取扱業者及びし尿運搬車並びに従事者数一覧
- 資料12-5 公衆便所一覧

第25節 防疫、食品衛生計画

実施担当	福祉保健部
------	-------

第1 計画の方針

市は、大地震の発生に伴う家屋、工作物等の倒壊、水道の断水等は、生活環境の悪化を招き、感染症の発生危険を高めることから、家屋内外の消毒、感染症患者の早期発見等感染症予防のための各種措置及び食品の衛生指導など防疫に関する措置を講じ、感染症流行等の未然防止を図る。

第2 防疫対策（救護班）

災害発生時における防疫対策は、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるので、市は、防疫対策を迅速かつ的確に実施する。

1 防疫業務の実施方法

(1) 消毒場所

感染症が発生し、または発生するおそれがある汚染地区の宅地及び家屋の内外

(2) 消毒方法

ア 飲料水の消毒

給水施設として井戸を使用した場合における井戸の消毒は、クロール石灰水（または次亜塩素酸ソーダ）を使用する。

イ 家屋内の消毒

汚水などで汚染された台所、炊事場、便所等はクレゾール水などの消毒薬を用い、床下等の湿潤の場所には石灰を散布して消毒を行う。

ウ ねずみ族、昆虫等の駆除

汚染地域を重点的に実施し、あわせて消毒薬等防疫薬剤を各戸に配布する。

2 防疫活動の実施要領

(1) 情報の収集及び体制

災害発生と同時に職員を現地に派遣して被災地の状況を把握するとともに、二州健康福祉センター等関係機関と連絡を緊密にし、防疫の実施計画を作成し、これに必要な器具、資材、薬品及び人員を確保して防疫体制を整える。

(2) 予防教育及び広報

事前に準備されているパンフレット等の利用や報道機関の協力を得て行う。

(3) 検病調査及び健康診断

検病調査及び健康診断は、県が検病調査班を編成し行うが、市は詳細な現況報告等について協力する。

この場合、集団避難施設の避難者や応急仮設住宅の入居者に対する調査を重点に実施する。

検病調査の結果必要があるときは、検便などの健康診断を実施する。

(4) 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者または病原体保有者が発生したときは、次の対策を実施する。

ア 市長が感染症予防上必要と認めるときは、感染症患者を市立敦賀病院に収容する。

イ 濃厚接触者の検病調査、健康診断は、二州健康福祉センターが実施する。

ウ 家屋、台所、便所、排水溝等の消毒は、市（救護班）が実施する。

(5) 臨時予防接種

市は、感染症予防上必要あるときは、県が行う臨時予防接種に協力する。

また、国及び県から予防接種法第6条及び第10条の規定による臨時予防接種に関する指示があったときは、速やかに実施する。

(6) 知事の指導及び指示等

知事が感染症予防上必要と認めて次の命令及び指示を発したときは、市長は災害の規模、態様に応じその範囲及び機関を定めてこれを速やかに実施しなければならない。

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、この節において「法」という。）第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示

イ 法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

ウ 法第29条第2項の規定による飲食物、衣類、寝具その他の物件についての消毒に関する指示

エ 法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給の指示

(7) 防疫活動に必要な人員資材等の確保

ア 人員

市長は清潔方法及び消毒方法を施行するために必要と認めるときは、医師その他予防上必要な人員を雇用する。

イ 器材

市が保有している消毒用機器を使用するが、必要に応じて関係機関または民間取扱業者等より借上げまたは購入する。

ウ 車両

市有車両を使用するが、必要に応じて民間車両を借上げる。

エ 薬剤

市が保有する薬剤を使用する。ただし、不足する場合は薬剤取扱業者より購入する。

3 報告及び記録の整備

市長は、災害防疫に関し次の書類を県に報告するとともに記録の整備保管をする。

- (1) 災害防疫活動状況報告書
- (2) 防疫経費所要金額及び関係書類
- (3) 各種防疫措置の指示命令に関する書類
- (4) 防疫作業日誌

作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省その他参考事項を記載する。

〈防疫衛生対策事項〉

発災後～3時間後まで
3時間後～1日後まで
◎需要の把握 1. 防疫を必要とする地域の把握 2. 必要人員、薬剤等の見積り ◎防疫用薬剤、資機材の調達可能量の把握、手配 ◎防疫用薬剤、資機材の輸送 1. 人員、車両の手配
1日後～3日後まで
◎防疫方針の決定 1. 消毒地域の優先順位 2. 消毒方法 ◎防疫活動 1. 避難施設周辺 2. 浸水地域 3. ごみ集積場等 ◎保健指導 1. 避難施設健康診断 ◎食品衛生指導 1. 救護食品の衛生指導 2. 水質検査

第3 食品衛生対策

市は、被災者に対して安全で衛生的な食品が供給されるよう、二州健康福祉センターが行う食品衛生及び栄養指導に関する活動の実施に協力するとともに、避難施設における食中毒の発生を防止するために必要な措置を講ずる。

1 二州健康福祉センターの行う食品衛生対策

(1) 食品関係営業施設等における食品衛生の確保

関係機関との密接な連携による実態把握等により、二州健康福祉センターが行う監視指導に協力する。

ア 臨時給食施設の衛生監視指導

イ 食品衛生関係業者に対する監視指導

(2) 避難施設等における食品衛生の確保

被災者に対して二州健康福祉センターが行う次の指導に協力するとともに、避難施設の運営責任者等を通じて啓発を行う。

また、食中毒が発生したときは二州健康福祉センターが行う調査に協力する。

ア 救援食品の衛生的取扱い

イ 食品の保存方法、消費期限等の遵守

ウ 配布された弁当の適切な保管と早期喫食

エ 手洗い、消毒の励行

2 食中毒発生防止の措置

市は、避難施設への弁当等の配給に当たっては、食中毒発生防止のため、次の措置を講ずる。

(1) 弁当等の搬送には、温度管理に留意する。

(2) 早期喫食のため、弁当等の搬送時間の調整

(3) 避難者等に対し、早期喫食を指導

<資料編>

資料 1 2 - 6 感染症患者等の収容施設一覧

第26節 遺体の捜索、処置、埋葬計画

実施担当	市民生活部、消防部
------	-----------

第1 計画の方針

市は、災害時における捜索及び死亡者の収容、処理、埋葬を実施する。

第2 遺体の捜索（消防班）

遺体の捜索は市が行う。ただし、市において実施困難なときには、敦賀美方消防組合、敦賀警察署、敦賀海上保安部等の関係機関、地元町内会等の協力を得て実施する。この場合、市は捜索に必要な簡易資機材を提供するとともに、重機等を確保する。

第3 遺体の収容（生活環境班）

遺体の検視または調査のため、遺体を収容する安置所を確保する。遺体の身元が確認できない場合は引き続き保管する。

なお、搬送車両が不足する場合や、柩、ドライアイス等が不足する場合には、県に応援要請をする。

第4 遺体の収容、検視または調査、身元確認、検案及び処理

遺体を発見した時は、遺体を安置所に収容すると共に、敦賀警察署または敦賀海上保安部に連絡する。

敦賀警察署または敦賀海上保安部は、収容された遺体について、各種の法令等に基づいて遺体の検視または調査を行う。身元不明の遺体については、写真撮影のほか、指紋の採取、DNA鑑定資料の採取、遺留品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。

また、検視または調査に際しては、日本赤十字社福井県敦賀市地区及び敦賀市医師会の医師の立会いを得て実施し、また、同医師による検案を行うと共に必要により検査を実施し、事件性の判断及び死因究明を行う。

検視または調査終了後、市は遺体の洗浄、縫合修復、消毒等の処理を行い、遺体収納袋等に収納して安置所に仮安置する。

第5 遺体の埋葬（生活環境班）

市は、災害の際死亡した者に対して、混乱期のためその遺族が埋葬を行うことが困難な場合、または死亡した者の遺族がいない場合に、次の方法により埋葬を行う。

1 方法

埋葬の実施に当たっては次の点に留意して行う。

- (1) 事故死等による遺体については、敦賀警察署または敦賀海上保安部から引継ぎを

受けた後埋葬する。

- (2) 身元不明の遺体については、遺体の身元確認及び身元引受人の発見に努めるが、これが不可能なときは敦賀警察署その他関係機関に連絡し、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、所持品、着衣等特徴の記録と遺留品を保管のうえ、埋葬する。
- (3) 被災地以外に漂流した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取扱う。

2 実施体制

市は、自ら遺体の埋葬の実施が困難な場合には、近隣市町または県に応援要請を行う。

<資料編>

資料 1 2 - 7 遺体安置所候補地一覧

資料 1 2 - 8 火葬場の処理能力

資料 1 5 - 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第27節 教育再開計画

実施担当	教育部
------	-----

第1 計画の方針

市は、地震災害により通常の教育が行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置するとともに、避難施設となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、できるだけ早期に学校教育を再開する。

第2 教科書、文具の確保と給与

教科書についてその不足数の把握に努め、教科書供給者及び県教育委員会との連絡調整により、できるだけすみやかな供給を図る。

災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品の給与については、災害救助法施行規則に基づき、迅速な措置を講ずる。

1 教科書の調達

被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその必要数量を速やかに調査し、県に報告するとともに、その指示に基づき教科書供給者等に連絡し、その供給を求める一方、市内の他の学校及び他市町に対し使用済教科書の供与を依頼する。この場合、若干量が不足する場合は、県に対し調達供与を依頼する。

2 学用品の調達

必要数量を県に報告し、県から送付を受けたものを配布するか、県の指示に基づいて市で調達し配布する。

第3 教職員の確保

授業再開に必要な教職員を確保するため、教職員の被災状況に応じた代替教員等の補充を県教育委員会と連絡調整のうえ行う。

- 1 被災教職員が僅少のときは校内において融通する。
- 2 被災教職員が多数で一校内で融通できないときは、授業の実施状況に応じて市内の学校間において融通する。
- 3 市において融通できないときは、県に教職員派遣の要請をする。

第4 通学路の安全確保

授業再開に向けて、通学に必要な道路や安全の確保について関係機関と連携を取りながら、その確保に努める。

第5 授業等再開対策

非常時の授業体制について、実施可能な教科や確保可能な授業時数及び教室等について検討し、当面の週時程及び日課表を立案するなど、早期の授業再開対策について指針を示し、その策定について指導する。

第6 その他の対策

1 奨学金に関する事項

被災による家屋の全壊や流失等のため就学に著しく困難を生じた児童・生徒に対して独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を特別に増枠するよう独立行政法人日本学生支援機構及び県に働きかける。

2 学校給食に関する事項

災害の発生に際し、文部科学省及び農林水産省の定める「災害時における応急配給」により、県の指導のもと給食物資の確保と輸送に万全を期する。

(1) 緊急を要する給食物資等について児童生徒以外に給食する場合は、県を通じ文部科学省、農林水産省に連絡し、その承認を受けて売却することがある。

(2) 市内における各学校の給食物資に関する所在場所及び在庫数量を常に把握する。

3 保健、厚生に関する事項

(1) 被災教職員、園児、児童、生徒の保健管理

災害の状況により、被災学校等の教職員、園児、児童、生徒に対し、県の指示または協力により感染症予防接種や健康診断等を実施する。

(2) 被災学校の清掃、消毒

学校が浸水等の被害を受けた場合は、感染症予防法に基づき、県の指示または協力により校舎等の清掃、消毒を行う。

4 転学手続き

被災した児童生徒の中で、転校を希望する児童生徒については、保護者との連絡調整を図り、隣接市町、他府県にすみやかな受け入れを要請する。

5 児童生徒の精神保健対策

カウンセリングが必要な児童生徒数を把握し、専門的知識を有する精神科医や臨床心理士の支援を求めるなど、カウンセラー要員の確保に努める。

第7 文化財保護の応急対策

1 文化財について、災害が発生したときは、所有者、管理者等は、速やかに文化財保護法、県文化財保護条例及び市文化財保護条例の規定に基づき、県教育委員会及び市

教育委員会に届け出する。

- 2 市教育委員会は、届出を受けたときは、直ちに係員を現地に派遣し、被害状況を把握し、現状を維持するように努めるとともに、その個々に実情に応じた復旧対策を講ずる。

<資料編>

資料 15-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第28節 災害救助法の適用に関する計画

実施担当	関係各部
------	------

第1 計画の方針

市は、災害に際し、食糧その他の生活必需品欠乏、住居のそう失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として応急的な救助を行う。

第2 実施機関

災害救助法の適用による救助は、国が行うが、その実施に当たっては、知事に委任されている。ただし、その実施について一部が市長に委任されたときは、市長が行う。

第3 適用基準

災害救助法の適用基準（災害救助法施行令に規定する住家滅失世帯数）は、次の通りである。

区分	人口 (R2. 10. 1)	施行令第1条第1項第1号による法適用基準世帯数	同第2号による適用基準世帯数 (県全体で1,000世帯以上の場合)
敦賀市	64,264人	80世帯	40世帯
備考	法適用基準には上欄のほか次のものがある。 <ol style="list-style-type: none"> 1 施行令第1条第1項第3号前段 県全体で5,000世帯以上の住家が滅失した場合で、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき 2 施行令第1条第1項第3号後段 災害が隔絶した地域で発生し、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したとき（知事は厚生労働大臣に事前協議を要する） 3 施行令第1条第1項第4号 多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じたとき（知事は厚生労働大臣に事前協議を要する） 		

- 注：1 基準世帯数とは住家が全壊（焼）もしくは流失した世帯数である。
- 2 半壊（焼）の場合は1／2世帯として換算し、床上浸水の場合は1／3世帯として換算する。
- 3 床下浸水、一部破損世帯は対象外である。

第4 適用手続

災害救助法の適用は、市長が知事あてに被害の状況を報告してから行われるものである。

第5 個別適用計画

1 避難施設の開設及び収容

知事の職権を委任された市長は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を避難施設に収容し保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市長は、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受けなければならない。

(2) 避難施設設置のための費用

避難施設の設置、維持及び管理のための人夫賃、消耗器材費、建物または器物の使用謝金、燃料費並びに仮設便所等の設置費とする。

(3) 避難施設設置の方法

避難施設は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等の設置、または天幕の設営とする。

(4) 避難施設開設状況報告

市長が避難施設を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を知事に報告しなければならない。この場合の報告事項は、おおむね次のとおりで、とりあえず電話または電報で報告する。

ア 避難施設開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

2 応急仮設住宅の供与

災害のため、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、仮設住宅を建設し、一時的な居住の確保を図る。

(1) 適用期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。

その供与期間は、建築工事が完了した日から2年以内とする。

(2) 設置場所

市において決定する。なお、市は事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。仮設住宅を建設する際にその場所が私有地の場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

(3) 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、県が市の協力を得て行うが、状況に応じ市

長に委任できる。

(参考) 入居者基準

- ア 住家が全壊（焼）流失した世帯
- イ 居住する住家がない世帯
- ウ 自己の資力では住宅を確保することができない世帯
 - (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - (イ) 一定の資産のない失業者
 - (ウ) 一定の資産のない母子家庭
 - (エ) 一定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障がい者など

ただし、すべての項目に該当する者が3割を超える場合は、生活能力が低く、住宅の必要度の高い者を選定するほか、抽選による方法で決定する。

(4) 要配慮者に配慮した仮設住宅

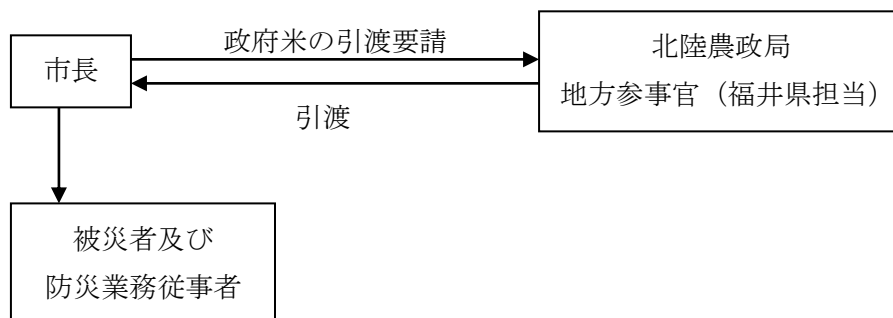
仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者に配慮した住宅の建設を考慮する。

3 炊き出しその他による食品の給与

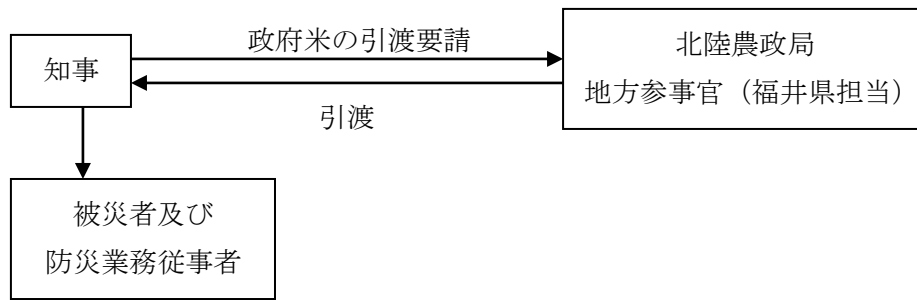
(1) 米穀による応急供給の場合

米穀の応急配給は北陸農政局地方参事官（福井県担当）と緊密な連絡を図り、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」昭和61年2月10日付け61食糧業第722号（需給経理）に基づき実施する。

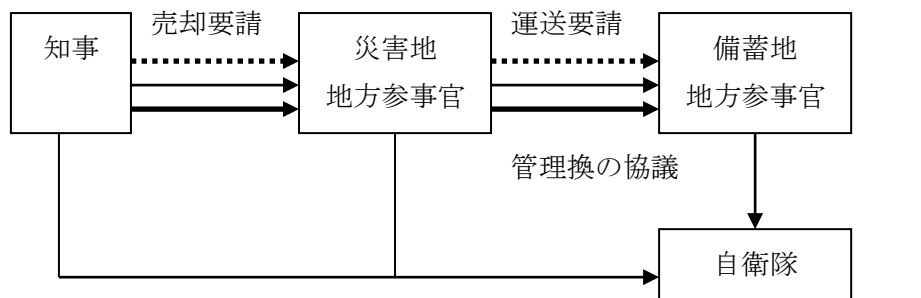
ア 交通、通信の途絶のため知事の指示を受け得ない場合



イ 知事の指示が可能な場合



(2) 乾パンによる応急供給の場合



-▶ 通常の場合
- ▶ 備蓄地各県拠点の備蓄数量が皆無または必要に満たない場合
- ▶ 交通途絶等緊急の場合

(3) 市長（災害救助法が適用された場合は、知事の職権を委任された市長）は、住家の被害時により自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

ア 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な地震が発生し、この期間内で炊き出し等による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、市長は、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受けなければならない。

イ 給与のための費用

主食、副食及び燃料費の経費とする。

ウ 炊き出し等の方法

炊き出しは、避難施設内またはその近くの適当な場所を選んで実施する。その際は、各現場に実施責任者を指名して、その任務にあたる。

4 飲料水の供給

知事の職権を委任された市長は、災害のため飲料水が枯渇または汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市長は、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受けなければならない。

(2) 飲料水供給のための費用

ろ水機その他給水に必要な機械器具の借上げ費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、災害のため飲料に適する水がない場合に、輸送による給水、ろ水機による給水、家庭用井戸水等による給水の方法により実施する。

5 被服寝具その他生活必需品の給貸与

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品をそう失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与または貸与する。

(1) 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、大地震により交通通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合等、この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

(2) 給貸与の方法

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。

- ア 被服、寝具及び身の回り品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

6 医療及び助産

災害のため医療機関が混乱し、被災者が医療の受診機会を失った場合に、応急的に医療を施し、被災者の保護を図る。

(1) 適用期間

災害発生の日から14日以内とする。ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合、また、社会的混乱の著しい場合等この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

(2) 医療のための費用

- ア 医療救護班による場合

使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費

- イ 一般の病院または診療所による場合
国民健康保険の診療報酬の額以内
- ウ 施術者による場合
協定料金の額以内

(3) 医療の方法

医療救護班は、医療機構の混乱が回復するまでの応急的な医療を実施する。

医療救護班の編成は、県立病院による医療救護班、健康福祉センターによる救護班、国立病院・療養所による医療救護班、福井大学医学部附属病院による医療救護班、公的医療機関による医療救護班、知事から委託を受けた日赤医療救護班並びに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会医療救護班とする。

7 被災者の救出

知事の職権を委任された市長は、災害のため生命身体が危険な状態にある者を捜索し、または救出してその者を保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、地震の揺返しが続いて被害が続出し、どの地震によって現に救出を要する状態になったか判明しがたいとき等、この期間を延長する必要がある場合には、市長は、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受けなければならない。

(2) 救出のための費用

船艇その他救出のための機械、器具等の借上げ費、修繕費及び燃料費の実費。

8 住宅の応急修理

災害のため、住宅が半壊、半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

(1) 適用期間

3箇月以内に完成する。ただし、国の災害対策本部が設置された災害については、6箇月以内に完成するものとする。

(2) 応急修理の内容

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分。

(3) 協力要請

県は、市の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等に当たっては、関係業界団体に対して協力を要請する。

9 学用品の給与

学用品の給与は、災害による、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等

により、学用品をそう失またはき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の児童及び生徒を含む）に対して行う。

(1) 給与する品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(2) 適用期間

教科書については、1箇月以内、その他の学用品については、15日以内に給与を完了しなければならない。

(3) 給与の実施

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、原則として市長が行うが、教科書については、県が、市教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調達し、その配給を講ずることもある。

10 遺体の捜索、対策、埋葬

災害により現に行方不明の状態にある者に対して捜索を実施するほか、災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその遺体対策が実施できない場合に対策を、また、遺族の資力にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合または死亡した者の遺族がない場合にその埋葬を実施する。

(1) 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。

11 障害物の除去

災害のため、住宅に土石等障害物が流入し、自己の資力では除去することができない者に対し、障害物の除去を行う。

(1) 適用部分

居室、炊事場等生活に欠くことのできない最小限度の部分について行う。

(2) 適用期間

災害発生の日から10日以内に完了する。

12 応急救助のための輸送及び人夫雇上げ

救助の実施に必要な人員雇上げを行い、その人員及び物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分し、応急救助活動に万全を期する。この場合の人夫雇上げ及び輸送手段の借上げは市が実施するが、市から要請があった場合は、県があっせんする。

(1) 輸送及び人員雇上げを行う救助の範囲及び適用期間

範 囲	期 間
被災者の避難	1日～2日以内 (内閣総理大臣の承認により延長できる。以下同じ)
医療及び助産	7日～14日以内
被災者の救出	3日以内
飲料水の供給	7日以内
遺体の捜索	10日以内
遺体対策	10日以内
救援用物資の整理配分	輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内

(2) 輸送及び人員雇上げのための費用

輸送のために支出できる費用は、運送費、借上げ料、燃料費、消耗器材費、修繕費の実費

(3) 輸送力の確保

ア 応急救助は緊急を要するので常に輸送手段を考慮する。

イ 県、市は動員できる車両（ジープ、大型トラック等）船艇を把握しておく。

ウ 救助連絡班（消防部）は輸送各班（教育部）と常に連絡し、事態が急迫した場合は従事命令を発する。

第29節 要員確保計画

実施担当	総務部、関係各部
------	----------

第1 計画の方針

災害応急対策実施のために必要な労働者及び技術者等の動員、雇上げ等応急対策要員を確保し、災害応急対策を円滑かつ確実に実施するための計画である。

第2 実施責任者

災害応急対策実施のために必要な労働者等の確保は、市その他防災関係機関において行う。市その他防災関係機関のみでは必要な労働者等を確保できないときは、これらの機関から県に要員の確保の要請を行う。

第3 労働者等確保の種別、方法

災害応急対策を実施するための必要な労働者等の確保の手段は、おおむね次によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

- (1) 災害応急対策実施機関の常用労働者及び関係者等の労働者の動員
- (2) 民間奉仕団（日本赤十字社福井県支部敦賀市地区等）の協力動員
- (3) 公共職業安定所のあっせん供給による一般労働者等の動員
- (4) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (5) 緊急時等における従事命令等による労働者等の動員

第4 労働者等の雇上げ

災害応急対策の実施が、防災関係機関及び民間奉仕団の動員のみでは、労力的に不足し、または特殊作業のため技術的な労力が必要なときは、労働者等を雇上げる。

1 労務供給方法

敦賀公共職業安定所に登録する日雇労務者及び一般求職者を対象とするが、不足のとき等は、県に依頼する。ただし、災害の規模、程度によっては、敦賀建設業会等関係業者から労働者等の供給を受ける。

2 人夫雇上げの範囲

- (1) 被災者の避難誘導人夫
市長の指示による避難で、誘導人夫を必要とするとき
- (2) 医療及び助産の移送人夫
救護班では、処置できない重傷患者または救護班が到着するまでの間に、医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所等に運ぶための人夫及び救護班の移

動に伴う人夫を必要とするとき

(3) 被災者の救出人夫

被災者を救出するため、人夫を必要とするとき、及び被災者救出に必要な機械器具資材の操作または後始末を必要とするとき

(4) 飲料水の供給人夫

飲料水供給のための機械器具の運搬、操作または飲料水を浄水するための医薬品の配布等に人夫を必要とするとき

(5) 救助物資の支給人夫

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊き出し用品の整理、輸送または配布に人夫を必要とするとき

(6) 遺体の捜査人夫

遺体の捜査に要する機械器具その他資材を操作し、または後始末に人夫を必要とするとき

(7) 遺体対策人夫

遺体の洗浄、消毒等の処置または遺体を仮安置所まで輸送するための人夫を必要とするとき

(8) 上記以外の救助作業のため、人夫の必要が生じたときは、次の事項を明示して直ちに県へ申請する。

ア 人夫の雇上げを要する目的または救助種目

イ 人夫の所要人数

ウ 雇上げを要する期間

エ 人夫雇上げのために必要とする経費

オ 人夫雇上げの理由

カ 人夫雇上げを要する地域

3 人夫雇上げの期間

各救助の実施期間中とする。

第5 労働者等に対する従事命令等

災害応急対策実施のための人員が、民間奉仕団の動員、労働者等の雇上げ等の方法によってもなお不足し、他に確保の方法がないとき、または緊急の必要があると認めるときは、従事命令または協力命令を執行する。

1 従事命令等の種類及び執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策作業 (災害救助を除く 応急措置)	従事命令	災害対策基本法 第 71 条第 1 項	知事 市長 (知事の委任を受け たときのみ)
	協力命令	〃	〃
災害応急対策作業 (災害応急対策 全般)	従事命令	災害対策基本法 第 65 条第 1 項	市長
	従事命令	災害対策基本法 第 65 条第 2 項	警察官 海上保安官
	従事命令	警察官職務執行法 第 4 条第 1 項	警察官
消防作業	従事命令	消防法 第 29 条第 5 項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法 第 17 条	水防管理者 消防長

2 従事命令対象者

命令区分作業対象	対象者
災害対策基本法による市長、警察官または海上保安官の従事命令 (災害応急対策全般)	市区域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者
従事命令 (消防作業)	火災の現場付近にある者
従事命令 (水防作業)	区域内に居住する者及び水防の現場にある者

<資料編>

資料 2-6 ボランティア団体一覧

資料 15-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

第30節 生業に必要な資金の貸与計画

実施担当	総務部、福祉保健部、産業経済部
------	-----------------

第1 計画の方針

災害により住家が被害を受けた者で、災害救助法が適用された地区内に住む者に対して、生業資金を貸与して再生を図るための計画である。

第2 実施責任者

資金の貸与は、県が行う。

第3 資金の貸与対象者

- 1 住家が全焼、全壊または流失した者
- 2 小資本で生業を営んでいる者
- 3 蓄積資本を有しない者
- 4 主として家族労働により生業を維持している程度の者
- 5 生業の見込みが確実であって具体的事業計画を有し、かつ、償還能力がある者

第4 資金貸与の世帯数（範囲）

住家が全焼、全壊及び流失した世帯の25%の範囲内。

第5 貸与の金額

生業費及び就業支度費とし、知事が定める額。

第6 貸与できる期間等

2箇年以内で無利子とし、償還は月割りまたは一括償還。

第7 貸与者の決定

県が決定するが、市長は、貸与者の選定等の事務を行う。

第3 1 節 物価対策計画

実施担当	市民生活部、福祉保健部、産業経済部
------	-------------------

第1 計画の方針

被災地域における物資の確保と適正な価格による円滑な供給及び被災者の消費生活の安定を図るための計画である。

第2 物資の需給状況及び価格動向の把握

- 1 市その他防災関係機関は、平素から災害応急対策上必要な物資に係る資料の整備に努める。
- 2 市その他防災関係機関は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害応急対策を実施するために必要な物資について、その種類、数量及び緊要度を調査する。
- 3 被災者等の消費生活相談を通じて、物資の需給及び物価に関する要望を把握する。

第3 緊急必要物資及び応急復旧用資材の確保

- 1 緊急必要物資については、予想される災害時の需用量、主要取扱機関、災害時における輸送経路等の資料を整備するとともに、災害時におけるとるべき措置について、関係機関との連絡、通報及び協力体制の確立に努める。
- 2 緊急必要物資及び応急復旧用資材で、災害の発生によって当該物資が極度に不足し、もしくは極度に不足することが予想される場合または当該物資の価格が高騰し、もしくは高騰することが予想される場合には、当該物資の生産、集荷及び販売を業とする者または関係団体に対して当該物資を適正な価格で、円滑に被災地に供給するよう協力を求める。この場合必要に応じて、緊急輸送についても所要の措置を講ずる。

第4 暴利取締及び広報活動

災害の発生に当たっては、物価の高騰を防止するため、広報活動により、物資の需給と価格の動向を周知し、必要に応じて関係業者及び関係機関に対し、当該物資の円滑な供給その他の必要な措置をとるよう求めるものとする。

第4章 災害復旧計画

節	項	目
1	公共施設の災害復旧計画	
2	市民生活安定計画	
3	経済秩序安定計画	
4	復興計画	

第4章 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

実施担当	関係各部
------	------

第1 計画の方針

市は、災害復旧を地震発生時被災した各施設の復旧とあわせ、再度震災の発生を防止するため必要な施設の新設、または改良を行う等将来の震災に備える事業計画を樹立し、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、早期復旧を目標に重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を実施する。

第2 災害復旧事業の種類

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川災害復旧事業
 - (2) 砂防設備災害復旧事業
 - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - (4) 地すべり防止施設災害復旧事業
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - (6) 道路災害復旧事業
 - (7) 下水道災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 上水道災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 その他の災害復旧事業

第3 緊急災害査定促進

震災が発生した場合には、速やかに公共施設の災害の実態を調査、記録、必要な資料を調整し、災害査定促進の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業の迅速化を図る。

第4 緊急融資の確保

災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために起債について所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施が図れるように国、県に要望する。

市において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資の手段を講じて財源の確保を図るため、県、福井財務事務所及び日本郵政（株）に対し市の申し出に応じ、適切、効果的な融資措置が講じられるように要望する。

第2節 市民生活安定計画

実施担当	関係各部
------	------

第1 計画の方針

市は県と連携し、災害による社会混乱を早期に収拾し、人心の安定と社会秩序の回復を図るため、関係機関、団体と協力のうえ、生活に必要な金品等の支給、職業のあっせん等市民生活安定のための緊急措置を講ずる。

また、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第2 罹災証明書の交付（輸送物資（罹災証明）班、総合班、住宅班）

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図るものとする。

第3 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

第4 義援金品等の受付及び配分（財政班、福祉（ボランティア）班）

1 義援金品の受付

義援金品の受付は財政班と福祉（ボランティア）班があたり、あらかじめ必要な体制を定めておく。

2 義援金品の配分

義援金品の配分は、原則として配分委員会を組織し、当該災害に係るすべての義援金品の使用及び配分について協議する。

第5 「災害弔慰金の支給等に関する条例」等の適用（福祉（ボランティア）班）

1 災害弔慰金等の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律等及び災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対する災害弔慰金及び災害により精神または身体に著しい障害を受けた者に対する災害障害見舞金を支給する。

2 災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律等及び災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害援護資金の貸付けを行う。

3 災害見舞金等の支給

市は、災害見舞金等支給条例に基づき、災害をうけた被災者に対する見舞金等を支給する。

第6 被災者生活再建支援金の支給等

被災者生活再建支援金

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的として、被災者生活再建支援金を支給する。市は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

1 対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項又は第2項のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域に係る自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- (4) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満のものに限る。）の区域であって、(1)～(3)の区域に隣接するもの
- (5) 県内で(1)又は(2)の自然災害が発生した場合で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満のものに限る。）の区域に係る自然災害

2 対象となる被災世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が全壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
- (5) 住宅が半壊し、相当規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

3 支給限度額

次の(1)及び(2)の合計額を支給する。

(注) 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額を支給する。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 2(1)該当	解体 2(2)該当	長期避難 2(3)該当	大規模半壊 2(4)該当	中規模半壊 2(5)該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額 (全壊 解体 長期避難 大規模半壊)	200万円	100万円	50万円
支給額 (中規模半壊)	100万円	50万円	25万円

(注) 被害程度が全壊、解体、長期避難、大規模半壊のいずれかで、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入又は補修する場合は、合計で200万円(中規模半壊の場合は100万円)又は100万円(中規模半壊の場合は50万円)を支給限度額とする。

第7 生活の安定確保

1 総合相談窓口の設置

市は県と連携し、災害が発生した場合には、相談窓口を設置し、被災者等からの相談、問い合わせ等に対応する。また、国、県、市等の総合相談窓口の開設を行い、被災者からの幅広い相談に応じる。

2 公営住宅の確保

市は県と連携し、損壊公営住宅を速やかに補修し、公営住宅の供給計画を早期に見直し、被災者に対し住宅の供給を図る。

復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

3 雇用機会の確保

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生するよう被災者に対する職業のあっせん、失業給付等について必要な計画を樹立し、被災者の生活の確保を図る。

4 生活関連物資の需給、価格状況の調査、監視

生活関連物資の価格が著しく上昇し、もしくはそのおそれがあり、または供給が著しく不足し、もしくはそのおそれがあると認めるときは、県に対し所要の措置を講ずるよう要請する。

第8 被災者の健康管理、こころのケア対策

災害の状況に落ち着きが見られ、これから市民生活を取り戻していく段階において、各種インフラの復旧の遅れが原因で様々な場面において制限された生活を送るケースが多いため、積極的な健康管理活動を実施する。また被災直後の精神状態からの自然回復を促進するための援助活動を実施し、必要と認められる際には、県（二州健康福祉センターを含む）に協力要請を行う。

第9 個人資産の共済制度等に対する検討

全国的な基金による被災者に対する救済措置や新たな保険制度、共済制度等について、救済の理念、仕組み等について調査、研究する。

第10 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

日本郵便（株）は、災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の配達を受け持つ郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金を免除する。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用または見舞いの現金書留郵便物の料金を免除する。

なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受け期間中は、郵便窓口取扱い時間外においても引き受ける。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用にあてるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

5 被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替料金の免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金を免除する。

6 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

被災者の緊急な資金需要その他の被災状況を考慮し、被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の為替業務についての一定の金額の範囲内における非常払い及び非常貸付け、国債等の非常買取り等の非常取扱い並びに簡易保険業務についての保険金、保険貸付け金及び解約還付金の即時払い、保険料の特別払込猶予等の非常取扱いを実施する。

7 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請

被災地の実情に応じ、医療救護、一時避難場所の提供等の必要がある場合は、加入者福祉施設が被災地の地方公共団体等の関係機関との連絡を密にし、災害救護活動に従事するよう要請する。

<資料編>

資料 1 4 - 6 災害時等における協力に関する協定（敦賀市・敦賀市内の郵便局）

資料 1 4 - 1 2 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定（敦賀市・福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）

資料 1 5 - 6 敦賀市災害見舞金等支給条例

資料 1 5 - 7 災害弔慰金の支給等に関する条例

資料 1 5 - 8 敦賀市り災証明書等交付要綱

第3節 経済秩序安定計画

実施担当	関係各部
------	------

第1 計画の方針

市は、被災者が、その痛手から再起更生するよう、租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等について定めることにより、生活の確保を図る。

第2 金融措置

1 租税の徴収猶予及び減免

市は、被災者に対する市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置など適切な措置を講ずる。

また、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、国税通則法、地方税法又は福井県県税条例による国、県税の納税緩和措置としての、期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置について適切に助言する。

2 災害援護資金の貸付等

市は、災害により被害を受けた者に対し、生活の立て直しに資するため、災害救助法適用時に「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を貸し付ける。

なお、同法の適用に至らない小災害時においては県の生活福祉資金（災害援護資金。以下「生活福祉資金」という。）及び母子寡婦福祉資金について適切に助言する。

また、重大な災害が発生した場合には、各種の既存制度融資の条件緩和又は緊急融資の実施について適宜必要な措置を講ずる。

第3 県の融資計画

1 生活福祉資金の貸付

福井県社会福祉協議会は、小規模の災害により被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金を貸付け、必要な援助指導を行う。

また、被災した家屋を増築、改築拡張又は補修するために必要な経費として、福祉資金の貸付けを行う。

2 母子父子寡婦福祉資金の貸付

県は、小規模の災害により被害を受けたひとり親家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、被災した家屋を増築、改築、拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付けを行う。

3 中小企業向け緊急融資

県は、大規模な地震が発生した場合において、地震により被害または影響を受け経営の安定に支障を生じている中小企業の金融の円滑を図るため、既存制度融資の条件緩和または緊急融資の実施について、適宜、必要な対策を実施する。

4 農業関係融資

- (1) 被災農家の経営 : 天災資金
- (2) 農地等の災害復旧 : 農業基盤整備資金
- (3) 施設関係の災害復旧 : 農林漁業施設資金
- (4) その他 : 農林漁業セーフティネット資金

5 林業関係融資

- (1) 被害林業者の経営 : 天災資金
- (2) 施設関係の災害復旧 : 林業基盤整備資金
農林漁業施設資金
- (3) その他 : 農林漁業セーフティネット資金

<資料編>

資料 1 5 - 6 敦賀市災害見舞金等支給条例

資料 1 5 - 7 災害弔慰金の支給等に関する条例

第4節 復興計画

実施担当	関係各部
------	------

第1 計画の方針

市は県と連携し、被災地の再建を行うため、被害の状況、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、現状復旧または中長期的視野に立った復興について検討し、復旧、復興の基本方針を定める。

第2 改良復旧

市及び防災関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧に当たっては、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、地区別の復旧予定時期を明示する。

第3 計画的復興

大地震により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、市は、県と協力して事業を円滑かつ迅速に実施するための復興計画を策定し、関係機関と調整しながら、計画的に復興を進める。

また、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに要配慮者や女性等を含む市民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、安全で快適な市街地の形成と都市機能の充実を図る。

第4 被災者等の生活再建等の支援

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第5 大規模災害からの復興に関する法律の活用

1 復興計画

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地

域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

2 特例措置

市は、特定大規模災害等を受けた場合、円滑かつ迅速な復興を図るために、必要に応じ、市に代わって必要な都市計画の決定等を行うよう国土交通省及び県に要請するものとする。

3 職員の派遣

市及び県は、災害復旧・復興対策のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努めるものとする。

市、県及び国は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。